

働きつつ学ぶ権利を担う経済科学の総合雑誌

経済科学通信

特集=シンポジウム「ポスト福祉国家」を問う

- ・住宅問題からみた日本の「豊かさ」
- ・過労死——働きすぎ社会の告発

早川 和男
森岡 孝二

60

1989年
7月

1981年5月20日
第4種郵便物認可
I S S N 0385-065X



好評！基礎経済科学研究所の出版物

経済学基礎理論研究所編

現代日本経済入門

汐文社・1972年・絶版

池上惇編著

現代世界恐慌と資本輸出

青木書店・1973年

池上惇・坂井昭夫・林堅太郎編著

現代日本資本主義の政治経済機構

労働経済社・1975年

基礎経済科学研究所・坂井昭夫編

日本の経済危機

労働経済社・1976年

基礎経済科学研究所編

資本論・帝国主義論年表

基礎経済科学研究所・1977年・絶版

向井喜典・池上惇・成瀬龍夫編

現代福祉経済論

青木書店・1977年

重森暁編

地域のなかの公務労働

大月書店・1981年

島恭彦監修

講座・現代経済学 全6巻

青木書店・1978年～1982年

基礎経済科学研究所編

人間発達の経済学

青木書店・1982年

森岡孝二・林堅太郎・佐々木雅幸編

入門・現代の経済社会

昭和堂・1985年

成瀬龍夫・小沢修司編

家族の経済学

青木書店・1985年

森岡孝二編

勤労者の日本経済論

法律文化社・1986年

基礎経済科学研究所編

労働時間の経済学

青木書店・1987年

基礎経済科学研究所編

講座・構造転換 全4巻

青木書店・1987年

基礎経済科学研究所編

ゆとり社会の創造

昭和堂・1989年近刊

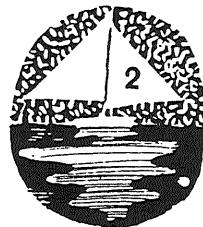
基礎経済科学研究所編

資本論・帝国主義論対照「経済学総合年表」

青木書店・刊行予定

経済科学通信

第60号（1989年7月）



研究者群像●柴田悦子先生に聞く	2
特集●「ポスト福祉国家」を問う	
特集によせて	編集局 10
住宅問題から見た日本の「豊かさ」	早川 和男 11
シンポジウム：「ポスト福祉国家」を問う	
報告1 サッチャリズムとイギリス福祉国家	北村 裕明 16
報告2 スウェーデンの経済と福祉	藤岡 純一 22
報告3 日本における「福祉国家」の再編過程	中井 健一 29
全体討論のまとめ	岡崎 祐司・上掛 利博 40
過労死——働きすぎ社会の告発	森岡 孝二 42
高齢化と都市行財政	武田 宏 50
豊かさとはなにか——三宅島民が発するメッセージ	末松 三郎 58
現代の焦点●レーガンの遺産とアメリカの選択	新岡 智 60
学界動向●マルクス・エンゲルス研究者の会	橋本 直樹 63
研究所訪問●銀行労働研究会	北島 治 66
書評●経済優先度評議会著『S D I——スターウォーズの経済学』	
吉田文和著『ハイテク汚染』	大西 広 69
上杉忍著『パックス・アメリカーナの光と陰』	鈴木 茂 70
基礎研だより●1989年度春季合宿研究交流集会のまとめ	樋原 正澄 72
60号記念●『経済科学通信』第51号～第60号総目次	73
読者の声●	81
編集後記●	編集局 81

表紙の絵 つづら（新日本プロセス）

柴田悦子先生に聞く

このインタビューは、さる4月25日、柴田先生のご自宅（兵庫県芦屋市）に、重森暁（『経済科学通信』編集長）、林久和（基礎理事）、梅原英治（『経済科学通信』編集局員）がお伺いして行なったものです。



編集局 本日はお忙しいなかを時間をさいでいただき、またご自宅にお伺いさせていただきましてありがとうございます。

この「研究者群像」というインタビューはこれまで12名の方にさせていただいておりますが、気がついてみると女性の研究者が誰もおられないでの、次は女性の研究者にと思っておりました。ただ、基礎研は「働きつつ学ぶ」ということをスローガンにしておりますので、このインタビューもなんらかの形で働きつつ学んだ方とか、労働者との学習運動に携わってこられた方とかに登場していただいております。そういうことで、これまで先生と港湾労働者との関わりなどをお聞きしておりましたので、ぜひ柴田先生にお願いしようということになりました。よろしくお願いします。

軍国主義下の女学校生活

編集局 先生のお生まれですが、本や人名録などに載った経歴をみますと、兵庫県であったり東京都となっていたりしていますが、どちらなんですか。

柴田 わからないんです（笑い）。というと、誤解を生みますが、それはこういうことんですよ。父親が一橋大学を出て結婚して神戸高商に赴任し、そこで生まれたのですが、父親がすぐに外国に行くことになって、私は東京に戻ったわけです。だから、生まれたのは兵庫県なのです。

ですが、それこそゼロ歳児のときから東京にいたんです。それで東京になっていたり、兵庫県になっていたりするのです。しかし、東京にいたのは父親が留守をしていた2年間ほどです。だから、生まれは兵庫県の神戸です。

編集局 それで学校は？

柴田 女学校は兵庫県立第二高女で、昭和15年から20年までいました。

編集局 ちょうど戦争の真っ最中だったわけですね。

柴田 親は神戸女学院に行かせたかったらしくて、なぜ県二に進んだのか、いまから考えるとよく分からんんですよ。家は御影ですから、県二のような遠いところに行くことはなかったと、後からさんざん言われました。それを抵抗して県二に進んだのは、よく分からんんですが、夏の制服が素敵だったとか（笑い）、そんな程度だったのかもしれません。

編集局 そのときはどんな生徒さんだったのでですか。

柴田 女学校では、あんまり目立たない子で、真面目な方に入っていたと思いますが、とくに語学・数学が好きで、作法や料理の時間に単語を覚えるなどしたので、立たされたり職員室で正座させられたりしましたね（笑い）。

女学校時代の想い出でいえば、そのときちょっとした議論があったのです。それは天皇が神かどうかという議論です。まだ子供ですから、神だという人も、いや違うという人もいました。

その中にお兄さんが京都大学に行っている人がいて、彼女は「天皇は神ではない」と言いました。しかし、みんな無邪気にいうものだから、そのうち先生に聞こえて、天皇は現人神だから今後そのような話をいっさいするなと抑えられてしまいました。それで私は家に帰って、ご飯を食べているときにその話題を出して、天皇はどっちなんだろうと聞いたら、祖母と母は顔を見合させて黙ってしまい、父親も黙って何も言わなかったんです。それで食事後、私が自分の机の方へ行っていたら、父親がやってきて、天皇は人間だといいました。そのとき、天皇は神ではなくて人間だと言った友人を偉いなと思いました。いまでもそのことをよく覚えていますね。

学徒動員で紡績工場へ ——血を吐いて倒れていった女工たち

編集局 女学校時代に学徒動員で紡績工場に9ヶ月ほど行かれていますね。

柴田 女学校生活は、1年生のときは入学試験も入学式もあってまだましだったのですが、昭和16年の2年生の頃からはっきりとおかしくなりました。例えば、毎月の1日と15日は長田神社へお詣りしましたが、そのとき生理の女性は境内に入ってはいけない、鳥居の外で待てという。しかし、そこに行かないと欠課になりますから行くのですが、失礼な話だと思いますね。遠足も長いこと歩かされて、情けない想い出ばかりというようになってきました。

紡績工場へ行ったのは5年生になって間もなくのことでした。紡績工場は長い工程があって、私は前紡工程に配属されましたが、綿ぼこりのひどいところでした。そこで女工さんが血を吐いて倒れるのをよく見ました。女工さんが倒れると塩水を飲ませて、男子工員が担架で運んでいく。ショッちゅうあることなので、実に憤れたものでしたね。

工場の生活では、例えば、昼の45分の休憩でご飯をもらうのに30分もならばなければならないので、みんなが怒って、休憩を長くしろと文句が出ました。それで私は学徒長をやっていたので、ほかの工程の学徒長と3人で工場長に話

しに行ったのですね。それは、工場長がとてもニコニコしていて、「みなさん方、困ったことがあったら何でも言いにいらっしゃい」と言っていたからなんですが、それを真に受けて行ったら、ひどく怒られましたね(笑い)。その後、特高らしいのが家に来たりして、親からも怒られました。

私の行った作業場ではありませんでしたが、ストライキなども時々ありましたよ。紡績工場というのは鐘紡なんですが、身体をこわした学徒らが行くのが、今のカネボウ化粧品——当時は薬品工場で、そこでストライキが起ったことがあります。そこでは「ヒフォール」という、焼夷弾などでヤケドをしたときにつけるチョコレート色の薬を作っていたんですが、そこの監督の先生が非常にいじわるらしくて、「ヒフォール」の工場の監督は「ヒスオール」だなんて言っていたんです(笑い)。その「ヒスオール」が何かやったらしくて、みんな怒って職場に行かなかつたのですね。それで、ストライキという言葉も知りませんでしたが、「ヒスオール」のところが軍歌を歌って工場の中へ入らないと言つてゐるよ、とニュースが入ってきて、それじゃ私たちもあの娘らのところへ行こうということを行つたら、また怒られて……(笑い)。

しかし、その工場が空襲で全焼したため、学校に戻りまして、そのあと私は県庁へ動員されました。

大阪経済専門学校へ——社会科学への関心

編集局 女学校を終えられたのは何年ですか。

柴田 昭和20年3月でしたが、7月まではもとの体制で動員に行くようにという国家総動員令によって、実際に卒業したのは20年の7月でした。

編集局 敗戦は?

柴田 敗戦は経専(大阪女子経済専門学校——現在の大経大)で迎えました。もう入学試験も終えていたのですが、動員令で7月まではもとのままということで、入学式は7月でした。もともと東京の専門学校に行くはずだったのですが、受験票がこなかったり、空襲で大変だということで、経専に行くことになったので

す。

編集局 経専は何年行かれたのですか。

柴田 専門学校ですから3年です。女子経専の2学年の中から旧制大学に行って学者として残ったのは神戸大学の能勢信子先生と私の二人だけです。

編集局 もともと経済学を勉強したいという気持ちがおありだったわけですか。

柴田 それは全然ありませんでした（笑い）。経済学とは何かも全然知りませんでした。父親は経済学者でしたが、家では女の子としての扱いをうけていました。ただ、こういうことがありましたね。

戦争中に父親の蔵書を隠すのを手伝い、やがて戦争が終わってからそれをよく見るようになりました。そうすると、なかには河上肇の『第二貧乏物語』などがある、「第二貧乏」というのは何だろうと思って読んでみたりしましたね。戦争が終わってからはそういうものへの接触が早かったですね。かといってマルクスの本などはありませんでした。

編集局 経専時代に影響を受けられた先生はおられますか。

柴田 印象に残っているのは久野先生の授業で、女の子でも一人前に扱ってくれましたし、ロシア語の石川先生はかなり難しいことを言われてましたね。英語の浅沼先生や経済学の藤原先生にはお世話になりました。

大阪商科大学で『資本論』の勉強

編集局 その後、大阪商科大学（現在の大都市立大学）に進まれるわけですが、そのきっかけは。

柴田 それは戦後の民主化の中で経大の頃からぼつぼつ女性の地位向上とか解放とかに関心があったのです。昭和22年に大学が女性を受け入れるように制度が変わり、時代が変わったことをひしひしと感じましたね。当時、朝日新聞の主催で「男女共学は是か否か」というような学生討論会などがあって、よく参加しました。そういう、社会が変革している時代に青春を送ったので、それで「いっちょやるか」という感じで大学を受けることを決めたのです。ただ、

それで経済学を本気でやろうということではなかったです。

当時、商大は単科大学で、1学年300人弱のなかに女性は数名でしたね。その後、女性は毎年増えてきました。

編集局 大学で本格的に経済学を勉強されるとということに。

柴田 はじめて真面目に勉強したという感じですね。

編集局 それでマルクス経済学に向かわれたわけですか。

柴田 その時代の商大はマルクス経済学が主流でした。上林先生はもちろん、安部先生、飯田先生など、どの講義を聞いても必ずマルクス『資本論』が出発点でした。過渡期だったのでしょうね。

でも上林先生や安部先生の講義は、学生が部屋からあふれていきましたね。戦後のなごりで、ゲートルを巻いた学生が窓から首を出して聞いていました。

編集局 学生時代はサークル活動などおやりになられたのですか。

柴田 はじめは絵のサークルに入っていましたが、紙や絵の具がないでしょう。だから、集まるときもコンパしかしない（笑い）。飲むといつもまともなものは飲めないわけですが。これでは意味がないのでやめました。それからサークルにはあまり入っていませんでしたが、民主的な運動や新聞を作ったりするのを手伝って、「嵐に抗して」などを学生評論に出したりしました。

編集局 そのときにご主人（柴田政義日本福祉大学教授）と知り合われたのですか。

柴田 そうです。彼は予科からですから、商大には私より前からいたのでしょうかが、知り合ったのは高学年になってからで、一緒に新聞作りなどをしていました。

課目転換を迫られて海運研究へ

編集局 最初はマルクスの『資本論』の勉強などをされていたということですが、海運や港湾の研究を始められるきっかけはなんだったのですか。大変珍しいのではないかと思いますが。

柴田 私が助手に採用された昭和26年は、市大商学部の創設期にあたりまして、私たち20歳代の助手に対し、新設の商学部にぜひ必要な課目に転換してもらおうということになったのです。それで何をしようか困ったのですが、当時数年先輩の助手に平井都士夫さん（現・名城大学教授）がおられて、平井さんから「これから変るんやったら一緒に交通論をやらへんか、二人でやれば苦労やけど何とかやっていけると思う、自分は国鉄や陸上交通をやるから、あんたは海運をやったらどうや」という話しがあったわけです。

その話しがある前に、大学から空課目——この課目から選びなさいという「適合課目」——が出されていて、できれば人があまりやっていないことをやろう、そして女性を意識しないで選ぼうという二つの基準で課目転換を考えまして、交通論——海運論や港湾論としては出されていなかったのですが——をやろうかなと思っていたのです。そこで平井さんがそう言ってきたし、じゃやってみるかということで始めたのです。

それで、全員2年間を課目転換の期間としてもらいまして、2年後に業績審査を受けることになりました。つまり、2年後に業績が出ていなかったら、辞めてくれということで、それで去っていった人も数名いました。しかし、海運論をやり始めると面白くなってきて、それがこの道に入るキッカケです。

編集局 大学を卒業されて、女性がすぐに助手になられるというのは、当時としては珍しいことではなかったですか。

柴田 初めてのことでした。それは大学が、今後女性が増えるという見通しを持っていたことや新しい試みとして、女性を一人残そうということになったのでしょうかね。

編集局 助手時代の業績というはどういうものなんですか。

柴田 海運の研究で、具体的にいえば、20世紀のはじめアメリカの海運がなぜ衰退したかということをイギリスとの比較でやりました。

アメリカは、いっとき帆船時代にクリッパーシップなどが活躍し、世界一周航路などを初めてやったりしましたが、それがなぜ資本主義時

代に入って衰退したのか。海運業はオランダやとくにイギリスにとられていくわけですが、この過程は技術革新への取組み方の違いにあったのです。そこに焦点を合わせたので、ちょっと目立ったようです。

蒸気船へ転換していくのはアメリカの方が早いのですが、アメリカには素敵な木材、ソフトウッドというのがブリティッシュ・コロンビアに出ます。船を作るのはヨーロッパの移民なのですが、世界一周ができるような見事な美しい帆船をこのソフトウッドで作って、これに頼るわけです。ところが、初期の蒸気船は石炭を積むのでその分積み荷のスペースが小さくなる。だから、石炭を積んでスペースをとられるような蒸気船——当時はブリキ艦と呼んでいたのですが、それを太平洋に浮かべることを、クリッパーシップに頼っていたアメリカの船主たちは躊躇して、せっかく早くから発明しているのに蒸気船を五大湖(内航)のみで使うわけです。しかし、イギリスはそれを外海で使い始めた。すると見る見るうちに技術革新を遂げていくわけです。

この研究は、海運史の本を読んでいて、数字がおかしいと思って追求していったのですが、たまたま選んだテーマがよかったのでしょう。

海運研究から港湾研究へ

編集局 そのように海運をやっておられた関係で港湾へ入られたのですか。

柴田 そうです。

編集局 港湾の研究はいつ頃から始められたのですか。

柴田 昭和40年前後からです。海運研究を始めたのとは違って、港湾の研究の方はかなり目的意識的でした。というのは、こういう理由なんです。

日本の海運の歴史は長く、海運会社の歴史も長いのです。それで、海運会社には海運に関する文献や研究の蓄積がいっぱいあって、海運会社の人たちと話をしておりますと、頭が上がらないのですよ。商船三井や日本郵船など海運会社は研究所や調査室をもっていて、世界中の文献が集まつてくる。とても学界においては太刀打

ちできないのです。理論的に深めるといつても、非常に抽象的なことをするか、それとも山ほど資料を取り組むかでしょう。本当は取り組みたいのですが、資料や文献はそれほど手に入らないし、お金もないし。

しかし、海運といつても、受皿がないとだめなんです、交通の通路なんですから。交通といつるのは、よくいわれますように、走行車(運搬具)と通路とが接合するというか、技術的にもいろんな面で統一されていないと効果が上がらない。それが海運や航空の場合の通路はターミナルということになります。ですから、ターミナルの重要性と研究の必要性は、はじめから認識していたんです。それで、運搬具の走る道路や航路、荷役や保管が行なわれるターミナル——トラックであれば道路、航空であれば空港、海運であれば港湾というところ——、いわゆる「交通インフラストラクチャ」の研究に关心を持ったのです。

編集局 港湾の現場労働者とのつながりはいつ頃からですか。

柴田 港湾労働法ができるのが昭和42年ですから、その頃からでしょうか。

港湾労働法が施行されるときには神戸港へよく行きましたね。一体どのように日雇いが仕事につくのか、どのように斡旋されるのかということを見に行ったわけです。6時に職安が開かれるので、それまでに着いていないといけないので、朝早く起きて行きましたね。

編集局 怖いという感じはなかったですか。

柴田 それほどなかったですね。神戸港へ行くと新聞記者と間違われて、おかげでいっぱい話を聞くことができました。あそこへ行けば「ねえちゃん」と呼んでくれるので、気分がよかったですね(笑い)。もっとも、港湾労働法で公共職業安定所ができる以前の暴力団が支配していた頃、手配師があっせんしていた頃はやっぱり恐ろしいですから行かなかったです。

編集局 前にお聞きしたことがあります、夏に講演に行かれたら裸の労働者が昼寝していたとか。

柴田 この頃からぼつぼつ労働者との接触があつて、労働組合から講師を頼まれるのです。当時は港湾をやっている研究者がいなかったのでしょ

うね。最初に行ったのはいつ頃かはっきり覚えていないのですが、行きますと裸の労働者が廊下で寝ていたりして(笑い)。組合の人が退けと言つて、彼らを退かせて、部屋に入って話を始めたら、「ねえちゃんの話やつたら、おれたちにも聞かせろ」と(笑い)。

流通面からの日本資本主義分析を

編集局 港湾関係の勉強をやってこられて、やつていて良かったと思われる点はなんですか。

柴田 それはいっぱいありますね。やつていて良かったと思うのは、海運や港湾を通して物の輸送という側面から戦後の日本経済の一つの側面を見ることができたことです。そういうことで、やることに非常に意欲がわきますし、やることの社会的意義もあると思ってきました。さらに、日本だけでなく、欧米とか、中国とか、東南アジアにまで視野が広がっていくと、その国の経済をみる視点というのが出てきますので面白いですね。

だけど、理論的にいえば、日本のマルクス経済学は総じて流通を軽視しがちです。海運や港湾は流通分野に属しますので、そういう面で一つの社会的に認められた学問分野として樹立するところまではいまだに至っていないですね。さらにその輸送のなかのいっそう細かいインフラ部門は一つの分野を樹立するところまでいっていないと思っています。それはわれわれの努力不足の面も大いにあるのですが、なかなかマルクス的手法だけでは切れない部門だし、また絶えず動いていますから、一方ではたえず実証的に捉えながら、他方で理論的に分析・整理するというのは難しいですね。その点では自分の能力の至らなさをひしひしと感じています。

編集局 先生のお書きになった『港湾経済』の「はしがき」に、日本資本主義分析の決定版がまだ著されていないことの難しさを書いておられるのは、そういうことを実感されてのことですか。

柴田 ええそうです。ただ、それは少し古いで、その後いろいろなものが出てきていますから、そういうものを踏まえて分析することは可能かもしれませんね。

ただ、いまは港湾だけでなく、道路とか航空とか、そういう交通インフラ全体に関心があるのです。それぞれ共通性と特殊性があって、例えば、きょうも国道43号線問題で出かけるのですが、道路からなる公害と空港からなる公害ではその対応の仕方が違いますよね。それらも研究の一分野です。

婦人論研究と婦人運動への取組み

編集局 さて、先生のもう一つのご活躍の分野に婦人運動がありますが、婦人運動を積極的に始められたのはいつ頃からですか。

柴田 その方が古いですね、商大的学生のときからですから。その頃から社会運動に目覚めて、民科（民主主義科学者協会）に入りするようになりました。大阪駅の北の汚いところに民科があって、そこに自発的な経済の研究会が行なわれていて、林直道さん、中村九一郎さんなどが出入りされていて、いろいろ勉強しに行っていました。そのうちに、婦人の人たちで女性問題の研究会をしようということになって、その研究会が何年も続きました。

編集局 何人くらいの研究会ですか。

柴田 10人くらいです。ベーベルの婦人論など古典を読んでいました。そのうちだんだん活発になってきて、大阪商大で婦人講座を5回ほど、いろいろな先生を呼んで開いて成功させたりしました。ですから、婦人運動の方が古いのです。

しかし、助手になって、専門が先に述べたようなことになって、当分は海運・港湾に専心すると決めたのです。そうでないとできませんからね。ただ、啓蒙活動だけは続けようと割り切ってきました。そうして何年も過ぎて、その間婦人に關する本も何冊か書いてきましたが、本格的な婦人論はいまも書いていません。婦人論争にも参加して理論的な発言もしましたが、本にはまとめませんでした。立命館大学の婦人論の講義を久米さんと担当したときに、テキストを書いたりしましたが、それはテキストですから、婦人問題の理論書はまだ書いていない。それは心残りで、やりたいですね。ただ、理論的なもの以外ならやると、これまで割り切ってやってきましたから。

編集局 新日本婦人の会は最初からご参加されていたのですか。

柴田 できたのは26年前で、設立のときの大坂のよびかけ人です。ただ、第一線には出ていなかったです。

編集局 その後、新日本婦人の会の大坂本部長をされたりしていますね。

柴田 大阪の3代目の委員長を引き受けたという話があって……。ただ、いやいや引き受けたわけではなく、今まで労働婦人しか見てこなかったので、家庭婦人を見たいと思って引き受けたのです。ちょうど婦人解放論争が行なわれていたときでしたから。

編集局 研究者で、家庭の主婦で、子育てもやってということなんですが、しんどいという感じではなく、活発にやっておられるように思うのですが。

柴田 そうですね、私は割合のんきだから（笑い）。それとやっぱり戦中の女ですよ、非常に家事能力は優れているのですね。その点は今の若い人と比べたら全然違いますね。料理は好きだし、裁縫は洋服ならば何でも一通りできますし。ということで、家事労働はあまり苦にならないで、比較的短時間でいろいろなことをこなすわけです。子育てはもう終わりまして、みんなおっさんになっています（笑い）。ただ、亭主が心臓が悪くてちょっと困っていますが。

私は婦人論をやっていますから、男も家事に参加して生活者として自立してもらわないと困りますが、しかし、女人もせっかく培ってきた優れた家事能力を錆びさせることはないとと思っているのです。

現場労働者から受ける「刺激」の重要さ

編集局 先生は港湾労働者や婦人労働者、家庭婦人と関わってこられましたが、そういうことで一番良かったと思われている点はなんですか。

柴田 それは刺激があるからで、その一言です。自分が労働者の前で話しますと、どこが足りないかが一番わかる。学生の前だったらわからぬないです。なぜかというと、学生は聞くのが商売だから、何を言っても無表情で聞いている。だけど、労働者の人たちはお金を出したり、自発

的に聞きにきているわけですから、表情ですぐわかる。だから、話をしていて、どこが弱いのかがよくわかります。そこから次の課題が出てきます。

たしかに、労働者から学ぶこともあります、教えられる直接の効果よりも自分がやっていることの穴がはっきりするということですね。具体的なことはやる気になって調べたら調べられるわけですから、弱点を知ることができるのがありがたいですね。だから、性懲りもなく行っているわけです。

ただ、労働者に話すといっても、私はあまり上手ではないので、若い頃、中村先生や林（直道）先生の講義を随分聞きに行きました、話し方の勉強をしたものです。しかし、話術もありますが、中身が豊かでないといい話しさはできませんね。

編集局 基礎研では労働者は学ぶだけではなく、自ら研究者として勉強し論文を書いたり政策を考えたりしているのですが、そういう点で労働者に期待することなどがあればお聞きしたいのですが。

柴田 港湾の研究会でも何人か育ってきていると思います。物流ゼミというのをやっていて、実際に港湾で働いている人を加えてまとめた本を79年に出しました（『港の明日を考える』法律文化社）。そういう労働者も参加して作った本は港湾ではないでしょうね。

国際複合輸送システムの研究

編集局 いま関心をお持ちの研究についてお話し下さい。

柴田 その本に参加した労働者の一部と、新たにメンバーを加えて国際物流論の研究会をやっているのですが、できれば1～2年のうちに本にまとめるつもりです。

いま、国際的な運輸関係面白いのは、いろいろな輸送手段を組み合わせて物を運んでいることです。常識では、例えば横浜からヨーロッパへ貨物を運ぶ場合、アメリカを通ることは考えられない。地図をみれば、どっちが近いかわかりますからね。だから、オーソドックスな方法はall sea, 海でして、スエズを通って行

く。そのつぎに出てきた方法が、シベリア・ランド・ブリッジといって、シベリア鉄道を使ってヨーロッパに運ぶ方法で、これは20年以上やっている。さらに高級貨物はall air, 飛行機です。

ところが、最近は変わってきてまして、アメリカまで船で運んで、アメリカから飛行機でヨーロッパへ運んだり、アメリカでは鉄道で東部まで運んでそこから空で行くというように、二つ以上の輸送機関が結合されているのです。それが「国際複合輸送」なのです。これも規制緩和政策の一つとしてアメリカも日本も法律を変えてきています。

なぜそんなことになるのかというと「規制緩和」なんです。太平洋上の運賃が暴落している。だから安い海運を利用する。また、アメリカの航空運賃が暴落している。だから、そこで航空に乗り換える。安いところ安いところと行くと、地球を逆さまに回って輸送距離が長くなってしまってトータルで安くつくというケースが出てくるわけです。

そういう変化がどこに端を発しているかといえば、やはり80年代の世界経済の新たな局面ですね。

そういう国際複合輸送の研究会を月1回くらいのペースでやっています。

編集局 これも相手は全部男性ですか。

柴田 そうなんです。女人いないんですよ、誰かいませんか（笑い）。

頑張れ、婦人研究者

編集局 今後の抱負をお聞かせ下さい。

柴田 定年まであと2年ですが、それまでに国際複合物流論をまとめたいと思っているのです。以前書いた『港湾経済』も古くなったから新しくしてほしいと言われているのですが、それをする意義が現在あるのか考えますと、むしろもう少し違った視点でしっかりしたものを作った方がいいのではないかという気がして、こちらを先にやっているのです。

港湾論の方はいつでも分析に取りかかれるようく資料をためていますし、書いたものもだいぶあるし、いずれ時期がきたらまとめてみたい

とは思っています。論争でも起こるとすぐにやるんですが（笑い）。

婦人論はいまは、解放論のようなかっちりしたものをするより、各論の時代と思っているのです。ですから次は労働時間をやるつもりなんです。労働時間は男性も含めて重要なキーワードの一つになっているのですが、その女性への影響、とくに均等法以後、労働時間へのしわ寄せが一番はっきり出てきているのは女性ですから。労働時間はやはり母性保護の原点ですので、研究会をもってやっています。

編集局 先生は婦人の研究者の先頭を走っておられるわけですが、婦人研究者を育てるという点ではどうお考えですか。

柴田 それがいてないでしょう、本当に数が少なくてね。社会科学では、女性研究者は本当に少ないですね。女性の場合、まずマスターに来るのに壁があって、その次に本職に就くのに壁があって、本当に大変なんです。社会科学の場

合、課目と先生の動く時期が一致しないとポストが得られませんからね。しかし、そういう中で頑張っている方もたくさんおられます。

編集局 働きながら研究している人への期待などがあれば。

柴田 女性で、しかも働いている人の中から優れた研究者がいる可能性はあります。東京の嶋津千利世さんは随分長く婦人の研究会を現場の人たちとやってきて、そのなかから桜井さんや川口さんなど何人もプロを出すという大変重要な役割を果してこられました。そういう人たちには仕事をもちろん、婦人論のいろんな本を出したり論文を書いたりしておられます。ただ、私は本業が交通論ですから、なかなかそういう婦人の研究者を育てるところまでいかないのが残念なんですが、婦人の研究者がもっともっと出てくることを願っています。

編集局 本日はご多忙のところをありがとうございました。

柴田悦子先生の略歴と主要著作

略歴

1928年2月14日	兵庫県生まれ
1945年3月	兵庫県立第2高等女学校
1948年3月	大阪女子経済専門学校卒業
1951年3月	大阪市立大学商学部卒業
1975年10月	大阪市立大学商学部教授
1980年	商学博士（学位論文『港湾経済』）

主要著作

港湾経済（著書、成山堂、1972年）
働く婦人の講座（全10巻、編著、汐文社、1973年）
女性としてどう生きるか（著書、新日本出版社、

1974年）

港の明日を考える（編著、法律文化社、1979年）
日本の交通問題（共著、ミネルヴァ書房、1980年）
現代生活と婦人（編著、大月書店、1981年）
主婦の人生論（著書、新日本出版社、1982年）
男女平等の今日・明日（共著、学習の友社、1983年）
現代経済における競争と規制（共著、法律文化社、1984年）
交通学説史の研究（共著、運輸経済研究センター、1985年）
現代の海運と船員（共著、成山堂、1987年）
現代の港湾（編著、税務経理協会、1987年）
女たちの戦後史（編著、創元社、1989年）

特集「『ポスト福祉国家』を問う」によせて

石油「危機」に端を発した世界同時不況への対応として先進資本主義の中で「福祉の見直し」が叫ばれ、「ポスト福祉国家」が論じられるようになってから、すでに一定の時間が経過した。1980年代末年を迎えた今日、戦後の福祉国家政策とその到達点、さらには70年代末から展開された各国の政策とその結果を検討することは、90年代、さらには21世紀の日本と世界の経済のあり方を考える上で小さくない意義を持っていると思われる。

本特集では、まず早川和男先生より、住宅問題からみた日本の「豊かさ」の現実把握に関する理論的整理ならびに問題提起がなされている。問題をより根源的にとらえ、人間社会の目標とそれを実現する要因、その中の居住環境ストックの重要性が指摘され、社会改革における居住環境改革の位置など、今後深めていくべき多くの論点が明らかにされている。

つづいて、戦後福祉国家体制解体強行の典型例であるイギリスのサッチャー保守党政権の諸政策が北村裕明氏によってとりあげられている。「福祉国家の危機」を戦後体制の危機の中に位置づけるとともに、その基礎過程の分析において「フォード的蓄積様式の終焉」などに言及した上で、サッチャーの具体的諸政策とその結果が検討されている。

サッチャー政権下のイギリスとは対照的に、スウェーデンでは社会民主労働党政権によって福祉国家が維持されており、かつ良好な経済状態が達成されている。藤岡純一氏は、スウェーデンにおける戦後の社会福祉の前進過程、ならびにそれが経済効率と両立し、雇用が拡大していった背景などを明らかにしている。

日本の場合は、福祉国家化それ自体が未達成であり、イギリスやスウェーデンなどと比べて大きく立ち遅れていたにもかかわらず、臨調・行革路線の中で「福祉見直し」が強行されてきた。そのイデオロギー的性格とそれがもたらした国民生活への深刻な影響、ならびにそれを可

能にした労働者階級の変化などが中井健一氏によって論じられている。

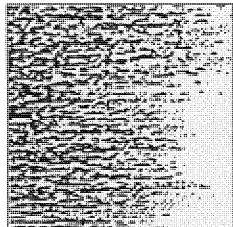
以上の北村・藤岡・中井各氏の論稿は、本年3月17日の基礎経済科学研究所1989年度春季研究交流集会初日に行なわれたシンポジウム「『ポスト福祉国家』を問う」の諸報告である。当日は約40名の参加があり活発な討論が行なわれたが、その要旨についてはつづいて収録されている岡崎・上掛両氏（当日の司会者）の「全体討論のまとめ」を参照していただきたい。

以上に加えて、本特集にはさらに、日本の苛酷な労働条件の帰結として昨今大きな社会問題となっている過労死についての森岡孝二氏の論稿、ならびに、日本社会の高齢化の中で生じている地域福祉に対する膨大な需要と現実の都市行財政水準のギャップを分析した武田宏氏の論稿が収録されている。福祉を論じる以前の、生命の保障さえなされていないという日本の労働の実態は、私たちを戦慄させずにおかない。また、確実に増大しつつある高齢者に対する福祉の現状を改革し、充実させていくことが、今後の日本の最重要課題の一つであることはいうまでもない。

特集の最後に収録されているのは、前号での編集局からの呼びかけに応じて投稿していただいたものである。三宅島の現実に立った「豊かさ」＝「Nature, Land, Peace」というメッセージは私たちの共感を呼ばずにはおかない。

なお、本特集ではアメリカのレーガン政権下の福祉後退については直接とりあげられなかった。関連文献として、本号「現代の焦点」の新岡智氏の論稿を紹介するとともに、本特集と合わせてご一読をお願いしたい。

(松野)



●特集——「ポスト福祉国家」を問う

住宅問題からみた日本の「豊かさ」

春季研究交流集会での記念講演

早川 和男

はじめに

豊かになったといわれる日本で、豊かさ感が国民生活の中で欠けているという指摘が各方面でなされていますが、その一つは日本の住宅の貧困にあるのではないかと思います。

しかし、これとはまったく正反対に、日本の住宅はすばらしいと考えている人もおり、このような人たちは影響力をもっているので批判していくかなければなりません。例えば、名古屋大学の飯田経夫氏は、日本の住宅はヨーロッパと比べて大差なく、「うさぎ小屋論」は誤解にもとづく中傷だと言ったりしています。しかし、これは日本びいきの引き倒したといわなければなりません。実際、日本を訪れた外国人研究者は、ことあるごとに日本の住居や生活環境の貧しさを指摘しているのであって、例えば、ケネス・E・ポールディングは「量的な豊かさの追求に代えて生活の質の向上をめざすべきだ。新しい生活のスタイル、コミュニティの形成、暮らしやすい住まいづくり。日本人はもっと生活を楽しまなければならない」と言い、ポール・サムエルソンは「輸出主導型の成長路線はやめ、もっと国内の社会資本充実や住宅需要に目を向けよ。とりわけ日本の住宅はひどすぎる」と述べ、シンガポールのリー・クアンユー首相も来日歓迎晩餐会で、「日本国民はその富と地位に値する生活水準と質に従って生き、住宅と住環境を向上させるときこそ、他国の経済発展も増進する」と挨拶をしたりしている。住宅は人々が豊かで安心して暮らすための社会的基礎条件であるという考え方にはつながらば、このような日本の住宅に対する見方は当然のものだといってよいでしょう（飯田氏の所説に対する批判としては、拙稿「日本の住宅——健康か不健康か」

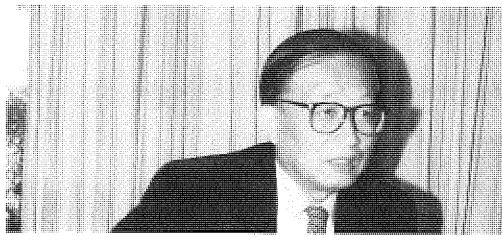
『世界』1986年12月号、を参照して下さい）。

では、日本人自身は日本の住宅事情をどうみているのかといいますと、建設省住宅局「住宅需要実態調査」（各年）という政府統計で、日本人の住宅に対する感じ方の推移が分かります。これによりますと、満足している人が1973年20.5%が1983年には9.1%に大幅に減少し、困っている人が27.7%から37.2%へとかなり増大していることがわかります。困っている内容は、高家賃、遠距離通勤、住宅環境の悪化です。

通商産業省の外郭団体である国際価値観会議は、「美しい生活環境のなかで暮らすことへの満足度」という調査を行なっています（1980年）。「美しい生活環境」としては、魅力的な街並み、住宅、インテリア、家具あるいは自然環境があげられており——これこそ私たちが豊かさと呼ぶものではないかと思いますが——、これにあなたは満足していますかという調査です。この調査を見ると、イギリス56.3%，フランス50.3%，カナダ・西ドイツ48.3%，オーストラリア47.2%，シンガポール41.4%です。それに対して、日本は6.4%。これは妥当な数字というべきでしょう。日本では、ただぶらぶら散歩するだけで気持ちが安らぐ、並木に囲まれ、美しいせせらぎのある住宅地やまち、広い居間がありそこにいるだけで自分の存在感を感じるような住まいといった、すなわち豊かさを感じる生活環境が極端に少ない。このことは、消費物資は増えたが、日本は決して本当の豊かさを実現していないということを意味しています。

I. 人間社会の目標とそれを支える 二つの要因

われわれはこの世に生をうけ、日々を暮らし、学習や労働や社会参加を通じて人間として発達



早川 和男氏

することをめざしていますが、その条件として人々が終局的に実現しようとしてきたことは、生存と人権の保障、貧困からの脱却といった人間社会の歴史的課題です。そのために人類は絶えず生産力を発展させて衣・食・住の充足をめざし、同時に奴隸の解放、差別の廃止、精神的自由、社会的労働に参加する権利、労働する権利などの確立をめざしてきました。

そういう人間社会を実現する条件は大きく二つの要素に分けられると思います。一つは賃金、社会保障などで、これはフロー、いわば生活手段です。

もう一つは社会システムの発展です。これはさらにソフトとハードにわかれます。ソフトとは生産関係のことです。生産力を発展させるためには、封建社会から資本主義社会、社会主义社会、共産主義社会へというように、つまり真の生産力を支えるものはどういうものかということです。これが実際はなかなか大変だということは、皆さん方がご専門ですからよくご存知のことです。そして、もう一つのハード面が今日の主題となる居住環境ストックといふものです。居住環境ストックとは生活基盤であります、住宅とか、生活環境とか、公園とか、街とかです。生活手段と生活基盤の両方は人間の生存と人間発達を支えていく基本的要素であると思います。

II. 日本社会の諸問題と 低水準ストックとの関連

何のために生産力を発展させるべきかということは、発展途上国をみるとよくわかりますが、西欧社会は生産力の非常に大きな部分を生活基盤の充実に向けてきました。生産力の発展はそのためにこそ必要であると私は考えています。

日本の現状はその裏返しで、目的を見失った工業や経済の発展になっています。

日本社会に横たわるいろいろな社会問題をみると、その背景には居住環境ストックの貧困が関わっていると思います。

生活基盤、居住環境ストックには二つの役割があります。一つはこれがないと生活が維持できないということであり、もう一つはこれがないと真の生活の豊かさが得られないということです。

まず、生活が支えられないということでは、1点目に健康の破壊があげられます。戦前の病気は伝染性の疾患が多く、西欧諸国はそれを防ぐために公衆衛生と住宅を両輪にした都市づくりをしました。それが今日のヨーロッパのまちの美しさの出発点となっています。それに対し日本は、予防注射をしたり、隔離などの対処療法でしのぎました。しかし、現在の病気は慢性病、持病、成人病が主流を占めています。それは居住環境の貧しさによって起こる場合が非常に多いわけです。例えば、家が過密居住で日当たり・風通しが悪いと、喘息・心臓病・高血圧・痔などはまず治らない。それから、家が狭ければ、ケガが多く危険です。『住宅貧乏物語』

(岩波新書、1979年)で一連のことは詳しく紹介していますが、最近は家の中でひっくり返って死ぬ人が毎年1万人、ケガをする人が100万人もいます。そういう階段から落ちたり、床で滑るなどの家庭内事故で死ぬ人の60%は65歳以上の老人ですから、今後、高齢化が進むにつれてますます増えてくるでしょう。また、老人はいったん入院すると、家が狭いから家族が引き取らないとか、帰るとまた再発するとかで、家に帰れない。WHO(世界保健機構)の資料によると、世界の平均入院日数はアメリカが8日、ヨーロッパが12~14日ですが、日本はなんと40日です。医療制度の違いや中間施設の有無も関係するでしょうが、決定的理由は家が小さくて危険だからです。そういうことがあるから、医療費の増大や社会的入院の増大が起こるわけです。

生活の維持困難の2点目は、住居費負担の増大で生活ができないことです。フローの発展がここでは逆の関係となっています。つまり、土

地や住宅を食い物にし地価が上がることをテコにして経済成長しています。

3点目は子どもの発達阻害です。家が狭いと、子供の心身がすくすくと育たない。

4点目は高齢者の生活不安、いわゆる「老残社会」の到来です。年金や医療があっても、安心して住み続けられる安全で快適な住居がなければ、高齢化社会は成り立ちません。

つぎに、豊かさの欠如について述べますと、ゆったりした居間があり、緑が多く小鳥が鳴いているような居住環境がなければ、豊かさを感じられません。遠距離通勤では自由時間がなく、社会参加の機会もえられず、人間発達の機会もない。生活をエンジョイすることもできないし、コミュニティ活動に参加することもできない。これはトータルにみた生活の豊かさの欠如といえます。

このように、収入がかりに増えても、生活環境ストックがなければ、生活を支えることもできないし、豊かさを感じることもできません。

最近、地域福祉ということが盛んに言われていますが、地域福祉とは何かという問題があります。ホームヘルパーやその他のサービス・ネットワークなどの充実に関心がもたれていて、もちろんそれも必要ですが、やはり地域福祉という場合には、住み慣れた家と街で安心して生活し住み続けることができる、というようなことを保障すること、それが地域福祉の「福祉」の基盤だと思います。国連の高齢者世界行動年の宣言文は、高齢社会で老人が幸せに生きる原則は、住み続けてきた街で安心して、社会的に、近隣の人々と一緒に住めることと述べていますが、同じことですね。

最近、世界では、「待つ医療」から「出かける医療」へ、「待つ福祉」から「出かける福祉」へ大きく変わりつつあります。老人ホームに収容するのでなしに、福祉ネットワークが地域にできる。地域福祉ネットワーク、サービス・ネットワークを作ることが「福祉」であるというようになってきています。デンマークやスウェーデンなどは率先してそれを行なっています。

それが何を意味しているのかといいますと、居住の継続それ自体が福祉であり生活の質だということです。人間の生活は、地域の見慣れた

自然や親しい人間関係によって安定するわけですが、引っ越しはそれを断ち切ってしまいます。引っ越ししていった老人はボケたり、死んだりする場合が多いのです。ですから、地上げといいうのは、人間的に残酷なわけです。その点、西欧諸国は引っ越ししなくてもよいストックをいかに作るかが課題となっています。スウェーデンでは1975年に法律を改正しまして、すべての住宅は最初から障害者・高齢者が使えるか、改造しやすいようになっていなければならぬ。例えば、1階に寝室がなければ、住宅として認可されません。寝室が2階であったら、誰か一人が障害者あるいは高齢者であったりすると、使いものにならなくなるからです。フランスも同じです。

これまでの日本では、年金その他のフローで「福祉」を支えてきました。もちろん、それ自体も不十分ですが、さらにこれからの日本はストックが生活を支えるという考え方、安全で快適で豊かさを感じさせるような住宅や居住環境を作ることが「福祉」なんだという考え方をもって実践していくかなければなりません。

III. 理想社会の追求(社会改革論)における居住環境の位置

空想的社会主义者の所説を読みますと、必ず居住環境や居住システムの話が出てきます。トマス・モアのユートピアの話がそうですし、ロバート・オーエンもそうです。

ロバート・オーエンは、人間の性格は環境によって左右される、とくに幼児のときの環境が人間の性格形成に決定的であるとして、「性格形成学院」という学校や労働者の家を、実際にニューラナークで実現しています。子供の労働を禁止して学校に入れ、立派なアパートを建てて労働者を住まわせたりしました。

フーリエは「ファランステール」と称する社会主義的な共同生活体、いまでいうホテルのような共同集合住宅を提起しています。彼の話によれば、2000人の住居・ホテルで、その中に保育園、学校、食堂、作業所などがあるというものです。

ベーベルは『婦人論』で住生活のことを多く

述べています。婦人の解放は台所からの解放であるとして、共同の食堂を作り、したいときにはだけ炊事をすればよろしいと言います。

その他、カンパラ、サンシモンら、みんなそうです。

このようにみてきますと、空想的社会主义者たちは、住居、居住形態、生活システムというものが人間社会の理想であり実現すべき終局の目標であり、人間らしさを支えるのに不可欠であると考えていたように思われます。

エンゲルスやマルクスもそうです。エンゲルスは『イギリスにおける労働者階級の状態』で、住宅が悪いから悲惨であると述べている。マルクスは『資本論』の資本の蓄積過程のところで都市の悪い状況について多くの叙述を行なっています。

それに対して、私は経済学者ではありませんから正確なことはわかりませんが、アダム・スマスやケインズなどにはそういう話はいっさい出てこない。雇用とか、利子率とか、所得とか、投資とか、そういう概念ばかり。つまり徹底してフローの話ばかりで、住宅や環境の話がまったく出てこないのです。いったいこれはどういうことか、最近いろいろ考えています。マルクス経済学、近代経済学と呼ばれる範疇は何が違うのか。

建築家の中には、空想的社会主义者の影響を受けている人がいます。例えば、ル・コルビュジエは東京の近代美術館を設計した世界的に有名な人ですが、この人はロバート・オーエンやフーリエなどの影響を非常に受けています。戦後の世界に大きな影響を与えたユマニテなどは、フーリエのファンステールをそのままもってきたのではないかと思われるくらいです。

話はとびますが、日本の都市計画は土木・建築屋が行ないますが、イギリスの都市計画は「ソーシャル・リホーマー」といわれる社会改革者が行なう。つまり、社会改革の一環として都市を作ってきたと言われています。ですから、都市計画局には福祉、社会学、社会政策、経済学、公衆衛生など多くの人がいます。社会や政治の仕組みの中に、社会改革の思想あるいは流れが組み込まれているように思われます。

IV. 世界と日本の生活状況

世界の国民の生活状況を以上に述べたフロー（賃金所得あるいは社会保障）とストック（生活基盤）という概念で見れば、インドなど開発途上国はフローとストックの両方が低い。北米・カナダ・北欧諸国はフローとストックの両方が高い、ストックは高いがフローがやや低いというのがイギリスをはじめとするヨーロッパ諸国です。フローがやや高水準で、ストックが低水準というのが日本です。これらの状況を比喩で考えてみましょう。

一方は親父から立派な家をもらい、月給は20万円で家賃はいっさいらない。他方は月給40万円で、小さな家のローンに月20万円返していく。この例のとき、家持ちの方がずっと豊かですね。日本人がマイホームに傾倒するのも分からぬでもないです。日本は社会保障制度が不備で老後が心配ですから、ストックを持っていれば、フローの社会保障が低くても、生活できるのではないかという潜在的思いがある。イギリスなどは若い人の失業が深刻ですけれども、家賃が払えなくなると、家賃手当あるいは家賃減額制度があります。家のローンが払えなくなったら、政府がローンの利子を肩代わりしてくれます。これはサッチャー政権でさえ、やめることができないのです。住宅は安定しているから、失業保険や年金で十分暮らしていくことができます。

21世紀の世界は、このような生活に関わるストックがどれだけ蓄積されているかということが、各国国民の生活の質を左右していくと思います。その点、日本は先進国の中では最悪のコースをたどっています。

V. 日本の住宅政策と住宅運動の課題

日本の住宅政策の一つ目の特徴は、自主主義、つまり自分の甲斐性で解決せよということです。

二つ目の特徴は、国民の要求の分断と差別です。低所得層には公営住宅が与えられますが、それは少ししか供給されません。競争率が高いですから、入れた人は幸運であって、入れなかっ

た人はそれを羨ましがる。入れた人が「もっと広くせよ、家賃値上げ反対」といっても、入れなかつた人が「何をいう、安い家賃で入っているのだから小さくて当然だ」というようになって、運動がなかなか統一しません。

三つの特徴は、住宅政策が国民の福祉や生活のためになく、労働力確保（軍事・産業労働者を集める）、景気調整、利潤追求（民間活力導入の名のもとに）の手段になっていることです。住宅政策は本来、社会的公正や福祉を実現する手段ですが、日本にそういう真の意味で、住宅政策と呼べるものはないのです。

ヨーロッパの国々は日本の住宅を「ウサギ小屋」と呼んでいますが、それではヨーロッパ諸国の住宅や居住環境はなぜよいのでしょうか。それは自然によくなつたのではなく、ものすごい住宅運動があつたからなのです。労働組合、借地借家人組合、学生、市民、建築家、弁護士など、いろいろな人々が、家賃ゼネストやデモや空き家占拠運動を行なうなど、すごい運動を行なう。それで政府が譲歩して住宅政策が発展していったのです。

日本にはそういう運動がありません。7年前、私たちは住宅研究運動を行なう団体として「日本住宅会議」を作りました。これは直接、住宅運動をするのではなく、住宅問題の所在を明らかにしたり、住宅運動を理論的にバックアップしようというものです。現在、借地借家法改正が検討されています。これが通ると、国家が地上げを公認するようになります。日本は住宅運動が弱い。なぜ弱いかといふと、日本にも戦前から借家人運動があるのですが、分裂の歴史なのです。いまでもそうです。運動の発展・統一がなされるためにはどうしたらよいのか。分断・差別されている人たちの利害を調整するというのは難しい。そうではなく、何か共通した目標をもち、共通に追求すべき課題をかかげてそれに向かって手をつないでいく、それではじめて統一できるのではないかと思います。そこで日本住宅会議では「住宅憲章」というものを作りました（日本住宅会議『住宅憲章』岩波ブックレット、1988年）。

政府や企業は、豊かさとは何なのかということを世論調査すると、「価値観の多様化」があ

ると言います。「価値観の多様化」というのはインチキですね。建設省の住宅宅地審議会という住宅政策の基本を決める審議会がありますけれども、そこで政府の責任者が次のように答弁しています。

「住宅に対する国民の価値観は多様化しているから、広い方がいいとは必ずしも言えない。狭い家がいいという価値観もある。遠距離通勤だと本が読める。狭い家は効率的で片付けが簡単だ。暖房費がいらない。住宅にお金を注ぎ込むよりも、レジャーに注ぎ込みたいという国民の声を無視して、住宅をもっとよくするようすべきだとは言えない」。

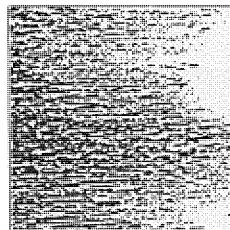
これはもう頭が混乱している、あるいは資本の要求の糊塗としか言えません。

私は学生時代にソ連の住宅建設という卒業論文を出しましたし、ソ連や中国に何度も行っていますが、最近、ソ連は持ち家（共同住宅）が非常に増えてきています。しかし、住宅難はかなり深刻です。中国は日本の戦後一時期のような感じでひどい状態です。ただし、両国とも徐々に良くなってきています。一方、スウェーデンやデンマークは資本主義国だけれど、ソ連よりもはるかに本当の意味の福祉国家です。社会体制をどのように考えるかは非常に興味ある課題で、新しい形で研究していく必要があると思います。

[参考文献]

- 早川和男『住宅貧乏物語』岩波新書、1979年。
- 同『日本の住宅革命』東洋経済新報社、1983年。
- 同『『狂乱地価』への提言』岩波ブックレット、1987年。
- 同『土地と住まいの思想』情報センター、1988年。
- 日本住宅会議『住宅白書(1986年版)』ドメス出版、1986年。
- 同『住宅白書(1988年版)』ドメス出版、1988年。
- 同『住宅憲章』岩波ブックレット、1988年。

(はやかわ かずお 神戸大学)



●特集——「ポスト福祉国家」を問う

サッチャリズムとイギリス福祉国家

春季研究交流集会シンポジウム第1報告

北村 裕明

はじめに

「ポスト『福祉国家』を問う」というテーマで、サッチャー政権下のイギリスを担当することになりました。報告をお引き受けしたのは、二つの点をこの機会に自分なりに深めてみたいと思ったからです。

一つは、私の研究課題としているイギリス地方税改革の問題を、サッチャリズム全体の評価の中で、位置づけなおすということです。私は、1986年の9月から1987年の12月までロンドンに滞在し、主要にはサッチャー政権下における地方財政改革の動向を、地方税改革を中心にフォローしてまいりました。¹⁾後述しますように、地方税改革という問題は、サッチャー政権による諸改革の重要な一帰結であり、国際的にも注目に値する改革ですが、この機会に、サッチャリズムをもたらした蓄積構造ならびに政治構造の変化をふまえて、位置づけなおすしてみようと考えたからです。

もう一つは、アンドリュー・ギャンブル(Andrew Gammie)が昨年、『自由経済と強力な国家——サッチャリズムの政治学——』(Free Economy and the Strong State—The Politics of Thatcherism—, 1988)という大変興味深い本を出版し、サッチャリズムの本格的評価を試みていますが、この書物をベースにしてサッチャリズムについて考えてみたいと思ったからです。ギャンブルは、すでに Britain in Decline (2nd ed. 1985)において、イギリスの20世紀の歴史をたどりながら、イギリス衰退の政治的・経済的・社会的原因に鋭い分析を加えています。今回の著作は、サッチャリズムそのものに焦点をしぼり、政治過程に力点をおいているのですが、同時に基礎過程、蓄積様式の問題からサッチャ

リズムを把握しようとしているという点において、高く評価しうる考えます。

したがって、私の報告では、以上の二点をふまえながら、サッチャリズムの展開の中でイギリス福祉国家がどのような変貌を遂げようとしているのかについて述べてみたいと思います。²⁾

I. 戦後体制と福祉国家の危機

(1) 「福祉国家の危機」

「福祉国家の危機」が、叫ばれ出したのは1970年代以降のことです。例えば、R.ミシュラは、「福祉国家の危機」を、1973~74年の石油危機以降に顕在化した福祉国家の困難による信頼の喪失と、正統性の危機と捉えています。あるいは、1981年のO E C Dの報告では、低成長下において社会政策・社会保障が経済に悪影響を及ぼしたこと、つまり経済政策と社会政策の衝突が起こったことに「福祉国家の危機」があると分析しています。³⁾⁴⁾

すなわち、「福祉国家の危機」とは、70年代中葉以降の世界不況を基礎過程として、一方では、福祉国家の諸政策が困難に直面し、他方では、福祉国家批判の諸思想が急速に広まり、そうした中で、まさに戦後体制を特徴づけた福祉国家の諸政策の解体と再編とが世界的に進行する状況を示すものといえましょう。したがって、「福祉国家の危機」とは、戦後体制の危機でもあるということができるわけです。

(2) 戦後体制と福祉国家

では、福祉国家は戦後体制の中でどのように位置づけることができるのでしょうか。ここでは、ギャンブルにしたがって、戦後体制を三つの指標で捉えてみたいと思います。

第1には、「フォード的蓄積様式」あります。⁵⁾



北村 裕明氏

「フォード的蓄積様式」とは、以下の三つの過程として特徴づけることができます。1点目は、製造業（とりわけ重工業、耐久消費財産業）において大量生産方式が導入され、生産性が著しく向上する過程、2点目は、その大量生産方式による生産性の向上をベースに、賃金が上昇し、労働組合の機能が拡大する過程、3点目は、一方での、大量生産様式を支える蓄積基盤すなわちインフラストラクチャの整備ならびに需要の管理、他方での、正統性の維持という面での福祉諸政策の展開というなかで、国家の経済的役割が増大する過程、以上の三点であります。

第2には、このような基礎過程を踏まえて、国際的にはアメリカの政治的・軍事的・経済的な優越性が確立する、いわゆる「パックス・アメリカーナ」の国際秩序です。これはIMF・GATT体制、あるいはNATOや日米安保条約による、いわゆる「冷戦」構造といっていいかえてもよいでしょう。

第3には、「フォード的蓄積様式」と、「パックス・アメリカーナ」の国際秩序を踏まえて、国内的には「社会民主主義のヘゲモニー」が欧米諸国において確立したことです。それは「ケインズ主義的混合経済とコンセンサス・ポリティックス（合意の政治）」といわれ、これこそが、福祉国家の諸政策を推進したわけです。その内容は、①完全雇用予算、②労働組合との和解、③産業の公有あるいは公的部門の拡大、④社会保障関係歳出の増大と、それを支える徴税のシステム、⑤国家による経済の管理、であります。こういう形で「社会民主主義的なヘゲモニー」が欧米諸国において確立する過程が、戦後福祉国家体制であったといえましょう。

このような戦後体制は、1971年の通貨危機と1973年のオイル・ショック、すなわち、通貨とエネルギーという戦後世界経済を支えた二つの

要素の大きな動搖を契機として、世界的不況に突入するわけです。この過程で、先に述べた戦後体制を支えた三つの指標が大きく揺らぎ始めます。

第1は、「フォード的蓄積様式の終焉」がいわれはじめます。すなわち、ME革命をベースにした産業構造の変化と、大量生産方式から多品種小量生産への生産方式の変化、熟練労働のより全面的な解体と労働組合機能の弱体化、国家の経済的役割の縮小等であります。

第2は、アメリカの絶対的な地位が低下して、先進国による相互協調体制、いわゆる「サミット体制」に国際経済秩序が移行します。

第3は、「社会民主主義のヘゲモニー」が危機に陥り、いわゆる新保守主義の政治が行なわれはじめます。

このように、戦後体制の解体が、70年代中葉の世界不況と、ME革命という新しい技術的展開によって進むわけです。

したがって、サッチャリズムとは、「フォード的蓄積様式」と「社会民主主義のヘゲモニー」の終焉という世界的共通現象の特殊イギリス的表現であると位置づけることができましょう。特殊イギリス的という意味において注目すべきは、以下の3点です。一つは、イギリス産業の「衰退」が、他のO E C D の諸国に比べてみると、60年代から70年代にかけてにとくに著しかったこと、二つ目は、その衰退部門に非常に強い労働組合が存在したということ、三つ目は、国際金融のセンターとしてシティを持っていたということであります。

II. サッチャリズムの特徴

(1) 「自由経済と強力な国家」

サッチャリズムを、ここではギャンブルの著書の表題にしたがって、「自由経済と強力な国家」と特徴づけることにしましょう。これは、「新自由主義と対決の政治」と言い換えることも可能です。「新自由主義」とは、戦後福祉国家体制を基礎づけたケインズ・ベバリッジ的な理論に対置されるものであり、「対決の政治」とは、「コンセンサス・ポリティックス（合意の政治）」に対応するものです。

一見、「自由経済」と「強力な国家」は相矛盾するように見えますが、実は密接に関係するわけであり、サッチャリズムは、市場メカニズムが十二分に働けば政府の役割は極小化されるという信念と、強力な国家なしにはこのような状況は実現をしないという側面とを持っています。サッチャー政権の下で行われた改革を見れば、「自由経済」と「強力な国家」が同時に進行していることがわかります。

例えば、労働行政をみると、一方では、規制緩和ということで低賃金労働者のための様々な保護規制を撤廃し、他方では、規制を強化し、様々な労働組合立法をつくり労働組合活動を規制するというように、規制緩和と規制の強化、すなわち「自由経済」と「強力な国家」とが同時に進行しています。また、地方自治の分野でも同様であり、公共住宅の払い下げや、民間委託の推進等により地方政府機能の民営化が進められる一方で、中央政府は地方政府の歳出に対し厳格な統制を行ない、さらには、「財政自治」の根幹である税率の決定権に対しても規制を加えるに至っています。

サッチャリズムにおける「自由経済」確保の政策は、主として次の二つに分類することができます。

一つは、政府のマクロ経済政策の限定であります。すなわち、政府歳出のカットと、厳格な貨幣供給量の調整というマネタリズムの諸政策および、投資と消費の拡大を行なうための所得税・法人税の減税を中心とした租税政策です。

もう一つは、民営化（privatization）を全面的に進めていくことです。この民営化には三つの側面があります。一つ目は denationalization、すなわち国有財産の売却であります。これは国有企業の株式の売却——1979年以降、相当な規模で進められ、製造業、交通、通信、エネルギーの各部門に及んでいますが——と、公営住宅の払下げという形ですすめられます。二つ目は delegation、すなわち規制緩和です。例えば、地方団体の握っていたバス事業を民間にも開放するとか、家賃統制を緩和するとか、医療分野では私的医療制度を広く認めていく、とういうことが行なわれています。三つ目は tendering (contracting out)、すなわち入札

制度の導入による業務の民間委託です。主要是に、清掃・給食・メンテナンスなど、従来、地方団体が直営部門で行なってきた分野に、競争入札制度を強制し、直営部門を解体するするという形で押し進められます。以上の3側面で民営化が進行し、「自由経済」が拡大するというのが、二つ目の流れです。

他方、「強力な国家」という点では、防衛力の増大、警察予算の拡大や警察職員の待遇改善を進め、また、前述したよう地方団体に対しては地方自治を制限し集権化を進め、労働組合に対しては規制を強化するという方向に進みます。

次に、このような流れを、財政構造・産業構造・地方自治という順に、もう少し具体的にみていくことにしましょう。

(2) 財政構造

最初に歳出構造ですが、70年代の労働党政府とサッチャー政権下の歳出増加率を比べますと、その違いは明瞭で、サッチャー政府の下では防衛と法秩序に関する支出が突出して伸び、公的投資が著しく減少しています。しかし、社会的支出は、労働党政権のときより伸び率は減っていますが、公共歳出全体の伸び率の約2倍の伸びを示しています。すなわち、防衛・法秩序という「強力な国家」という面での支出は当然増大するわけですが、他面で、社会的支出はそう大きくカットできなかったということです。

では、社会的支出の内容はどう変化したのでしょうか。毛利健三氏の分析にもとづき検討することにしましょう。⁶⁾ 減少したのは、住宅費と教育費です。他方、増大したのは、社会保障費と雇用・職業訓練費です。さらに、社会保障費の中でもどのような部門が増えたのかといいますと、拠出給付と非拠出給付に分けた場合、拠出給付の中では失業手当が絶対額でも大きく伸び、非拠出給付では、日本でいう生活保護費にあたる補足手当（長期・短期）や、低所得者向けの家賃手当などが伸びています。このような失業手当や所得保障費の増大はサッチャリズムの展開による貧困の拡大の帰結であり、しかもその貧困の拡大は、60年代のような老人人口ではなく、労働可能人口におけるものであります。ちなみに失業率は、79年5.1%であったのが、8

2年に最高12.2%まで伸び、減少したとはいえば8年度の政府統計でも、8.3%と依然として高い水準です。

その意味では、必ずしも量的には、「小さな政府」の実現には成功しているわけではありません。しかし、注目しておくべきことは、上述したように経費の内容が変わったことであります。さらには、社会保障関係費に典型的に現れていますが、経費配分の基準を変えたことであります。すなわち、従来、イギリスにおける社会保障政策の一つの中心になっていた普遍主義が選別主義に大きく転換したことなどあります。

次に、租税構造についてみてみましょう。所得税・法人税の減税は、1979年の政権担当以来、精力的に進められます。79年には、所得税減税の見返りに、付加価値税が8%から15%に引き上げられ、88年度の予算では、それまでの27%から60%までの累進税率が、25%と40%の二段階税率に変更され、所得税率構造のフラット化が急速に進行します。法人税の基本税率は、79年の52%から、88年の35%に引き下げられます。他方、国民所得に占める租税負担率は75年の労働党政権下においては国税・地方税含めて37.4%であったものが、86年には41.9%に、約4%増大します。したがって、減税といっても、実際には租税負担率は上昇しており、その中で租税負担が、所得税率のフラット化や付加価値税の増大によって、富者から貧者に、また法人税減税によって、企業から個人へシフトしてきているわけです。

(3) 産業構造

産業構造はどのように変わったのでしょうか。確かに、サッチャー政権の成果として、法人税減税を行ない、インフレをある程度収束し、生産性を回復をしたことがあげられます。しかし問題は、そのように良好な投資環境であったにかかわらず、実際には投資のインセンティブが働くかず、設備投資水準があまり変わらなかったことです。製造業の投資水準は、1979年レベルを、1988年においても越えていません。それに對して、投資が増大したのは、金融、住宅、流通です。すなわち、サッチャー政権下において産業構造は、金融・商業ブロック (financial and

commercial block) が繁栄したのに対し、製造業の衰退にいっそうの拍車をかけたということができるのではないかと思います。

かかる状況の中で、今後のイギリスの産業構造の展望について、ギャンブルは次のように言っています。第1には、いっそうのイギリス経済の「金利生活者化」であります。すなわち、イギリスの資金が国内投資に向かうのではなく、ますます海外投資に向かっていくということです。例えば、1978年にイギリスの海外投資は380億ポンドでしたが、1985年には1770億ポンドと7年間に4.7倍になっています。第2は、金融業やサービス業などでは、国際的な金融・サービス産業へ特化していく傾向です。第3は、製造業の分野においては、外国資本を積極的に受け入れるということです。すなわち、投資インセンティブの良さを国内資本が利用するのではなく、外国資本が利用するという形で雇用機会の拡大をはかるというわけです。

以上の点をふまえるならば、サッチャー政権が産業政策でおこなったことは、イギリスにおける「フォード的蓄積様式」とそこにおける労働組合とを解体し、イギリス経済の金利生活者化、国際的金融・サービス業への特化、外国資本の積極的受け入れを押し進め、イギリス経済を新しい国際経済秩序に開放するということであったと評価することができましょう。

(4) 地方自治

最後に、地方自治をめぐる状況についてです。

私は、サッチャー政権による地方自治の改革の要点は、地方政府機能の民営化と地方財政の集権化にあると考えています。この機能の民営化と財政の集権化は、「自由経済」と「強力な国家」とにそれぞれ対応するのですが、1987年の選挙でのサッチャー氏の勝利以降、ますますこの傾向は強化されてきました。

ある予測によれば、87年の選挙綱領がすべて実現されれば、1992年の第3期サッチャー政権の任期切れまでに、地方歳出は30%減少し地方公務員は37%減少することです。

そういう流れの一帰結として、89年4月からスコットランドで、90年4月からイングランドとウェールズで、地方税としてコミュニティ・

チャージ (community charge) という名の人頭税が導入されます。人頭税というのは、成人一人あたりいくらという税金として、所得や財産をベースにした税金ではなく人間をベースにした税金です。しかも、この人頭税が、これまでのレイトという不動産課税に変わって、イギリスの唯一の地方税になるのです。

この新地方税は、実態としては人頭税なのですが、コミュニティ・チャージという名が示すように、チャージすなわち料金という形式をとっています。したがって、公共サービスへの料金という考え方を、地方財政制度に導入することによって、公共サービスを市場価格で提供することに道を開くことになるでしょう。これは、サッチャリズムの「自由経済」の文脈につらなるものです。他方、人頭税はきわめて逆進的な税金ですから、その税率の引き上げにはきわめて強い抵抗があります。人頭税が唯一の地方税になるのですから、地方財政の裁量権は著しく制限されるわけであり、新しい国庫補助金制度と譲与税制度とによって、中央政府の地方歳出への統制はより容易となるでしょう。これは、サッチャリズムの「強力な国家」の文脈につらなるものです。「自由経済と強力な国家」という特徴は地方税改革にもつらぬかれているといえましょう。地方税改革が、民営化と集権化として特徴づけられるサッチャー政権による地方行政改革の一帰結であるというのは、以上の意味においてあります。

しかし、人頭税は歴史の経験が示すように、貧者に苛酷な税制であり、しかも地方税としては地域的に税率の大きな違いが生ずることは明瞭であります。したがって、極めて不安定な税制度とならざるをえないことも予測されているところです。

III. サッチャリズムのゆくえ

サッチャリズムはイギリス福祉国家解体のイデオロギーであり政策であり、実態においても福祉国家を解体してきました。しかし、何か安定的な新しい時代をつくりだしたかといいますと、必ずしもそうとは言い切れません。

確かに、財政収支は黒字になったもの、依然として国際収支は赤字のままでです。インフレ率

や失業率の減少および生産性の向上も、他の先進諸国に比べればそれほど目覚ましいものではありません。国内投資も低調であります。そうした中で、貧富の格差が拡大し、それが地域的に南北の格差として顕在化してきています。また、サッチャー政権は下院で100議席をこえる多数派なのですが、得票率そのものは42%台で、79年の政権発足時以降変わっているわけではなく、保守党内部においてもかなり強力な批判派をかかえています。

したがって、蓄積構造においても、正統性という点においても、依然として不安定性をかかえており、必ずしも新しい秩序を打ち建てたわけではありません。

以上のようにみてくるならば、現在のところサッチャリズムは、戦後福祉国家体制を新保守主義の原理に基づいて解体することに成功したもの、依然として「新しい時代への移行点」であるといえるのではないかと思うのです。

- 1) 拙稿「ポピュラー・キャピタリズムとイギリス地方自治」『経済科学通信』第55号、1988年3月；同「サッチャー「行革」で搖れるイギリスの自治」『住民と自治』第305号、1988年9月；同「イギリス地方税改革と地方自治の再編」日本地方自治学会編『転換期の地方自治』敬文堂、1988年11月所収。
- 2) ギャンブルの著書以外で、主要に参照した文献は以下のものです。S. Hall and M. Jacque eds., *The Politics of Thatcherism*, 1983; D. Bell ed., *The Conservative Government, 1979-1984*, 1985; K. Minogue and M. Biddis eds., *Thatcherism - Personality and Politics*, 1987; T. Coleman, *Thatcher's Britain*, 1987; P. Jenkins, *Mrs Thatcher's Revolution - The Ending of Socialist Era*, 1987; G. Wright ed. *A.B.C. of Thatcherism*, 1989; 林堅太郎「イギリス経済社会の苦悩」『立命館産業社会論集』第23巻第1号～第24巻第3号、1987～1988年；毛利健三「サッチャリズムとイギリス社会保障」東京大学社会科学研究所編『転換期の福祉国家(上)』東京大学出版会、1988年；森嶋通夫『サッチャー時代のイギリス』岩波新書、1988年。

- 3) R. Mishra, *The Welfare State in Crisis*, 1984.
- 4) OECD, *The Welfare State in Crisis*, 1981.
- 5) フォード主義 (Fordism) のもつへゲモニー的意味合いについて最初に着目したのはグラムですが、1970年代後半以降、フランスの「レギュラシオン学派」によって、現代資本主義を把握する中心概念として用いられるようになりました。

- 6) 毛利健三、前掲論文、参照。
- 7) C. Ley, 'Thatcherism and British Manufacturing: A Question of Hegemony', *New Left Review*, 151, 1985.
- 8) H. J. Davis, 'Local Government under Siege', *Public Administration*, vol.66, 1988.
- 9) N. P. Hepworth, *What Future for Local Government Finance?* 1988.

(きたむら ひろあき 所員 滋賀大学)

(66ページよりつづく)

大村泉：『資本論』第1巻の成立＝発展＝影響史をめぐる国際会議（1988年10月18・19日、ベルリン）に参加して

ハイケ・ブラウエルト：マルクス・エンゲルス研究者の会の皆さんに

I・G・カジミナ（守健二訳）：マルクスの『資本論』第2巻および第3巻の執筆作業について

カール・マルクス（小黒正夫訳）：『資本論』第1巻のための補足と改訂（1871年12月－1872年1月）（上）〔第7号で完結の予定〕

ルードルフ・ヒルファディング（倉田稔訳）：ナチズムと反資本主義大資本と小ブルジョア層との同盟——プロレタリアートが犠牲を払う

【口絵・解題】倉田稔・黒滝正昭：ルードルフ・ヒルファディング『金融資本論』（ウィーン、1910年）ドイツ語初版本

当会についての照会・連絡などは下記事務局まで。

マルクス・エンゲルス研究者の会事務局

〒890鹿児島市郡元1丁目21番30号

鹿児島大学法文学部 橋本直樹研究室

電話(0992)54-7141（内線）3340

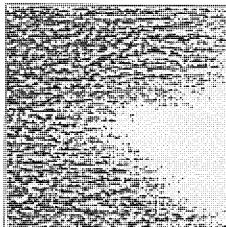
(69ページよりつづく)

「銀行と証券の垣根問題」（たとえば金融制度調査会の答申）について専門の研究者を交えて検討すること、④現在進行中の銀行の第3次オンライン化を派遣労働者問題と絡めて検討すること、⑤銀行労働の変貌の中での銀行労働論、あるいは銀行員の生きがい論を検討すること、などです。なお、最後の生きがい論との関連で、志賀さんが、現在の長時間過密労働や厳しい労務管理のなかで金融労働者は日常の仕事に追いまくられて自分のやっている仕事について時間的にも精神的にも思考する余裕がない、あるいは個人が運動的にもバラバラな状況にあるという事態のなかで、同研究会の研究会活動や機関誌活動が、金融労働者さらにはホワイトカラー労働者の情報交換の場、勉強の場として一定機能しており、こうした機能を今後も果していくたいと語っておられましたが、これこそ同研究会の活動の基本姿勢を示すものと思われました。

以上、金融労働者さらに広くホワイトカラー労働者の生活と運動に密着しながら、それら労働者に関わる諸問題を取り上げて調査研究している銀行労働研究会の今後の発展を期待し、また基礎研との研究交流が進むことを願いつつ、紹介を終えたいと思います。

（文責：橋本直樹）

（東京支部 北島 治）



●特集——「ポスト福祉国家」を問う

スウェーデンの経済と福祉

春季研究交流集会シンポジウム第2報告

藤岡 純一

スウェーデンについて考えます場合には、いま北村さんの方から報告していただいたイギリスとはかなり違った、むしろ逆の方向をたどっていると考えても良いのではないかと思います。というのは、イギリスでは福祉は後退して、それが必ずしも蓄積にプラスになっていない、また失業率も非常に高いというお話しでしたが、スウェーデンの場合には、まがりなりにも福祉国家を維持しており、なおかつ経済状態は良好であります。

それはどういうことかと言いますと、1982年に、それまで6年間政権から離れていた社会民主労働党が、共産党の支持もあって政権の座に再びついたわけです。それ以降、国際的な経済状態が良くなったり悪いこともあります。82年から87年くらいの間に、失業率が非常に下がり、財政赤字も著しく低下し、インフレ率も半減した。そういうことで、「福祉国家」を堅持しながら、経済状態も良好になったという特徴を持っていると思います。では問題はないかといえばそうではなく、それなりに様々な問題を持っており、あとでやや詳しくご報告申し上げようと思います。

昨年4月に1カ月ほどスウェーデンに行き、いろいろ見聞きし、資料も収集してきました。今年もまたスウェーデンに行き補充の資料を集めようと思っています。スウェーデンについては今後掘り下げていかなければならぬ課題をいっぱい残しております、十分まとまった報告になっていないことをあらかじめご承知願いたいと思います。

I. スウェーデンの社会福祉国家

まず、スウェーデンの社会福祉国家が先進資本主義国の中でどのように位置づけられるかと

いうことをお話しします。キャロリン・ウェーバーとアーロン・ウィルダフスキ（Carolyn Webber & Aaron Wildavsky）が『西側世界の租税と支出の歴史』という本を書いて、その中で社会支出の構造によって先進資本主義国をいくつか分類しています。そこでは三つぐらいに分類できると書いています。¹⁾

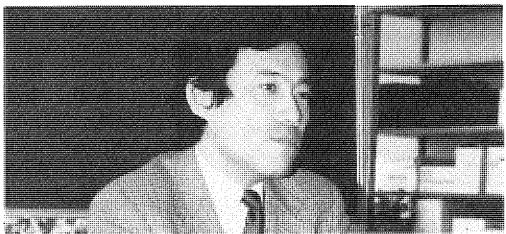
第1番目は、福祉国家のリーダーとして、デンマーク、ノルウェー、スウェーデン、オランダという、主として北欧諸国です。これらの国は「すべての福祉機能について支出が増大している」としています。

2番目は、年金——必ずしも年金だけとは思わないのですが——に著しく重点を置いた高い支出国、ドイツ、イタリー、フランス、イギリスです。ただ、「社会支出はこれらの国で始まったが、かつて福祉国家の模範であったイギリスはいまや他の国の背後に退いている」と指摘しています。

そして3番目は、教育に重きを置く——これも教育だけに重きをおいている訳ではないと思うのですが——中位の支出国で、かつてのイギリス植民地、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドです。日本については、「高い経済成長のために、日本は1960年代から1970年代半ばまで大変低い支出国として現われていた」と書いていて、中位の支出国に分類しています。

おおむねこの三つの分類がなされると書いており、北欧諸国はだいたい福祉の発達した国であると位置づけられています。

スウェーデンはもともと農業国で、工業化が始まるのが大変遅れたわけですが、第2次大戦中、中立国で参戦しなかったということもあります。戦後、工業化が著しく進み、その工業化が高い峰に達した段階で福祉国家建設が主とし



藤岡 純一氏

て1960年代に始まりました。世界大恐慌直後の1932年以来、社会民主労働党が政権につき、1976年から1982年に一時政権を明け渡すわけですが、福祉国家化が進められた1960年代の社会民主主義の考え方をタールベリ（Bjorn Thalberg）という人が次のように述べています。

「社会移転の包括的ネットワークと、平等と安全を保障するルールにもかかわらず、資本主義経済の基本的特徴を存続させる経済的かつ社会的制度である。すなわち、経済生活は以前と同様に独立した企業と消費者による分権的決定に支配され、価格は概して市場力によって決定される制度を確立すること」。

すなわち、資本主義としての特徴を維持しつつ、つまり市場的原理によって価格が決定されるメカニズムを保持しつつ、その枠組みのなかで福祉をどのように充実させていくかが課題になるわけです。しかし、両者の側面は、ときとして矛盾することがあり、日本でも福祉国家は停滞するということが随分言われ、スウェーデンでも1973年の石油危機以降の経済停滞の時期には福祉国家は停滞するということの模範国として日本で宣伝されたりしました。したがって、資本主義国は経済効率を悪化させないで、どこまで社会保障と平等な所得分配を達成できるか、ということが重要な問題になってくるわけです。

では、もう少し具体的に1960年代の改革を見てみたいと思います。

II. 1960年代の社会福祉改革

ゆりかごから墓場まで、すべての住民の平等と国家によって保障された社会福祉の実現をめざすということで、福祉国家の建設が1950年代の末から始まりました。1960年代から80年代までのいろいろな指標をみれば、いかに福祉国家

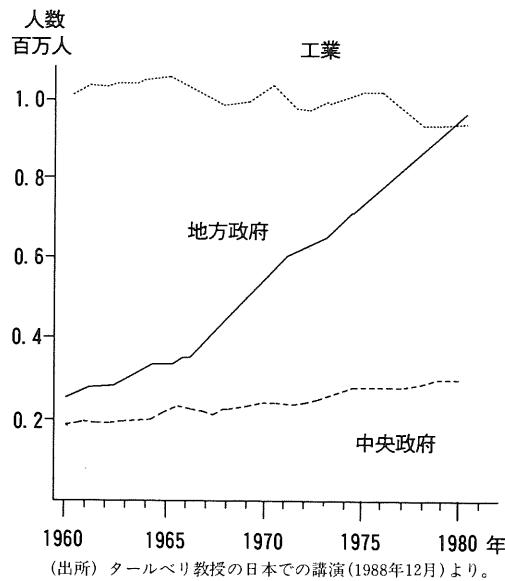
の建設が、やや誇張した言い方をすれば、「国をあげて」取り組まれてきたのかがよくわかります。

公的支出総額に占める移転の大きさ——ここで「移転」というのは社会保障関係費のことですが——、1965年の25%から1980年の50%まで、15年間に2倍になりました。その中で、税は多かれ少なかれ返ってくるという意識を国民が持つようになるわけです。アクセル・ハデニウスという人が『福祉国家の危機？——スウェーデンにおける税と公的支出についての世論』という本で1982年の国民世論調査の結果を書いております。その中で、確かに税は高い——みなさんご承知の通りスウェーデンは重税国家です——けれども、社会サービスと社会給付を考慮すると高すぎるとはいいがたい、現状のままでいいという人が過半数いると述べています。公的年金や失業給付・疾病手当が増大してくるわけです。

社会保障というのは、国民が労働し生活をするための基盤であって、広い意味のインフラストラクチャ——単に物的な施設だけではなく、「ソフト化された社会のインフラストラクチャ」——ですが、それはまた雇用に占める政府雇用の割合を著しく増大させることになりました。1960年には総雇用に占める政府雇用の割合は13%でしたが、1980年には32%，約2.5倍になりました。とくに地方政府での雇用が児童福祉（保育所など）、保健サービス、学校の充実のために伸びております。図1をみれば、工業部門の雇用はそれほど伸びず景気の循環で変動していますが、中央政府は20万人弱から30万人程度に伸び、とくに地方政府は20数万人から100万人まで大幅に伸びていることがわかります。

ついでに保育所のことをお話ししますと、児童4人に保母または保父1人です。ですから、かなり行き届いた保育ができると思います。縦割り保育など、日本ではあまり実施されていないような保育も行なわれています。保育所には1.5歳児から6歳児まで入ることができます。非常に充実しているのですが、地域によっては不足しているところもあるようです。また、保育所は住宅地から地下鉄の駅までの間にいくつか建てられており、たんに支出が増えたという

図1. 部門別雇用数の推移



(出所) タールベリ教授の日本での講演(1988年12月)より。

表1 男女別労働力率の推移

年	男 性	女 性	純再生産率
1965	83.9	45.7	1.14
1970	80.6	52.8	0.92
1975	80.0	59.2	0.85
1980	78.4	64.6	0.81

(出所)図1と同じ。

だけではなく、住民に便利なようにうまく地域配置されているのも特徴的です。

さて、このような政府雇用の増大は婦人の就業率が非常に増大したこととも関わっています。スウェーデンの福祉国家の担い手というのはある意味では婦人なのかもしれません。イギリスのサッチャー首相は非常に高貴な女性であります、スウェーデンの場合も別の意味で女性が主導権を握っているのかもしれません。表1は男性と女性の就業率の割合を示したものですが、1965年48.7%から1980年64.6%まで増大していることがわかります。スウェーデンの場合、パートタイマーを含みます。パートタイマーの規定というのは週当たり労働時間が30時間以下の場合でして、それ以上は常雇用労働者となります。ただ、労働時間が短いこと以外では、保険の適用などは常雇用労働者と変わりありません。現在、スウェーデンでは週35時間労働という立法が提出されており、それが実現するらしいという話です。ですから、パートといいましても、あまり変わらないわけです。

ついでに労働時間についてお話ししておきますと、かなりフレキシブルに時間を設定でき、とくに地方公務員の場合はそのようです。私がストックホルムの市役所の都市計画課に行ったとき、そこで20年近くストックホルムの市役所で働いているという日本人の方に話を聞いたのですが、たとえば1日7時間働く場合、朝9時から夕方の4時まで働くのが規定なのですが、別にその通りでなくてもよく、日によっては10時から5時まででも良いという制度になっていました。また、今週、仕事の能率があがったということであれば、次の週は時間を一部カットしてもよいとか、集中的に仕事をした期間が一定あれば、休暇日数が増えるとか、自由な意志で——それはさぼるということでは決してなく——労働について取り組めるようになっています。有給休暇は年間40日で、日本の場合には30日あってもなかなか取れない人も多いのですが、きっちり40日取っているようです。

私の知合いに奥さんが日本人でご主人がスウェーデンの方がおられます。ご主人の方はスウェーデンの国鉄労働者で——スウェーデンに行った時に特急の運転室の助手席に「郵便物」扱いで乗せてもらったことがあります——、奥さんの方はストックホルムの工業大学の図書館で働いています。昨年一緒に高知に帰省されたのですが、この有給休暇を使って11月の末に帰ってきて翌年の1月下旬まで日本におられるということがありました。

このように、スウェーデンの福祉は、福祉と同時に雇用も相互に発展してきたという特徴を持っています。

次に、G N Pに占める総税額は非常に増大しております、重税国家です。1960年には28%でしたが、1980年には50%にまで達しており、大変高い。所得のなかでどれくらい税金（社会保険料も含む）を払っているかといいますと、私と同じくらいの人で30~40%でして、私たちの1.5~2倍くらいです。しかし、個人所得税は、日本やアメリカでは実質的にほとんど比例税制に近いのですが、スウェーデンでは高い累進制が確保されています。

税のことで付け加えておけば、スウェーデン人に言わせれば大変重要なんだそうですが、19

70年に課税単位が家族単位から個人単位に変わりました。個人単位に変わったことが、婦人の就業を非常に促進しました。税制がどこまで政策にインパクトを与えるかについては疑問視する人もいると思いますが、スウェーデンの人は婦人の就業を促進した要因の一つとして必ず課税単位の変更を揚げています。というのは、課税単位が家族単位ですと、累進制が非常に高いため、夫婦合算しますと税率が非常に高くなるわけです。奥さんが働いても、働いて得た所得が全部税金で取られてしまうことになります。これを緩和し、婦人が就業し所得を得たらそれだけ可処分所得として残るようにしたのが課税単位の変更で、これ以降、婦人の就業が増大することになりました——もちろんそれだけが原因ではないでしょうが。ただ、タールベリは、それが原因で出生率が低下し人口が減少したといってますが、真偽のほどはわかりません。また、離婚が増え離婚率が高いのは、婦人が経済的に独立していることが大変大きな要因だと思います。『男が変わる』(ヤソソン由実子、有斐閣、1987年)とか『女たちのスウェーデン』(塚口レグラント淑子、勁草書房、1988年)という本があるのですが、『男が変わる』という本——これは「男は変わらなければならない」ということを言いたい本のようです。読んでみると、婦人が就業してもスウェーデンの男性は以前と同様に家事をしないということが書いてあります。どうもその結果、離婚も多いのではないかという気がします。

III. 社会福祉改革と経済効率の両立

さて、以上述べてきたことは、スウェーデンでは福祉が雇用の変化とともに発達してきたということです。しかし、一方では福祉の発達は経済効率を悪化させ生産性を低下させ経済を停滞に導くという主張があります。そのことについて、タールベリなどは、必ずしもそうではなく、スウェーデンの場合、社会福祉改革の生産性と成長への否定的影響は小さいと言っております。

それはどういうことかといいますと、公的部門でも、"exposed sector", すなわち「国際的

競争にさらされている部門」では高いレベルの競争があるわけです。スウェーデンの重要な産業部門は自動車と電気・電子機器です。もちろん、木材や鉱業などの伝統的な産業も重要なのですが、現在では、それらにプラスして自動車と電気・電子機器が重要な産業です。それらは技術進歩が著しく、賃金も高く、輸出の割合が高い部門です。

自動車ではボルボとサーブが代表的な企業です。ボルボは世界的に有名で、日本にも高級車として輸入されています。約4分の3が輸出で、スウェーデンの全輸出の10%超を自動車が占めています(1980年)。電気・電子工業では、通信機器のエリクソン、重電機器(発電用タービンなど)のアセア、家電のエレクトロルクスなどの有名な企業があります。

表2をみると、ボルボは売上高第1位、エレクトロルクスは第2位、アセア第4位、LMエリクソン第5位、サーボ第6位というように、いずれもスウェーデン主要企業の上位を占めています。また、海外売上比率は、ボルボ77%、エレクトロルクス73%、アセア62%，LMエリクソン77%，サーブ56%というように、非常に輸出依存が高いということがわかります。そのことが、後に述べるスウェーデンの経済政策と密接に関わっているのです。

鉄鋼業ではスウェーデン鋼が有名ですが、1973年の石油危機以降、生産性が落ち——日本でも構造不況業種でしたが——、1978年に半額国家出資のスベンスクット・ストール・A.B.(Svenskt Stål AB)という会社が作られます。

化学工業は規模が小さく伝統的な産業と言つていいかと思います。企業数は約50で、豊富な電力・鉄鉱石・木材・パルプなどの産業の勃興とともに発展したものです。化学工業の中に薬品工業があるのですが、医療行政の充実の中で急速に成長しました。化学工業の全体の貿易収支は赤字です。

医療のことが出ましたので、ついでに話しておきますと、医療行政は主として県が担当しています。歯科を除いて、ほとんど公有の医療機関です。各地域には地域医がいて、住民はすべてどこかの地域医の担当になっています。地域医が内科とか外科に分かれているかどうか知り

表2 スウェーデン主要会社の業績（1981年）

順	会社名	分野	売上高	海外売上比率(%)	利益前所得	利益率(%)	従業員数(人)
①	Volvo	Engineering	48,017	77	1,425	9.6	76,085
②	Electrolux	Engineering	26,595	73	355	9.1	10,700
③	Kooperativa Forbundet	Conglomerate	19,755	13	60	6.7	30,020
④	ASEA	Engineering	19,336	62	855	7.4	56,107
⑤	L M Ericsson	Electronics	16,672	77	1,170	11.8	6,9240
⑥	Saab-Scania	Engineering	16,188	56	1,052	12.3	40,027
⑦	Saba	Retailing	15,858	0	28	6.8	23,472
⑧	Statsföretag	Conglomerate	15,562	52	-578	2.8	46,080
⑨	Ica	Conglomerate	15,329	0	386	14.0	11,771
⑩	SKF	Engineering	13,710	92	833	9.8	50,452

(注) 売上高、利益前所得の単位は、いずれも100万クローネ。1クローネ=43.3円

(出所) 米村紀幸『スウェーデンの教訓』日本貿易振興会、1984年10月、89—90ページ

ませんが、地域医で処理できない病気は高次の医療機関が2次・3次とあってそこで治療されます。

鉱業は産出の3分の2が鉄鉱石で、国営企業としてK L A Bがあります。

それから造船業。高度成長期に発展し、1970年代前半には輸出比率は75%だったのですが、1973年の石油危機の後で衰退し、1977年——保守連合の時代にスベンスカ・バーブ・A B (Svenska Varb AB) 等の国営企業いくつができるのですが、後に国営2社が不況業種ということで閉鎖ないし設備廃棄されました。

森林・紙・パルプは国土の75%が森林ということもあって大変重要な産業で、輸出は自動車工業より多く全輸出の20%を占めています。

さてそこで、福祉が生産性を阻害するかということなのですが、さきほど述べたようにタルベリは、社会福祉は生産性に必ずしもマイナスの影響を与えないのだと述べています。その理由の一つがいま述べた競争が激しい部門があるということなのですが、タルベリはさらにいくつかの理由をあげています。一つは国の教育投資、私的企业の研究開発投資が高水準だということ、二つ目はさきほど述べましたように課税単位の変更によって婦人を中心とする労働供給が増大したこと——労働よりレジャーを選択する傾向はないと言っています。さらに、改革の漸進性、少しずつ改革していくということが生産性に悪影響を与えないということ。そして最後に、「民営化の波は長期的に福祉国家を終焉に導く」と述べています。

IV. 1982年以降の経済

さて、スウェーデンは、1973年の石油危機以来、高インフレーション・高失業率・財政赤字・経常収支赤字という深刻な経済危機に直面します。福祉国家といっても資本主義の枠の中でやっていくわけですから、景気の波に非常に敏感です。それで経済危機にどのように対応していくかが大変重要な課題になったわけですが、1976年の総選挙で敗北した社会民主労働党が1982年にふたたび政権の座について、経済危機が克服されていきました。

平価が16%切り下げられ、財政・金融の引締めが行なわれ、技術開発と新企業の援助が行なわれ、また国際的な経済条件が好転したこと也有って、次にみるよう経済状態は非常に良くなりました。1982年から1987年までの5年間に、G D Pは13%増、工業生産は20%増、工業投資は60%増、失業率は3万人減少して失業率は2%以下になりました。ストックホルム県の三つの市町村を除いて大ストックホルムと言っておりますが、現在、大ストックホルムでは失業率は1%を切っております。雇用が16万人増加、予算赤字はG D Pの13%から約1%に減り、インフレ率は半減しました。

その克服の原因には平価の切下げや国際的経済条件の好転などもあるのですが、社会民主労働党が経済政策の「第3の道」をとったことがあります。これは、一方的抑制でもなれば、一方的拡張でもない経済政策と言われています。

V. 労働者基金制度

その中で労働者基金制度というのがあります。⁴⁾ この労働者基金制度は、要するに五つの基金を作りまして、その五つの基金が大企業の株式を購入することができるという制度です。その株式を購入する資金は大企業に課税する利潤配分税と賃金税です。賃金税と言いましても、大企業がその利潤から払うことになっている税金で、支払い賃金総額の0.2%と決まっているものです。当初導入されたときには、漸進的な社会主義への道だというように言われ、社会主義の側から歓迎された政策です。スウェーデンには三つの保守党があり、それらの保守党はこれに大反対しました。しかし、1982年の選挙でこれが一つの争点になり、社会民主労働党が勝ったものですから、この制度が1984年に導入されました。

各基金の理事は11人おり、そのうち6人は労働者の代表です。したがって、これを強めなければ、漸進的に民間大企業の株式を社会化することができるわけです。ただ、現在のところ、社会民主労働党の右傾化もあって、社会化された株式は総株式価格のわずか5%ほどにすぎません。残念ながら、十分な社会化の実をあげることができていません。

この労働者基金制度は、1976年にルドルフ・メイドナー (Rudolf Meidner) という人がLO——肉体労働者中心の労働組合で社会民主労働党の政権に非常に大きな力を持っています——の会議に提出した案では期間の制限はなく、長期的に大企業の株式の半分以上を取得することになっていたわけですが、LOが右傾化してきていると言われているようなことを反映して、労働者基金制度はいまのところ限られた範囲の中にとどまっています。しかし、1990年以降、利潤配分税と賃金税は廃止されても、基金は残るわけとして、情勢いかんによっては新たな制度として拡充される可能性もあるようと言う人もいます。

VI. スウェーデンの税制改革と地方自治

時間がないので、法人税について申し上げます。⁵⁾ スウェーデンの法人税は名目税率は58%ですが、実効税率は15~25%と驚くべき低さです。これは非常に課税ベースが狭いことによります。減価償却制度については、特別減価償却制度があるわけでして、機械や機器は5年間に20%の定率または初年度に30%の償却ができたりします。あるいは投资基金制度というのがあります。これは企業の利益の半分——今度の改革で75%まで引き上げられるのですが——をスウェーデン銀行に無利子で預金しなければならないという制度です。スウェーデン銀行に預金する時に税金がかかりませんが、この投资基金制度は、将来企業が預金を引き出す時にも、政府の投資政策にそって投資を実施すると非課税になるとおもいます。どういうところに投資されるのかといいますと、建設投資、新規機器の導入、在庫投資、鉱山の開発、輸出の振興などです。その対象投資と準備金の取崩しの時期は景気政策上の見地からあわせて決定されることになっています。

要するに、こういう投资基金制度というような形で政府が規制を行なっているわけなのですが、スウェーデンの経済政策というのは福祉の充実とともに資本蓄積にも非常に寛容だということです。資本蓄積を徹底して促進しているわけです。スウェーデンの福祉を考える場合、「二兎追うもの一兎も得ず」といいますが、その二兎を追っている点が大変重要であると思います。研究開発投資でも国が各企業に対して非常に多くの補助金を出しております。

地方自治については、地方自治は非常に発達しています。⁶⁾ イギリスが中央集権化の道をたどっていると言うことですが、スウェーデンの場合はますます地方分権化されていっておりまして、事務分配でもそうですが、課税権でも税率が毎年県議会や市町村議会で決定されます。土地政策でも、ストックホルム市の郊外の90%が公有地であるように、公有地が非常に多くて、それが都市計画をやりやすくしているわけです。

最後に、問題点ということで指摘しておきますと、表3に「スウェーデンの公的部門と社会政策についての各主張に対する態度」という1986年の世論調査を出しておきました。これは現

表3 スウェーデンの公的部門と社会政策についての各主張に対する態度1986
 「全く賛成または部分的賛成」と答えた人の割合 (%)

1. 市民自身に任せられるべき問題で、権限が絶対的に多すぎる。	76
2. 国家は、われわれの社会でいつでも発生する不平等を、平等化するために必要である。	77
3. 今日、スウェーデンでは平等の追及が絶対的に多すぎる。	54
4. この国ではすでに長い間社会改革を実施してきたので、将来は、市民に対する給付と援助を増加させるよりもむしろ削減すべきである。	65
5. 国家は非常に専制的になった。	74
6. われわれはスウェーデンの所得の差を縮小しなければならない。	61
7. 社会改革を後退させるよりも増税の方が良い。	30
8. 市民への国家給付を考慮すると税は高くない。	53
9. 税は、社会サービスを利用する時の特別な料金（授業料、道路料金など）にかなり代替されるべきである。	40
10. 公的部門の給付サービスは、人々の選択可能性を増大させた。	52
11. 大きな公的部門は、スウェーデンの雇用を安定させるために必要である。	47

(出所)ステファン・スバルフォシュ氏の資料より。

在私が読んでいるステファン・スバルフォシュ (Stefan Svalfors) の論文の中からのもです。とくに1番目をみると、「市民自身にまかせられるべき問題で、権限が絶対的に多すぎる」という点について76%の人が賛成しています。これは官僚主義や権威主義が問題になってきていることを表わしているように思います。

最初に言った問題では、8番目の「市民への国家給付を考慮すると税は高くない」に53%の人が賛成しています。スウェーデンの福祉国家がいまなお健在であることのなによりの証左であると思います。

ビヤネール・多美子さんという方が、老後はスウェーデンと日本のどちらで住みたいかということについて新聞に書かれていました。その結論は、老後はやはりスウェーデンの方がいいというのです。スウェーデンは北欧に位置し、冬は非常に寒く、ときにはマイナス20度、30度になります。朝10時に夜が明け、午後3時頃にはもう暗くなる。そういう冬の日が長く続いて、気候的には非常に厳しいスウェーデンであります。それでも老後はスウェーデンで暮らした方が良いと言うのです。日本と大きな違いだなと思いました。

- 1) Crolyn Webber & Aaron Wildavsky, "A History of Taxation and Expenditure in the Western World", 1986, pp.501-502.
- 2) タールベリ教授の日本での講演（1988年12月）より。

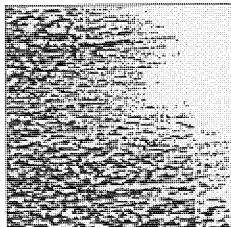
3) この著作については、拙稿 'Axel Hedenius, A Crisis of the Welfare State? Opinions About Taxes and Public Expenditure in Sweden(Sweden. 1986)' 『高知論叢』第3号（1988年3月）を参照されたい。

4) 労働者基金制度については、大山岳史「福祉国家健全なり——スウェーデン見たまま——」『経済』1988年7月号、を参照されたい。

5) 所得税などの税制全般については、拙稿「スウェーデンの不動産関係諸税」『高知論叢』第33号、1988年11月、を参照されたい。

6) 地方自治については、拙稿「スウェーデンの地方自治」地方財政研究所『所報』No.17, 1989年2月、を参照されたい。

(ふじおか じゅんいち 所員 高知大学)



●特集——「ポスト福祉国家」を問う

日本における「福祉国家」の再編過程

春季研究交流集会シンポジウム第3報告

中井 健一

I. はじめに

「ポスト『福祉国家』を問う」という場合、二つの前提を明らかにしておかなければならぬように思います。

第1は、そもそも福祉国家とは何か、それを構成する政策体系の範囲および機能と本質は一体いかなるものなのか。しかし、この点は10人の研究者に10の学説があるごとく、まことに漠然としていてとらえどころがない。そこで私は、福祉国家を完全雇用政策を基礎に、社会保障・公衆衛生・住宅政策など主として所得の再分配機能を中心に展開される国家独占資本主義段階の国家形態の一側面と見ます。そして、その本質は資本主義体制を維持するために行なわれる国家独占資本主義の労働者階級へのやむを得ざる譲歩であると、さしあたりこのように把握しておきます。

ケインズ主義による有効需要創出によって完全雇用を維持していく。このような政策は完全に破綻し、とくにイギリスなどではサッチャーによって明確な政策転換が行なわれたわけですから、この限りでは「ポスト福祉国家」と言えます。ところが日本は一体どうなのか。大変興味深いテーマであります、本日はそこまで言及する準備がありません。そこで福祉国家の政策体系の一つをなす社会保障制度に限定して報告致します。

第2は、「ポスト福祉国家」と言うかぎり、少なくとも日本が福祉国家であったという前提の上で問題が設定されているにちがいありません。しかし、この前提には、こと社会保障に関してはおおいに疑問があります。

社会保障体系が今日のような再編過程に直面する直前であった1975年の給付水準を国際比較

してみると、社会保障給付費のGDP（国内総生産）比は7.9%です（表1）。この数字は、日本の高齢化率がまだそれほどでもなかった当時の状況を差し引いても、なお異常に低い数字だったわけです。しかし、当時、現状はこのようなものであっても、その後登場してくる「改革」理念（後ほど明らかにする）とはまったく異質の理念を掲げて、わが国の社会保障制度が発展してきたことはまちがいありません。

「国民には生存権があり、国家には生活保障の義務がある」、「社会保障の責任は国家にある」——これら格調高く主張された1950年の社会保障制度審議会答申は、「今日において、この制度（社会保障制度……中井）のスタートを切ることは絶対に必要であり、また少なくともこの程度のことをやらなければ、当面する社会不安に対する国家の責任を果たすことはできない。当審議会は政府が即時全面的にこの制度を実施するよう勧告する」と述べているわけです。

このような理念を基礎にして制度的枠組みが形づくられてきた戦後の社会保障制度、社会福祉体系は福祉国家を指向していたと見てほぼ間違ひありません。しかし、その成熟の度合いはさきに見た通りで、発展途上の福祉国家であつ

表1 社会保障給付水準と関連指標（1975年）

	1人あたり GDP (USドル)	65歳以上 人口比 (%)	社会保障給付 GDP (%)	租税・社会保障負担 GDP (%)
フランス	6,419	13.5	20.9	38.3
西ドイツ	6,798	14.5	22.7	39.4
日本	4,470	7.9	7.9	22.5
スウェーデン	8,790	15.1	32.1	59.2
イギリス	4,140	14.0	12.0	37.8
アメリカ	7,205	10.5	12.3	29.2

（出所）城戸喜子氏作成の資料による（小沼正ほか編『社会保障論』川島書房、1984年所収）。



中井 健一 氏

たと言えましょう。表題で「福祉国家」と括弧付きにしたのはこのような意味を込めてのことです。

私は自治体労働者ですから、労働者でなければ語れない具体的な話もまじえて、以上の前提の上で報告を行ないます。

II. 1973年の意味

1970年代前半は、わが国社会保障、社会福祉体系が一種の飛躍をとげた時期でした。1970年の中央社会福祉審議会の答申から始まった社会福祉施設緊急整備5ヵ年計画や1973年健康保険法改正による高額療養費制度の創設、そしてその年の年金額アップと物価スライド制の導入、老人医療無料化制度の発足などがあって、この年は「福祉元年」と言われました。当時、国民にとっては、わが国もいよいよイギリスやスウェーデンなみの福祉国家が目の前にやってくるかに思えたわけです。

しかし、「福祉元年」は元年に終わって2年、3年と続きませんでした。いわゆる「福祉見直し」が始まることになります。

このように、1973年は戦後の社会保障、社会福祉体系のパラダイムが転換していく特別の意味をもった年となったわけですが、その意味については後程論じることとします。

その前に「福祉見直し」のイデオロギー的側面について少し触れておかねばなりません。

III. 「福祉見直し」のイデオロギー

資料A(後掲)は、1975年頃より政府周辺から出てくる大量の答申・建議・意見具申・報告などを主としてそのイデオロギー的側面を中心によくまとめたものです。これを検討してみると、老人医

療無料化制度への攻撃が「改革」へののろしであったことが分かります。「バラまき福祉」という言葉が生まれ、マスメディアを通じて国民への浸透がはかられたものですから、次のような落語の枕詞も生まれました。

おじいちゃんとおばあちゃんが病院の待合室で話をしています。

「今日は○○さん、おいでやないけど、なんでやろ」

「そうでんな、たぶんカゼひいて家で寝とるんとちがいまっか」

資料①②はこのような背景をもった財政主導型の「福祉見直し」論だったと言えます。

しかし、やがて単純な「見直し」論から積極的な理念を打ち出してくるようになります。自助原則の強調、フリーライダー排除の論理による受益者負担原則、資源の効率的配分論が登場してきます。ここから社会福祉サービスを在宅福祉サービスとボランティアなどインフォーマル・セクターへ転換していくとの主張も出てきます(在宅サービス論は資源の効率論のほか、社会福祉ニードの変化を強調する社会福祉の内在的論理としてたくみな粉飾をこらしたもの——例えば資料⑤などさまざまな視角から展開された)。また、公私の役割分担論として公共部門の縮小、民営化の端緒的な主張が現われてきます。この流れの中でもとりわけ新保守主義の本流を代表するものとして「長期展望小委員会報告」(資料⑦)を強調しておきたいと思います。

1980年代はなんといっても第2次臨時行政調査会(略して「臨調」)の発足によって特徴づけられますが、臨調については今日までほぼ語りつくされた感があるのでこれ以上ふれません。

臨調以降登場してきた福祉国家再編のイデオロギーとして特徴づけられるものは「高齢化社会危機」論でありましょう。「高齢化社会危機」論については様々な視角から打ち出されて、かつ反論・批判もされてきましたが、イデオロギー的に国民に最もよく浸透した論理は次のようなものでした。

「現在では、生産年齢人口(15~64歳)7.1人で老人(65歳以上)1人を支えているが、2000年には4.3人で1人を、2025年には2.8人で1

人を支えなければならない」(資料⑩など)。

まもなくオオカミがやってくる、大変だ、大変だというこの種の考え方は、破綻しつつあった国鉄共済年金など身近な事例を通じてかなり国民各層に浸透しました。

しかし、生産力水準を現状で固定したものと前提していること、階級間の所得再分配の視点をまったく欠いている点で極めて非科学的であります、論理の単純明快さによって、多くの国民がそう思い込まされ「制度改革」のテコとしてはそれなりの役割を果たしています。

そして80年代の中頃からは「民間活力」論一色となってきます。高齢化社会の到来を見越してこれを市場として資本蓄積の手段にしようというわけです。その際、公の規制の排除、公的セクターの極限までの役割限定を行なって、従来の公的福祉サービスの分野までも資本の営利活動として取り込んでいこうとします。これまで有料化は受益者負担論から主張されてきましたが、ここにきてイコールフッティングの論理から有料化の推進を主張するようになってきます。つまり、公共セクターと民営が併存する場合、市場として資本蓄積の条件をもつためには公共セクターの料金が民営のコストまで引き上げられないことには競争条件が成立しないわけです(資料⑪など)。

民活論にはこのような「市場・競争原理」のほか、個人・家庭への保護助成の縮小・合理化を行なって「個人生活部門における自立・自助原理」を推進するものがあります。その背景には、「福祉もゆきすぎれば、個人・家庭の活力や向上意欲を失わせることになる」(資料⑫など)というサプライサイド的イデオロギーが見え隠れします。

民活論の第3の分野は「社会集団部門における互助・連帯原理」です。民間の寄付やボランティアが「今後、公的部門の役割を補完・代替していく可能性」に期待するというものです。

以上のように、「社会保障の責任は国家にある」とした戦後の社会保障体系の枠組みを定めた理念を、市場と個人とボランティアを媒介とする体系に組み替えようとする、これはまさしく戦後パラダイムの大転換であるといえます。

もうひとつ付け加えておかなければならぬ

のは、戦後日本の社会保障は「田舎の温泉旅館」と言われてきました。つまり、その時々の必要に迫られて建て増しをやってきた——階層的に分立して制度化されてきたということです。以上の建議・答申・意見具申などで打ち出されてきた「改革」各論の特徴は、この制度の分立を逆手にとって、一元化の方向をめざしながら給付水準の引下げ、費用負担の増大、国の財政負担の地方への転嫁を進めるものでした。

IV. 「福祉国家」再編と国民生活

私は社会福祉研究を行なう場合、生活の実相から問題を立てるという視角が大切ではないかとかねがね思っています。

資料B(後掲)は「福祉国家」の再編過程を社会保障制度、社会保障体系「改革」から跡付けたものです。このような「改革」が国民生活をどのように直撃しているのか、資料の全般にわたって述べる時間的余裕がないので、以下2、3の事例を示すことにします。

(1) 国民健康保険問題

1984年の国民健康保険法改正で退職者医療制度を創設したのに伴い、国庫負担金の割合を45%から38%へ引き下げた。これが引き金となって、従来からの国保財政のもつ構造的要因がいっきょに表面化し国保財政の危機が進行します。

政府はこの危機を大幅な保険料の引上げで乗り切ってきたため、国保の保険料がべらぼうな水準になってきました。年収300万~350万円の職人層の人たちで、最高額42万円の保険料、じつに年収の15%にもなります。

国保窓口でカウンターをたたいて「オレは毎日、日当から1000円の保険料を払っているのだ」とどなっている人がいましたが、毎日1000円払っても42万円は払い切れない額です。当然、保険料の滞納者が激増し、自治体にとって国保問題は滞納問題とイコールになってきました。そこで政府は滞納者から保険証を取り上げができるよう、1986年に国民健康保険法を再改正しました。

高額保険料→滞納→保険証未交付(または取上げ)→受診の手控え→手遅れ→死亡、このよ

うなサイクルが論証できる死亡事件が全国各地に起きて、いま国保問題は社会問題になりつつあります。

(2) 生活保護問題

1987年1月に札幌市で起きた母子家庭の母親の餓死事件は大変衝撃的でしたが、同じような事件がその後各地で発生しています。

その根源は、現場では第3次適正化攻撃をよんでいる「123号通知」にあります。123号通知といふのは扶養義務関係・資産関係について包括同意書をとつて徹底的に調査を行なうよう指示したものです。

先日、東京都荒川福祉事務所の事件が政治問題化しました（2月18日国会質疑）。荒川区では、ある高齢の生活保護受給者の「扶養義務者」（40年間音信不通であった妹）を探し出し——この調査パワーに注目！——、その妹は老齢年金で暮らしていたのですが、3万円の年金から1万円を仕送りすると約束させて生活保護を打ち切ってしまった。

ついでに付け加えますと、この事件が起きる前から荒川区は「荒川福祉」と呼ばれて全国の現場では悪名がよく知られていました。「生活保護は人をなまけものにする」との信念の区長が、野心家の公務員を福祉事務所長にすえて生活保護退治を始めました。その過程で、人権感覚や生存権思想を確立していた専門職はほとんど配転させられたということです。¹⁾

同じような事件はいまどこで起きてもおかしくない状況にあると、私たちの現場では語られています。

生活保護基準の格差縮小方式といふのは、改定率を一般国民の消費の伸び率より高く設定していたものですが、1984年に民間最終消費支出に準拠する方式（水準均衡方式）に変えられました。このように、適正化の名による人権無視は受給抑制効果を生み、基準改定方式の変更、国庫負担割合の変更（10分の8から10分の7へ）と相まって、生活保護受給者147万人（1984年）が119万人（1988年）に減少、生活保護費も1235億円（1984年）から1133億円（1988年）に縮小したと報じられています。

(3) 施設サービスの有料化

最後に、有料化問題についてふれておきます。ここではさしあたり社会福祉施設の利用者負担が「福祉改革」の過程でいかなる水準にまで到達しているのかを検討します。

施設の利用者負担といえば、一番身近なものは保育料ですが、1980年代に入って保育料の引き上げが高水準になってきたことは、体験的にかなりの人々が知っているので、ここでは老人ホーム、特別養護老人ホームの利用者負担について検討してみます。

老人ホームなど（特別養護老人ホームを含む）の費用徴収については、老人福祉法28条に「徴収できる」旨の規定があります。しかし、1980年まではこの規定はほとんど有名無実化していました。なぜなら、当時は徴収基準額表が税額による階層区分になっており、老齢者控除や老齢者年金特別控除などの制度によって、ほとんどの人が徴収額ゼロの非課税世帯に入っていたからです。また、かりに入所者本人が多少とも費用負担を行なった場合は、扶養義務者は負担しなくてもよいとしていました。ところが、1980年8月の改定により、費用徴収を強化する方式として本人負担を税制リンクから総所得を把握する方式に改めたこと、およびこの額が措置費支弁額に充たない場合は扶養義務者からも措置費の範囲内で徴収する方式に改悪しました（扶養義務者の徴収方式も税額リンク方式へ）。

この方式によって年々徴収額が引き上げられ、現在は以下のようないわゆる水準になっています。1980年当時は本人所得年額133万円が徴収ゼロの上限であった。月額11万円強の所得となります。年金額は物価スライドがあり、その後上がってきていますが、いまかりに1988年の年金額が133万円の人は月額徴収額が68,100円にもなります。また、措置費支弁額は養護で114,640円、特養で174,514円ですから、この人の扶養義務者からも徴収されることになります。親がこの年代の扶養義務者はだいたい50歳代となっており、税務統計から推計すると、資本金10億円以上の企業に雇用される50～54歳の労働者の賃金は700万円前後となります（階層化されたわが国の賃金構造は、資本金1000万円未満の企業で働いている労働者については400万円弱と推計

されるが、ここでは上層の労働者の賃金を基準とした——国税庁総務課『税務統計から見た民間給与の実態』)。この階層の労働者(扶養家族3人と想定)は35万円強の所得税を支払っているから、費用微収基準の微収月額は41,200円となり、本人分と合せて109,300円にもなります。

私の試算したところではこの階層の人が、1988年現在11万円弱の微収額となっています。これはもう大変なことだと言わなければなりません。まさにかつての「福祉国家」が福祉有料化の方向に再編されつつある象徴であります。

以上、2,3の例をあげて、「福祉国家」再編過程がいかに国民生活を直撃しているかを明らかにしました。

V. なぜ「福祉国家」の再編が始まったか ——とくに資本蓄積との関連で——

日本で「福祉国家」再編のイデオロギーが政府周辺の諮問機関からふりまかれ、国民各層に浸透していくのは1970年代中頃であり、政策として実行に移るのが1980年代初頭です。問題は、戦後確立しつつあった「福祉国家」のパラダイム転換が始まったのはなぜか、この点の解明にあります。

ここで再び1973年の意味を問い合わせてみる必要があります。気鋭の経済学者の皆さんを前に私が以下に述べることはいかにも釈迦に説法であると思いますが、林直道教授の論文(「不況の経済学」日本科学者会議編『現在の資本主義(上巻)』大月書店、1976年所収)などを手がかりに私なりにまとめてみたいと思います。

この点は、1974~75年世界恐慌を軸にした資本蓄積様式が根本的に転換したことと不可分の関係にあるのではないかと言えましょう。ご承知のように、1957~58年不況以降、16年間は、74~75年恐慌のような世界同時不況は発生せず、部分的景気後退は各国で不均等に起きたけれども、全体として世界資本主義は黄金期でした。日本も年率10%を超える経済成長が進み、世界資本主義繁栄の先端を走ってきました。

この背景には、アメリカ国家独占資本のニュー・エコノミックス政策がありました。財政赤字を

通じて大量のドルをばらまき有効需要創出をめざすこの政策のもとで、アメリカ多国籍企業の海外投資の増大とベトナム戦争によるドルのたれ流しは1970年代前半の国際通貨危機をもたらします。ドルの切下げと固定為替相場制の崩壊はパックス・アメリカーナの動搖そのものでした。この過程は同時に世界的規模でのインフレーションの高進とアメリカ産業の競争力の弱体化をもたらしました。インフレそのものは金融資本の重要な蓄積手段ではありましたけれども、あまりにも急激なインフレに統治の危機を感じた国家独占資本が総需要抑制に転じたところに第1次石油危機が到来し、74年恐慌が始まりました。²⁾

日本国家独占資本主義はドルに支えられたインフレ政策の中で高蓄積を達成しましたが、1970年には過剰生産の兆しが現われます。1971年のニクソンの金・ドル交換停止発表後も、日本は1ドル=360円の維持の方針をとったため、東京市場にドルが殺到し、加えて田中内閣は円切上げ阻止のための調整インフレ政策をとったため、いわゆる過剰流動性を生み、空前の投機とインフレが日本列島をおおったことは私たちの記憶に鮮明に焼きついています。さらに、石油危機がこれに追い討ちをかけ、日本はスタグフレーションを伴った世界恐慌に巻き込まれていきます。

1974~75年恐慌を境に、世界資本主義はもはやドルに支えられたインフレ政策によって強蓄積を達成するという従来の政策を続けることができなくなり、新たな蓄積様式の模索に直面することになります。

例えば、日本の場合、田中内閣時の狂乱インフレへの対応としての総需要抑制政策の後、一転して拡大政策を採用することになるわけですが、もはやかつてのような高蓄積の実現は望めず、その結果、国債が累積し、財政危機が進行します。³⁾

ここに「福祉国家」再編をかけてマネタリズム的政策の強行に踏みださざるを得ない客観的根拠があったといえます。

ところで、1970年代終わりから始まった新しい蓄積様式の転換とは何であったのでしょうか。パックス・アメリカーナの動搖の中には、アメ

リカ産業の競争力の弱体化が含まれると思います。これはアメリカ独占資本の多国籍企業化、軍事産業化と密接に関連していますが、日本は1974年以降、石油コスト高・円高を逆手にとて猛烈な減量合理化を達成し、アメリカとの関係では相対的に競争力を強化したため、日米経済摩擦が勃発しました。ここで利潤率の低下傾向に直面した日本独占資本は、1982年頃から多国籍企業化への道に急傾斜していき、国内では産業の空洞化、かつての強蓄積がもたらした再生産機構の破壊、構造転換によって国民生活との矛盾を強めつつあるといえます。

日本企業の多国籍企業化は直接投資のみならず、利子取得をねらう間接投資が増大しており、ますます投機性、寄生性を国際的に強めているだけではありません。国内でも資本家が「歌を忘れたカナリヤ」になった——つまり、企業収益を生産に投資せず金融市場を循環して、まさに「ギャンブル・キャピタリズム」と言われる状況になっています。小西一雄氏（『経済投機化と現在の金融不安』『経済科学通信』57号）は、ギャンブル・キャタリズムの起点を74～75年恐慌からの脱出策であった国債の累積に求めて、日本経済の投機性、寄生性を解明されていますが、その意味でも74～75年恐慌は蓄積様式転換の起点であったわけで、1973年「福祉元年」が元年だけで終わった意味がよく分かります。

このように、70年代後半以降の日本独占資本を特徴づける資本蓄積様式の転換こそ、「福祉国家」再編の背景だったといえましょう。

VI. 労働者階級の変化

「福祉国家」の再編をもたらしつつある背景は以上のように要約できますが、それでは再編過程がいかなる階級的力関係のもとで可能となつたかを検討しなければなりません。なぜなら、現代福祉国家の出発点としてしばしば評価されるベヴァリッジ計画にしても、直接的政策的動機はドイツとの戦争のための国民統合にありましたが、他方では戦後のイギリス資本主義体制を温存するためにやむを得ざる資本の譲歩・選択であったわけです。したがって、福祉国家の考察にあたって、階級的力関係を検討すること

が不可欠なわけです。

日本では、戦後社会保障のたたかいにいくつかの山があります。最初は1954年、当時の吉田内閣が生活保護費、児童保護費の国庫負担率を8割から5割に、その他社会保障予算削減を打ち出したことに対し、「社会保障を守る会」が結成され、全国に波及してきました。この運動を担ったのは自由労働者、結核患者、生活保護者で、後には社会保障研究者、地方自治体（全国知事会や労働部長会議、民生部長会議なども反対要請）を巻き込み、結局、吉田内閣は削減案を撤回せざるを得なくなりました。

翌1955年には総評が「平和と生活を守る国民大集会」を開くなど、労働者階級の中心部隊が社会保障闘争に登場してきます。1958年には総評ほか12団体が「社会保障推進協議会」を結成します。

1964～69年は、労働組合が運動の正面に立ったという意味で画期的な運動期でした。まず、1964年には、健保本人8割給付への引下げをねらう健保大改悪に対し、労働組合を主体とする運動がこれを廃案にしたことです。健保改悪はその後も社会保障闘争の焦点となり一進一退を繰り返し、この間保険料率の引上げ、一部負担の強行が行なわれますが、次の山が71～72年にやってきます。この71・72年に政府は再び保険料率の引上げ、一部負担の強化を提案しますが、2度とも労働者が職場集会やストなどでたたかいで廃案にしました。

つづいて1973年春闘では年金ストが行なわれ、年金水準の引上げ、物価スライド制を実現。74年春闘は「福祉スト」と呼ばれ、生活保護者、年金生活者、障害者などの要求を組織労働者が掲げてたたかいました。

これ以降、後に1980年代に「制度改革」の中で進められた社会保障の後退の試みが70年代を通じて端緒的に現れてくるのですが、その都度後退をくいとめてきました。

ところが、80年代に入ると労働者階級の中心部隊が社会保障闘争から撤退しあげ、総評などの社会保障闘争も後退していきます。このような労働組合の社会保障闘争への武装解除こそ、「福祉国家」の再編を容易にしている背景でありましょう。

労働組合の武装解除がなぜ起きたのでしょうか。企業別組合という日本の土壤に、60年代から70年代にかけての資本の高蓄積が一部の労働者層を特権的に処遇することを可能にした（鉄鋼資本の作業長制度はその典型）。他方で農民層が分解して労働者として大量に都市に吸引されましたが、このことはすなわち階級意識の未成熟な労働者の大群を生み、資本の専制支配を容易にして労使協調路線が大勢化した、等々と説明されてきました。

私はこの古典的な論理を否定しませんが、もっと基底のところに視点をそえて、高度成長のろしであったエネルギー革命と技術革新が労働現場にもたらした変化に着目する見解に注目しています。

高度成長は職場に「非常に深い沈黙」をもたらしたと、例えば嵯峨一郎氏は日産の労働現場を分析してこのように言っています（『企業と労働組合——日産自動車労使論』田畠書店、1984年）。また、齊藤茂男氏は、トヨタの青年労働者の生活までおおう沈黙をすぐれた筆致で語っています（『わが亡きあとに洪水はきたれ！』徳間書店、1974年）。労働者をおおう沈黙は、生理的限界の極限までの搾取がもちろん影響しているわけですが、エネルギー革命と技術革新がもたらした労働の組織化が変化した結果であります。

私はかつて国鉄労働者から大変興味深い話を聞いたことがあります。国鉄の機関車がまだ石炭を焚いて煙をあげて走っていた頃、運転台は2～3人乗務でした。助手が蒸気をつくり機関士がそれを使って列車を動かす。何キロ先には上り勾配がくるからそのとき蒸気圧が最高になるよう、いまからどのようにカマに焼くか、もうすぐトンネルに入るからどうやって完全燃焼状態で煙を出さないようにぬけるか、互いに声をかけ合って働いた。互いに気を合わせないとうまく走らなかったそうで、大変な高温、重筋労働であるけれども、職場内に仲間意識と高度の熟練と職人的誇りが充ちていたということでした。ところが、60年代末から70年代を通じて鉄道の電化は1人乗務を一般化し、新幹線などはコンピュータの指令によってスピードの操作を行なう単純な監視労働にしてしまい、職場を

沈黙の世界に変えたわけです。

以上はあくまで一つの典型例にすぎませんが、60年代のエネルギー革命と自動化がもたらした変化をかなり一般的に示しているように思います。

このような文脈から、最近のME化・情報化をとらえてみると、仲間とワイワイやりながら仕事をする場面がますます縮小していき、産業ロボットなどは空間的にも労働者を引き離すわけで、沈黙の条件を拡大していくのではないか。⁴⁾

「ものいわぬ労働者」、これこそ労働運動空洞化の根底にある背景であり、これが組合の官僚化（官僚化と協調路線は常に一体である）を容易にしていると思います。そして、官僚化した組合が企業内に閉じこもって、資本の許容範囲内でしか活動しないようになってきたことが、社会保障闘争からの撤退をもたらしているといえます。

VII. 資本蓄積と「福祉国家」についての二つの論点

(1) 金融資本の代弁者たちはどう見ているか

福祉国家の再編・解体がなぜ起ってきたかに関する世界経済の客観的基礎は前に述べましたが、それでは金融資本の代弁者たちは一体どのように見ているのでしょうか。

1981年、OECDが開催した「1980年代の社会政策に関する会議」に、B I A C（OECD経済産業諮問委員会=OECD諸国の経営団体の連絡組織）が提出した「経営者側の見解」がとくに注目されます。

彼らは、福祉国家が達成した社会保障水準をどのように見ているでしょうか。そこでは次のように言っています——いまや社会保障負担は労働コスト上昇の決定的要因となり直接賃金の40%にも達している、このような社会的給付の増大は国家の国際競争力を阻害する、労働コストの増大は石油インフレと呼応して経済の見通しを暗くしている、そして社会的給付の拡大は効率に対するインセンティブを削ぐ。

ここから80年代の改革に対する处方が導き出されます。第1は、自助原則の強調であり、社

会保険料や租税負担の増大は自助原則貫徹のための個人の資力を削ぐがゆえに、このような「重圧」の増大はつづけてはならない。「個人が効率的に働くとするインセンティブを所得の均衡化によって鈍らせてはならない」と主張しています。

第2は、租税によって国家が行なう社会的サービスは非効率・高コストに陥っているとの認識のもとに、公的セクターから民間セクターへ財やサービスの供給を移行させることを求めています。

もうひとつは事務局報告の中に注目すべき論点が現われています。上述の労働コストへのインパクトは終身雇用を資本がいやがる主因となって、労働者から機械へ転換するインセンティブを誘発している。ヨーロッパで重大化している失業問題の背景をこのように主張した上で、「社会政策のコストを資本に負担させるべきなのか」と問題提起を行なっています。

いずれにしても、資本蓄積にとって社会保障が重大な障害になっていること、したがって福祉国家の再編・解体が金融資本の重大な関心事項になっていることを示しています。

(2) 民営化と資本蓄積

「社会保障は人々を働くないようにする」というサプライサイド学派的福祉国家観が一方で拡っているなかで、注目される論点が最近、日本でも現われてきています。資料Aの⑬などはその典型なのですが、社会保障が資本蓄積にとって重要な役割を担うと位置づけているのです。

民営化はとくに先のO E C Dの会議の主要な論点ともなったのですが、社会福祉サービスの民営化を過剰資本の投資先として位置づけている⑯の報告は、シルバー産業が資本蓄積の有望な市場として発展していくためには、年金・医療保障がたよりがいのあるものとして充実していくべきであると主張しています。

以上二つの論点は、ケインズ主義的有効需要創出政策で行き詰った国家独占資本主義が、マネタリズム政策で乗り切ろうとしている現局面のひとつの矛盾の表面化であろうと思われます。

VIII. ポスト「福祉国家」を考える ——現局面をどう把握するか——

「現行の社会保障制度を解体する」とフリードマンが宣言した福祉国家の解体は、日本で成功するでしょうか。

先にふれたように、現代福祉国家の原点であったベヴァリッジ計画は、ファシズムとたたかうための国民統合の象徴でもありました。現下の階級的力関係のもとで、国家独占資本主義が「福祉国家」の衣を脱ぎ捨て、それにとってかわる国民統合の象徴をかかげることはまず不可能なよう思われます。「福祉国家」に代わる国民統合の象徴とは「軍事国家」にはかなりませんが、階級的力関係を国際的規模で見たとき、果してそれは可能でしょうか。

私は、国家独占資本にとって「福祉国家」を解体してしまうことは、統治の合目的論理から見ても不可能であろうと思っています。加えて、社会保障制度は資本蓄積にとって障害であると同時に、重要な蓄積手段になりつつあるという、相互に競争する個別資本が直面する矛盾に注目したい。例えば、シルバー産業市場は110兆円規模に達するといわれますが、それは社会保障ぬきにはこの市場を確保できない。サービス経済化の流れを見ても、これは資本の多角化戦略の一環として現われてきている側面があります。この流れは、たんに金融・保険・クレジット・教育・文化事業・旅行・ホテルなどにとどまっているのではなく、いまや社会福祉サービスをも標的にしつつあります。

ある大手の宅配飲料業が自治体から受託して、毎朝独居老人に飲料を配達する事例が報告されています。そのとき必ず声をかけて、お年寄の顔を見て手渡すように契約しているのです。業者にすれば商品を売る行為ですが、自治体にとっては一人暮らし老人の状態を把握する社会福祉サービスを市場を通じて行なうわけです。これは市場と公共性との奇妙なドッキングですけれども、資本はその多角化戦略の中で社会福祉サービスを市場を通じて売る道を、過剰資本の投資先としてまさにあの手この手の研究をしております。資本がこの手のサービスを拡

大していくためには、相当水準の年金制度の拡充がなければ不可能でしょう。

高齢化社会論は社会保障制度が資本蓄積の一部として不可欠の時代との認識を含んでいます。ただ、労働者階級の抵抗が弱体化すると、資本は労働コストの回避から、労働者の相互扶助と民営化による労働者階級のコスト負担へしわ寄せを行ないます。現在、日本の「福祉国家」はこのような方向で再編過程にあるとみるのが一番妥当ではないでしょうか。

最後に、労働者階級の主体的力量に言及して報告を終わります。

社会保障のたたかいは、総資本に対する労働者階級全体のたたかいでありますから、どうしても労働組合のナショナルセンター問題に関わります。総評が社会保障のたたかいを放棄して久しいのですが、いまや総評＝民同路線そのものが解体寸前の状況にあって、今後の社会保障闘争に深い関わりを持ってこようと思われます。臨調＝行革路線に対する態度をめぐる相異なる二つのナショナルセンターへ分解が始まっています。総評の解体の中から社会保障闘争を重視する主力部隊が登場してくるわけですから、これは相当「福祉国家」の再編にインパクトを与えるでしょう。

同時に、高齢化社会の到来は、戦後の社会保障闘争を担った人々が高齢化してくるわけで、最近、全国各地で「年金受給者組合」の結成が相次いでいるように、この点も日本における「福祉国家」の再編過程への相当のインパクトになるでしょう。

「福祉国家」の解体は簡単にはいかないだろう——これがポスト「福祉国家」を考察した私の結論であります。

- 1) しかし、荒川区の福祉労働者は、住民、民間福祉労働者、他の職場の自治体労働者と連係をとってたたかい始めています。1988年5月25日、同10月7日の2度にわたる「荒川の福祉を考える集い」や1989年4月27日の「荒川から生きるための福祉を考える集い」など、「荒川福祉」の告発が始まっています（高瀬晴久〔荒川区保健所〕『荒川区の福祉を考える集い報告集』、参照）。

- 2) 1974～75年世界恐慌は世界同時性とスタグフレーションを伴ったところに特徴があった点は誰でも認めるところであるが、蓄積された過剰ドルに過剰生産を読み取る視点（林直道論文）のほか、石油危機に直接的原因を求める説がある。

この説によれば、世界資本主義が強蓄積を達成できたのは第三世界の資源、とりわけ石油資源を低価格で収奪してきたからであって、石油危機こそが「生産費総計の上昇分が販売費総計の上昇分を凌駕し」、いわゆる価格－費用関係を逆転させた、という。ここからケインズの見解（社会全体の生産費総計が社会全体の販売収入総計を上回ると不況が発生する）を引用して、1929年恐慌の際はこの関係が国内物価暴落によって引き起こされたのに対し、1974年恐慌は石油危機による生産費総計の上昇、つまり1929年とは逆の現象によって起こった恐慌であったとして、スタグフレーションを説明し、過剰生産恐慌ではないと結論づけている（宮崎義一『世界経済をどう見るか』岩波新書、1986年）。

- 3) 宮崎義一氏は、1975年以降なぜケインズ流の有効需要創出政策が効力を失ったのかを石油危機後のインフレの構造変化によって説明されている。価格の上昇が輸入素材原材料→中間品→完成品と波及していく価格－生産費関係の逆転現象を伴ったインフレの場合、ケインズ的スペンディングポリシーによる有効需要の增加分は、中間品と完成品の価格上昇のために吸収されてしまい、国内インフレを加速するだけであって、失業率の減少、操業度の上昇に効果を持たない。したがって、失業・経常収支赤字・インフレの同時発生のもとでの「国家によるスペンディングポリシーの採用は、国民にとって重い負担の割には効果の薄い選択であるとの認識がとくに中間階級を中心に定着していく」ことにマネタリズムへの転換を読み取っている（同上書）。

- 4) 私は労働運動の成長と職場のコミュニケーションの関係にかねがね注目してきました。自治体でも、職場に労働運動があるかというと、非常に不均等になってきています。社会福祉職場などでも、入所者の待遇方針の一致

や、行事計画をめぐってつねに会議が行なわれているところでは、労働組合の職場活動が発展しています。しかし、専制的管理者が上から下へ伝達して労働者を動かしている職場、いわば「構想」と「実行」が分離しているところでは、「もの言わぬ労働者」が増えて職場での労働運動そのものが空洞化していっています。特定の政策意図のもとに指示によって議会答弁や政策資料の作成に従事する、いわゆる官房係といわれる職場や、ラインでもコンピュータの稼動に合わせて定型業務を大量にこなさなければならない職場（ここではコンピュータそのものが専制的管理者の役割をもつ）での労働運動の空洞化が進んでいるのは、その結果と言えます。

資料A 社会福祉「制度改革」を先導した答申など

- ① 第17次地方制度調査会「地方財政のあり方に関する答申」（略称、1975年7月）
 - ・国の基準以上の施策を実施する地方自治体の福祉水準に枠をはめる（老人医療や保育所増設などの規制）
- ② 財政制度審議会「社会保障についての報告」（1975年12月）
 - ・安易な給付水準の引上げ、総括的福祉施策による財源配分を避ける
 - ・受益者負担の引上げ
 - ・自助努力の強調
- ③ 社会保障長期計画懇談会「今後の社会保障のあり方について」（1975年8月）
 - ・在宅サービスの提唱と費用負担の適正化
 - ・資源の効率的配分論の登場
 - ・受益者負担原則の強調
 - ・自己責任の強調
 - ・地方自治体の財政責任論（①と同様）
 - ・民間の育成とボランティアの強調
- ④ 社会保障制度審議会「今後の老齢化社会に対応すべき社会保障のあり方について（建議）」（1975年12月）
 - ・「減速経済」下では社会保障関係費の比重を増すことにより総需要を拡大すべしとする最後のケインズ的主張

- ・他方、個人貯蓄による自助原則の強調や、各種サービスの無料提供は資源の効率的使用を妨害するとして老人医療を標的に

⑤ 全国社会福祉協議会「これからの社会福祉——低成長下におけるそのあり方」（1976年3月）

- ・ニードの変化（社会福祉による経済的貧困への対応の終焉を宣言）=①②のような財政主導論ではなく、ニードの変化を強調する社会福祉の内在的論理に特徴
- ・公私役割分担論
- ・国・地方の費用負担問題（先取り福祉が国の補助を要求することの克服）
- ・社会福祉の費用負担のあり方（→受益者負担原則）

⑥ 社会保障制度審議会「皆年金下の新年金体系」（1977年2月）

- ・基本年金構想（国庫負担+拠出年金）、国庫負担の財源を付加価値税に求める
- ・年金の位置——老齢者が全面的に依存するものではなく、給付水準は消費支出の5割程度

⑦ 国民生活審議会「長期展望小委員会報告」（1979年1月）

- ・公的福祉の拡大が国民に福祉は受益との意識を広げる（福祉ただ乗り現象）
- ・所得再分配政策は限界を超えると労働意欲を減退させ自由と効率を損なう→福祉政策は持ち家などストック再分配型が望ましい
- ・福祉産業の育成→福祉制度と費用負担の改善

⑧ 第2次臨時行政調査会第1次答申（1981年10月）

- ・活力ある福祉社会の実現
- ・国際社会に対する貢献の増大

⑨ 中央社会福祉審議会「当面の在宅老人福祉対策のあり方について（意見具申）」（1981年2月）

- ・在宅福祉推進の根拠を「限られた財源の効率的配分」論に求める
- ・居宅処遇原則（施設の役割の限定）
- ・自助と民間ボランティアによる新しい福祉供給システムの創設

- ・「福祉は無料」からの転換（権利思想からユーザー思想へ）
 - ・社会的公正論（フリーライダーの排除の論理）
- ⑩ 社会保障制度審議会「老人福祉のあり方について（建議）」（1985年1月）
- ・高齢者社会危機論の登場
 - ・公私役割分担論I（公的セクターの役割をインフォーマルセクターの活性化、またはインフォーマルセクターで対応できない分野に限定）
 - ・公私役割分担論II（民間企業との関係では、行政は民間の排除や規制を行なったり競合するサービスを提供すべきでない）
 - ・費用負担（有料化は福祉の後退ではない。金融・住宅資産の活用、サービスを受けた者の財産の相続のあり方についての研究）
- ⑪ 臨時行政改革推進審議会民間活力研究会「民間活力の発揮推進のための行政改革のあり方」（1985年12月）
- ・本文参照
- ⑫ 保険審議会「新しい時代に応じた生命保険事業のあり方」（1985年5月）
- ・高齢化社会への以降を生命保険事業をめぐる環境変化として捉え、①個人年金（生保）による自助、②公的医療保険が対象としないニーズのカバー、③福祉サービスの多様化に伴う民間部門夫可能性に言及。生保事業の新分野への開拓を提唱。
- ⑬ 高齢化社会に対応した新しい民間活力の振興に関する研究会「シルバー産業の振興に関する研究報告書」（1986年6月）
- ・従来、公共セクターであった老人福祉分野をシルバー・マーケットとして位置づけ、資本の活動分野に
 - ・民間産業参入のための公私役割分担論
 - ・費用負担におけるイコールフッティング
- その他、社会保障長期展望懇談会「社会保障の長期展望について」（1982年7月）、中間施設のあり方懇談会報告（1985年8月）、閣議決定「長寿社会対策大綱」（1986年6月）、厚生省3審議会合同分科会「今後のシルバーサービスのあり方についての意見具申」（1987年12月）な

どがある。

資料B 社会保険・社会福祉「改革」の足跡

【医療保険】

- ① 老人保健法成立（1982年8月）
 - ・老人医療費支給制度の廃止＝老人医療有料化の導入（外来1カ月400円、入院1日300円）
 - ・老人医療費の費用負担に健保財政からの拠出金方式の導入
- ② 健康保険法・国民健康保険法改正（1984年8月）
 - ・健保給付率引下げ（8割に、当分9割）
 - ・特定医療費制度の導入＝自由診療への道
 - ・退職者医療制度の創設（国庫負担なし、健保からの拠出金、国保国庫負担45%→38%）
- ③ 老人保健法改正（1986年12月）
 - ・外来1カ月800円、入院1日400円
 - ・健保から国保への拠出金按分率の負担強化
 - ・老人保健施設（生活費自己負担、医療費は老人保健財政）
- ④ 国民健康保険法改正（1986年12月）
 - ・保険料滞納者への制裁措置（保険証取上げ、保険給付差止め）

【年金保険】

- ① 国民年金法改正（1985年4月）
 - ・国民年金を基礎年金制度に再編、給付水準引下げ
 - ・制度成熟時の保険料を現在の2倍に、国庫負担は基礎年金のみ
- ② 共済年金法改正（1985年12月）

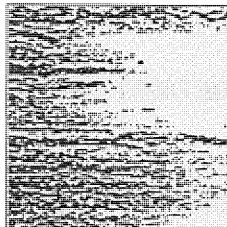
【社会扶助】

- ① 児童手当法改正（1985年6月）
 - ・第3子以下降中学卒業までの給付を小学校入学までに制限（月額5000円）
 - ・第2子については新設（月額2500円）
 - ・所得制限強化による給付制限
- ② 児童扶養手当法改正（1985年5月）

【生活保護】

- ① 123号通達「生活保護の適正実施の推進について」（1981年11月）
 - ・本文参照

（49ページへつづく）



●特集——「ポスト福祉国家」を問う

シンポジウム「『ポスト福祉国家』を問う」 全体討論のまとめ

シンポジウムは、北村裕明・藤岡純一・中井健一の各氏から報告を受けた後、全体討論に入った。冒頭、司会から、①経済発展（資本蓄積）と社会福祉、②「小さな政府」論（国家の経済的役割の縮小）の実態、③福祉と雇用の関係、④「豊かさ」の意味、⑤福祉に関わる政治改革や扱い手の問題、の五つの論点を紹介した。

藤岡惇氏（京都支部）は、福祉国家登場の背景をどうとらえるか、「フォード的蓄積様式」の有効性などについて質問された。イギリス福祉国家は西側軍事同盟を支える福祉国家の枠から抜け出しきれないとできないまま、サッチャーの登場となったのではないか。一方、スウェーデンの社会民主党はやや特異な存在で、西側軍事同盟からも離脱し核兵器の廃止も掲げており、イギリスとは異なっている。イギリスでの福祉国家後退の要因はなにか。また、スウェーデンの福祉国家が今後も前進するためには、企業への規制・誘導に関して職場からの規制力を強めるべきではないか。また、福祉の効率性と公共性に関して、福祉公社や協同組合などの位置づけについて質問が出された。

藤岡質問に対し、北村氏は、グラムシのヘゲモニー論と関連させ、戦後体制を説明する包括的概念として「フォーディズム的蓄積様式」には有効性があるが、「ポスト・フォーディズム」概念については、ME革命によって「フォーディズム」的社会政治秩序が解体したと言っているにすぎず、次にくる秩序を説明していないので括弧付きで使用している。イギリス福祉国家の評価については、改良という限界はあったものの戦後福祉国家の枠組みをつくった点でその意義は大きい、だがつねに集権型で官僚主義がつきまとった問題がある、と応えられた。

藤岡（純）氏は、スウェーデンは交渉社会で、労働組合の組織率が高く、解雇も労働組合との

交渉なしにはできないこと、労働者基金制度の成立で労働者の発言力を企業にむけて行使できる可能性も出てきていることを述べられた。

中井氏は、戦後の社会保障の争点でもある効率・公正の議論について、効率性論はそもそも社会福祉になじまず、フリーライダーを排除することによって公正を確保しようという「福祉有料化」の論拠になっている、これに対して国民の権利性を対置すべきであると述べられた。

森岡孝二氏（大阪支部）は、「フォーディズム」概念は日本でどれだけ妥当するかが議論されないまま使用されているとして、以下のように問題提起された。高生産性・高賃金・高福祉を提唱し、大量生産システムの開発だけでなく、労働者福祉を重視し、労使協調のもとに労働者の消費購買力を引き出し経済成長をはかるというのが「フォーディズム」論であったが、その問題点はそのような体制が終わっても、その後の体制を特徴づける概念を出さないまま過去にむかって定義づけしようとしているところにある。70年代半ばの世界資本主義のスタグフレーション以前の資本蓄積の社会経済構造をどう特徴づけるかという点では、かつての「国家独占資本主義」概念も資本蓄積過程のあり方を社会構造的に説明できず、それに規定された政治・経済過程を十分説明できていないため、説得力を持たなかった。「国家独占資本主義」概念がケインズ主義の失墜とともに衰退し、いわば「国家独占資本主義」の理論的透き間を突くようにして「フォーディズム」概念が出てきた。しかし、それが日本の高度成長、現体制をどう説明するかという点で、本当に有効な概念かどうかが試されるべきであるとされた。

また、福祉を論じる場合の問題点として、利潤原理=市場原理とそれに対抗する公共原理=福祉原理とは相互に矛盾する関係として見てい

く必要があるとして、次のように続けられた。例えば、労働時間や失業救済などの公的規制があつてはじめて資本主義が成立するわけで、資本主義のあり方がそうした公的規制を内にもつてゐるのであり、社会政策・社会保障の登場も、それが独占段階の特徴であるという前に、そのような資本主義的生産様式の公的規制として捉えられるべきである。ME化など産業技術の大きな変化によって市場化・産業化・プライバティゼーションなど資本が活動する領域が拡大しているが、その下で新しい形で公共原理=福祉原理の導入の必要性が高まっており、新たな段階での福祉再構築の闘争、労資の階級衝突が起こっている。資本主義が利潤原理=市場原理を広げていけばいくほど、公共原理=福祉原理を広げるをえないという捉え方をした上で、各時代・各段階における福祉のあり方、利潤体制・蓄積体制の変化を捉えなおす必要がある。福祉国家の問題はそれをどのように再建するかという問題だけでなく、経済学のあり方についても大きく問いかけるものである、と述べられた。

池田清氏（大阪支部）は、スウェーデンのように福祉国家の担い手は女性であるとして、福祉国家と婦人問題との関連について発言され、また学童保育運動や共同作業所運動での実践の経験から社会福祉における効率性・公正論に対しては権利性を対置すべきだと主張された。

大西広氏（京都支部）は、福祉国家を評価するための理論問題はケインズ主義との差をどう設定するかにあるとして、次のように述べられた。新自由主義は、政府が大きくなると婦人の就業が増加し、その結果、離婚が増えて道徳の解体や家族の解体をまねくので、国家を大きくするべきではないと主張している。これは個人主義ではなく家族主義の立場である。社会を「国家」、「中間集団=企業・家族」、「個人」の三つのレベルに分けるとすれば、新自由主義は国家主義ではないが、個人主義でもない。家族を強化し企業を強化するという点でまさに資本主義である。かつて企業主義から必要であった国家が、いまは企業が強くなつたため必要とされなくなった。われわれにとって必要なのは国家主義でも家族主義でもなく個人主義である。

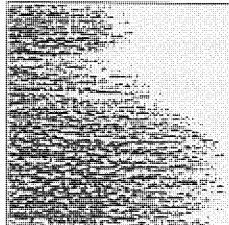
林堅太郎氏（京都支部）は、プライバティゼー

ションはたんなる市場化ではなく、ある種の所有者特権の強化であつて、所有をテコに寄生的腐朽的な資本主義的諸関係を再構築するものである、サッチャーは再私有化、公共部門の解体過程に所有特権を持ち込み労働者を体制に再統合していこうとしている点で実に巧妙であり、公共原理を市場原理へ押しもどす流れをよく見る必要がある、と述べられた。

柳ヶ瀬孝三氏（京都支部）は、国家の再編・解体のなかで起こっている問題を経済原理的にどう捉えるかという点で、従来、社会化論は公共的・国家的システムと直結して考えていたが、そこにはもう少し考えなければならない原理があり、それは専門家・専門的システムの導入の問題だとして、次のように展開された。社会化=国家化=官僚化の進行に対し個人の参加を対置する動きとして、分業化の進展とその克服の問題が出てきている。専門家を住民がどうコントロールし、両者の協同とそのための財政システムをどうつくりすのかという問題が存在する。こうした原理から福祉国家の再編を捉えると、そのきっかけは財政危機だが、産業再編過程で資本が高利潤を得るためにその再編過程を投機的に巻き込んでいくなかで、その障害として福祉国家の存在が意識された。したがって、福祉国家の再編攻撃に対して資本の投機的・寄生的蓄積様式の規制、キャピタル・ゲイン課税を考えるべきである。

以上のフロアーからの質問・意見に対し、北村氏は、新しい公共性=参加・分権システムについて、イタリアの住民地区評議会などのような狭い領域での参加がいまの段階では重要であるとし、参加と分権を支える社会システム、国際システムが必要であると述べられた。藤岡(純)氏は、労働者基金制度には賃金抑制の側面もあり、福祉国家は決して理想社会ではなく矛盾を抱えているとして、利潤原理と公共原理の対立の関係からスウェーデンの福祉国家を見る必要があるとされた。中井氏は、体制側の福祉社会は企業の営利活動と相互扶助・自助努力が中身であるが、われわれの福祉社会論は労働原理・協同原理に基づくもので、その際、福祉運動を通じた主体形成が必要であると述べられた。

(シンポジウム司会 岡崎裕司・上掛利博)



●特集——「ポスト福祉国家」を問う

過労死——働きすぎ社会の告発

森岡 孝二

はじめに

今年4月8日、大阪府立労働センターで大阪過労死問題連絡会の第10回総会が約80名の参加をえて開かれた。わたしは過労死問題の実態をほとんど知らないまま、その場に記念講演の講師として臨んで、「『働きすぎ社会』を考える——そのひずみと克服の方向——」と題してにわか勉強の話をしたにすぎない。しかし、連絡会の事務局を担う弁護士の方々との事前の打ち合せや、被災者ご家族の総会当日の涙の訴えをとおして、過労死問題の重大さと、大阪過労死問題連絡会の活動の先駆的役割を深く思い知らされた。以下では、総会当日の報告と連絡会からいただいた資料とをもとに、連絡会の活動と「過労死110番」の運動を紹介するとともに、「110番」を通じて全国初の労災認定をかちとった平岡悟さんのケースをとりあげながら、今日の日本の労働過程にとって過労死問題が意味するところを考えてみたい。

I. 大阪過労死問題連絡会と 過労死110番

池田直樹弁護士がまとめた「過労死110番活動報告」によると、労働組合、医療研究者、法律家、被災者とその家族により、過労死の労災認定闘争や職場の環境・労働条件の改善などを目的として、大阪過労死問題連絡会が発足したのは1981年7月であった。発足当初は「大阪急性死等労災認定連絡会」と称したが、翌年7月に同会の代表をされている田尻俊一郎氏（西淀病院副院長、西淀社会医学研究所所長）ら3人の医師によって『過労死』（労働経済社、1982年初版）という本が出版されたことや、83年に

同会の手で「過労死110番」という小冊子が出来たことがきっかけとなってか、現在では前記のように改称されている。

『過労死』（1984年改訂版）の「おわりに」で著者の細川汀氏が整理しているところでは、連絡会が取り組んだ事例（途中で申請を断念した例を除く）は、84年9月までに20件（うち死亡は12件）にのぼる。そのうちわけは、性別では全員男性、年齢では、40歳代（11例）、30歳代（4例）、50歳代（3例）、20歳代（2例）、病名では脳血管障害（17例）、心臓疾患（3例）となっている。また過労の原因（重複を含む）では、長時間労働（15例）、深夜労働（10例）、加重責任（6例）、交替制勤務（5例）などが多い。20件のうちで労災認定にいたったのは5件で、あとは労災請求中、審査請求中、再審査請求中、もしくは調査中となっている。

連絡会はその後も月1回の例会をかさね過労死の労災認定闘争の中心になってきたが、しばらくは今のような大きな社会的関心を集めようにはいたらなかった。

過労死事件の急増、過労死職場のあまりにも非人間的な労働態様、申請しても認められるのは1割前後という過労死の労災認定の壁の厚さなどに、マスコミや各界が注目しあげ始めたのは、昨年（1988年）4月19日に大阪弁護士会館で、前年10月に脳や心臓疾患の労災認定に関する労働省の認定基準が27年ぶりに改訂されたのを受けて、連絡会主催の「過労死シンポジウム」が開かれたときからである。

このシンポジウムの直後の4月22日、大阪過労死問題連絡会の弁護士たちが被災者の家族や関係者から集中的に電話相談を受けるという形で、全国初の「過労死110番」が取り組まれた。結果は当日で18件、5月12日までにさらに8件の電話相談があった。その後、大阪からの呼び

表1 大阪過労死問題連絡会によせられた相談の一例

歳	発症時期	病名	職種	労働状態
48	88年5月	心筋梗塞(死亡)	管理職	手術で入院。遅れを挽回するため猛烈に働いていた。
39	88年4月	脳内出血(死亡)	大工	死亡一週間前頃より疲労気味で通院中。
56	88年3月	意識消失	タクシー運転手	長時間労働で過労。運転中意識消失し、交通事故。
23	88年6月	不明(死亡・解剖中)	会計係	同僚とゴルフ中に死亡。前日は疲労で欠勤。
52	88年4月	動脈瘤破裂(死亡)	設計事務	日曜もほとんど出勤。毎日9時頃まで残業。
48	88年2月	クモ膜下出血		年末から公休以外に休みなし。胃潰瘍の既往症あり。
46	88年4月	心臓マヒ(死亡)	会社員	海外転勤。朝7時半出勤。ホテルに帰るのは午後11時。
49	88年1月	脳内出血	機械部品製造	前年10、11月は49、53時間の残業。休みも殆ど無し。
46	88年3月	心不全	営業	土日出勤。高コレステロール。会社も労災請求。
57	88年3月	急性心筋梗塞	仕入れ担当	毎日残業(手当なし)。日曜出勤もあった。
48	88年2月	急性心不全(死亡)	製造業	平日12時間勤務。土日出勤。月95時間の夜勤。
62	88年3月	脳内出血	臨時配管工	突貫工事で毎日12時間労働。
47	88年1月	心筋症	工場長	医師の診断で軽作業に移動したが、多忙を極めていた。
46	88年11月	クモ膜下出血(死亡)	自動車下請	日夜勤一週間交代。立ちづくめの作業。
52	88年10月	脳内出血	ボイラー技師	三交代勤務。連続で日曜も出勤。
45	88年9月	クモ膜下出血	商社員	出向中に発症。社内でも特に多忙。意識不明。
37	88年9月	脳動脈瘤奇形	電気器具設計	新製品開発に問題が起こり、期限に遅れ悩んでいた。
34	88年4月	急性心不全(死亡)	食品製造	工場主任。交代制の勤務に従事。
52	88年7月	クモ膜下出血(死亡)	鉄道員	帰省客の多い時期に部下が病気で過重負担。
47	88年9月	急性心不全(死亡)	土木作業員	炎天下でのもとでの作業に従事中に死亡。
57	88年12月	急性心不全(死亡)	倉庫勤務	24時間勤務。糖尿病の既往症あり。
53	88年10月	脳内出血	ボイラー技師	三交代の勤務。
56	88年10月	急性心不全	営業	
	87年10月	急性心不全(死亡)	建設作業員	現場で骨折事故を起こし、入院中に死亡。
52	87年9月	心筋梗塞	自営業	日曜も仕事のことあり。商売関係で精神的ストレス。
57	87年10月	食道静脈瘤破裂	営業	同僚が入院。出勤時間が2時間繰り上げ。日曜のみ休。
37	87年2月	急性心不全(死亡)	営業	死亡直前は一日おきに午前様。出張から帰宅後死亡。
50	87年12月	クモ膜下出血(死亡)	運送会社課長	美術品運搬。帰庫まで待機することが多かった。
48	87年11月	クモ膜下出血(死亡)	作業所長	カビ臭い現場事務所で泊まり込み。土曜のみ帰宅。
50	87年12月	クモ膜下出血(死亡)	運送会社	貴重品運搬作業。
37	87年2月	急性心不全(死亡)	機械製作	会社と対立し、ストレスがかかっていた。

(出所) 大阪過労問題連絡会『過労死110番—夫が倒れたとき・倒れないために』合同出版、1989年

かけにこたえて、全国的に同様の取り組みが行なわれ、6月18日には札幌、仙台、東京、大阪、京都、神戸、福岡の7カ所で一斉相談が実現した。さらにその後、名古屋、横浜にも広がり、本年4月までに全国で500件以上、大阪で100件以上の相談がよせられた。

表1は大阪「過労死110番」の相談事例の一部を年齢、発症時期、病名、職種、労働実態について一覧したものである。これらの事例は、

松丸正弁護士のことばを借りるなら、「過酷な労働による健康破壊の実態」を「過労死という冷厳な事実」をもって明らかにした。また、「過労死を生み出す労働は、働く人たちの家庭をも奪い、生活の豊かさを根こそぎにしていることをも明らかにした」(「大阪過労死問題連絡会この1年の歩み」)。

II. 平岡悟さんの過労死事件

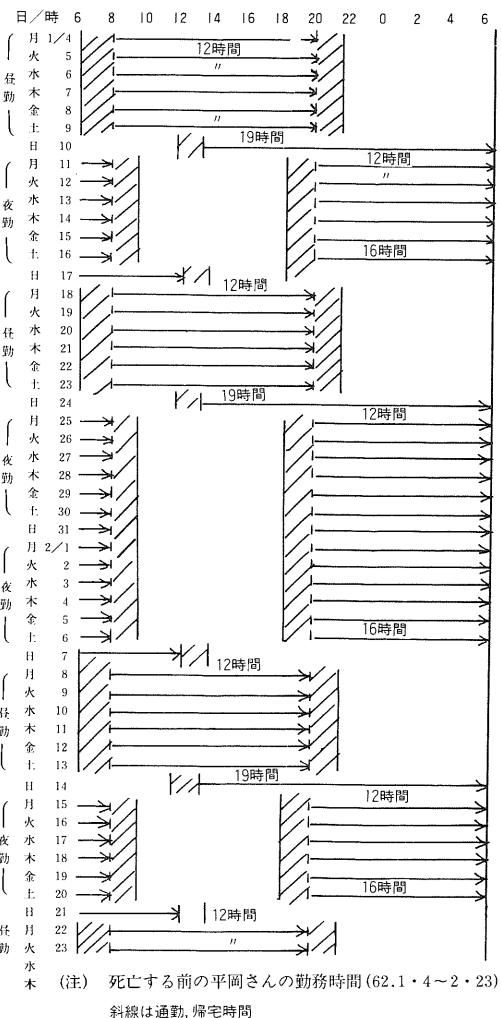
さる5月18日の新聞は、奈良県にあるベアリング製造の椿本精工葛城工場で現場責任者をしていた平岡悟さん（当時48歳）が急性心不全で死亡したのは長時間労働と不規則勤務が原因だと、妻のチエ子さん（46歳）が昨年7月に葛城労働基準監督署に提出していた労災申請に対し、同労基署は過労死と認め遺族補償年金を支給することを決めた、と報じている。

平岡さんの過労死事件の労災認定は、大阪「過労死110番」にいちはやく電話相談があったもので、全国的にも「過労死110番」をつうじての初の労災認定として、今後の運動に大きな励ましをあたえるものである。この勝利は、会社の協力も組合の支援も得られないまま、連絡会の呼びかけで本年2月に「働きすぎ社会を考え平岡さんの労災認定を支援する会」（会長・本多淳亮大阪経済法科大学教授）が結成され、平岡さんのご家族の懸命のたたかいを同会が支援することによってかちとられた。この点でも、今回の葛城労基署の決定は、過労死の労災認定と労働条件改善のための今後のたたかいに特別の意味をもっている。

平岡さんの労働態様がいかに非人間的なものであったかは、妻のチエ子さんが夫の給与表に記された残業時間と休日についての記憶をもとに作成した死亡前2カ月の労働時間一覧表（表2参照）が如実に示している。会社の所定労働にしたがえば、1週間サイクルの昼夜交替勤務で昼勤は朝8時から夕方5時、夜勤は夜8時から翌朝5時、日曜日と年間13日の休日となっている。ところが、平岡さんの実労働時間は、昼勤、夜勤とも12時間で、19時間の連続勤務の日もある。そのため、たとえば1週の実労働時間は、1月第1週72時間、第2週83時間（夜勤）、第3週84時間、第4週83時間（夜勤）、2月第1週72時間（夜勤）、第2週80時間、第3週84時間（夜勤）に達している（ただし食事・休憩時間は考慮にいれず、通勤時間は片道約1時間半として計算）。

7週間の総労働時間は558時間になる。1週間の平均実労働時間は約80時間である。この間、

表2. 平岡さんの労働時間



斜線は通勤、帰宅時間

休日は1日もない。これをそのまま年間に換算すれば4160時間にもなる。もちろんこうした異常な——先進国でもっとも長い日本の労働者の年間平均実労働時間のほとんど2倍にもなる——長時間の不規則労働に長期に従事することは、平岡さんの過労死で証明されたように、生理的に不可能である。

この場合、長時間労働の直接の最大の原因是いうまでもなく、生理的な極限を超えるまでの長時間の残業である。平岡さんの給与明細書によると残業時間は1987年12月は116時間、1月17時間、2月111時間と毎月110時間を超えている。しかし、実際の残業時間はこれよりもっと長い。

表3 平岡さんの給与明細書

氏名 平岡 悟		88年2月分		給与明細書		所属 5 111121		社員No. 59005		出勤日数 25.00	欠勤日数 0
基本給	カット分	役付手当	家族手当	物価・住宅手当	互助手当	特勤手当	有給手当	特給手当	休日手当	深夜手当	残業手当
256808	(一)	6000	6600	9800	1000				10273	79380	219003
課税対象額	所得税	地方税		組合費	クラブ会費	持株	財形貯蓄	住宅貸付金	社内預金	組合貯金	労金返済
539822	38380	44640		4220	2000	5000	1000			2000	

遅刻早退 0.00 有給休暇 0 特別休暇 0 公傷 0 休日日数 1 深夜時間 126.0 残業時間 111.0

課税交通費	食事手当	その他	総支給額	非課税交通費	健康保険	厚生年金	雇用保険	受領印
					588564	18524	27280	3238
生命保険等	寮費	食費	購買	その他	差引支給額		支払額	
3540		1360	1000		436682		436682	

表3に掲げた1988年2月の給与明細書を表2の労働時間と比較されたい。表2にしたがうと、この1カ月間（1月22日から2月21日まで）の実労働時間は370時間、所定労働時間は200時間（25日×8時間）なので、残業時間は170時間（＝実労働時間370時間－所定労働時間200時間）に達する。実労働時間の370時間の内には1日1時間の食事・休憩時間が含まれているという理由で、その分を差し引くなら、月間実労働時間は339時間、残業時間は139時間になる。これでもなお給与明細書に記された残業時間より28時間長い。この分は純然たる「不払い残業」あるいは「サービス残業」とみなすことができよう。

表3の給与証明書でみると、この月（1月22日から2月21日まで）の平岡さんの出勤日数は25日、休日日数は1日、深夜時間は126時間、残業時間は111時間、と記されている。この月には平岡さんは実際は全31日、1日も休まず出勤している。なのに出勤日数が「25日」だというのは、週休1日制のもとでの月間所定労働日数25日（この間の1カ月31日から5日間の日曜日と1日の祝日を引いた日数）をもって出勤日数としているからであろう。表2によればこの月には休日は1日もない。にもかかわらずここに「休日日数1」とあるのは、2月7日(日)の午後のことでも指すのであろうか。

この給与明細書によれば平岡さんの昨年2月度の残業手当219,003円は、当月の給与総額588,864円の37.2%を占めている。また、仮に休日

手当、深夜手当、残業手当を「長時間・不規則勤務手当」（広義の残業手当）として一括すると、その額は308,656円になり、給与総額の52.4%、基本給の120%に達する。この事実は時間外労働や休日出勤や深夜労働の異常な長さを示すとともに、基本給の異常な低さを示している。ここにみられるような基本給の著しい低さ（48歳工場班長で256,808円）こそ、この工場の労働者に、そしてまた30人の部下をもつ現場責任者の平岡さんに、会社の強要する夜間勤務を含む長時間の不規則勤務を受け入れざるをえなくさせてきた最大の要因である。

会社側は平岡さんを死に追いやった1日12時間から19時間、深夜勤務連続2週間、3カ月休みなしの長時間労働を、平岡さんがすんでやったことだとして、平岡さんの死を彼個人の責任に帰している。しかし、工場の結合労働の場にあっては、全体の生産計画や要因配置から離れて労働時間を決定することはできない。労働時間の短縮が全労働者の問題だということをだれよりも痛感していたのは平岡さんである。彼の死後、家族が見つけた彼のメモには、「真の問題は48時間を40時間に」、「48時間を63年4月から実施したい」、「60時間が現実」、「有休必ずしも消化していないのが実状」、「労使相互の話合いいで」という言葉があったといふ（大阪過労死問題連絡会『過労死110番——夫が倒れたとき・倒れないために——』合同出版、1989年、20ページ）。

III. 妻は告発する

過労死110番から労災申請にもちこまれた平岡さんの過労死事件は、全国の新聞で取り上げられた。地元の『奈良新聞』は本年1月6日付で「過労死・労災認定の壁に挑む」という7段半ページの特集記事を組んでいる。それよりはやく昨年の11月13日の『シカゴ・トリビューン』は1面トップ上段から14面へとつづく長文の記事で、"Japanese live … and die … for their work"という見出しのもとに、平岡さんの過労死事件と"kigyosenshi"の"karoshi"を生む日本の労働社会の現実を詳しく報じて、「何百万という日本の労働者たちと同様に、平岡チエ子の夫も、国際市場で競争力を維持するために彼の工場に工程の合理化と労働コストの削減をせまる、急速な円高の作用と格闘してきた」と言う。

また、昨年来、「ニュース・トゥデイ」や「おはようジャーナル」で平岡さんの過労死事件と大阪の過労死問題連絡会の活動を取り上げてきたNHKは、さる6月7日にも、ドキュメンタリー'89「過労死・妻は告発する」で、平岡さんのケースのほかに連絡会に相談のあった他の二つの典型例を紹介した。

死にいたらざとも仕事による過労にともなう心筋梗塞、くも膜下出血、脳内出血などのために労働能力を失う場合も過労死事件に数えることができる。NHKのさきの番組が取り上げた板上利隆さん（42歳）のケースがそうである。

空調工事会社の現場監督をしていた板上さんは、1988年12月、納期のせまった工事に追われての長時間労働と心労とが重なって脳内出血で倒れ、一命はとりとめたものの、身体が麻痺して動くことも話すこともできない。小学校の教師をしている妻の千恵子さんは、出張が多く、二人の息子とも一緒にいる時間をもてない夫に「わが家はまるで母子家庭のようやね」と言ったことがあるという。いまでは彼女は、妻の名前や子供の名前は聞いても答えられないのに、自分が勤めていた会社の名前だけはどうやら口にすることができる夫を「ほんとに会社人間になりきってましたんやろね」と哀れむ。

最近では、労働時間規制を「緩和」し、労働

時間制度を企業本位に「弾力化」するためにタイムカードを廃止する企業や職種が増えている。また、仕事に関連した自宅研修や自宅学習が長時間化してきている。こういうケースでは実際には異常な長時間労働でありながら、それを立証することが容易でない場合がある。NHKの「過労死・妻は告発する」で取り上げられた要田和彦さん（34歳）の場合がそれにあたる。

食品会社の包装技術主任をしていた要田さんは、1988年4月10日、急性心不全で死亡した。妻の志信さんによれば彼は早出のときは午前3時に、遅出のときは午前11時に家を出て、毎日14時間から15時間働いていた。そして、少しでも時間があれば、仕事のために、専門の技術書にくわえて、労務管理の本を熱心に勉強していた。そういう仕事一途の夫のことを振り返って、志信さんは言う。

「結局、主人はね、『自分がやらなきゃ』という気持ちが強かったんですね。会社に対しての、仕事に対しての責任感ですよね。だけど、現実は違うんです。主人は結局、機械のほんの一コマであって、悪くなった部品は取り替えればちゃんと動くんですよね。なんにも変わっていないんですよ、会社自体は」。

大阪過労死問題連絡会は昨年4月の「110番」以来の相談者のうち、同会が住所を把握している70名の方にアンケートを発送し、44の回答を得た。さる4月8日の連絡会総会で報告されたその集計結果には、家族からみた被災者の発症前の仕事の様子や、被災者の家族の現在の気持ちについての記述回答の部分がある。それらの記述にもらられた過労死事件の一つひとつは、すでに述べた平岡さんや、板上さんや、要田さんのケースと同様に、過労死職場の過酷な労働実態をあからさまに示している。以下にそのいくつかを引いておこう（一部表記を改めた）。

「朝が早く、夜も遅い。帰宅後も夜中まで電話、休日も出かけていくやり手の人でした。いつも仕事には夢中でしたが、少し疲れたよと言っていました。大きな原因はストレスと睡眠不足ではないかと思います」（建設、営業・監督）。

「毎日毎日夜の12時頃までの残業続きで、帰宅は夜中1時。従業員100人余りで残業手当もゼ

口で、夜食もラーメン位で疲労こんばいの状態で、『もう限界だ、殺される』ともらした矢先の死で、残された母娘はショックでしばらくは立ち直れないくらいでした」(製造、部長)。

「主人は会社の机の上にマットを敷いて睡眠をとり、帰宅する時間や出勤時間を睡眠時間にあてた。仕事の足どりは妻の私には分からぬ。出社すれば100%仕事、私は主人の着替えを1週間に2回ぐらいビルに持参し、また、子供たちのことはその折りに相談していた。昼食する時間もない様子だった」(中小企業役員)

「自家用車で通勤していましたので、車から降りるときに両手に鞄と大きな買物袋に書類をたくさん持ち帰って、夜、大きなテーブルに一面に並べて書いていました。私は過重だと思いましたので、週休2日制の今日、日曜日までも持ち帰ってせねばならないほど仕事があるのかと尋ねますと、出張したその日の仕事が残るのだと申しますので、私はそれはあまりにも矛盾ではないか、出先で1人役しているのに、後は代理が処理しないのかと言いましたら、自分だけではない、皆がしていることだからそのようなことは言わないでくれと言いました」(電力)。

「労災と見なされませんとの通知を受けた時点での夫の無念をおもい、非力な自分を痛感させられましたが、今後前向きに生きていくため、1日も早くこの不幸を忘れたく、できるだけこのことを考えないことにしています」。

「マヒの痛みがひどく薬が手放せず、歩行が続けられないため、社会復帰はあきらめざるをえない。今はあきらめざるをえないが、脳出血も労災と認められる日を願う。肉体労働者だけでなく、精神労働者にも救いの手がほしい」。

「実際1年365日、働きつづけで、年休を何年分といってよいほど残して死んだが、会社はその日以降、何の家族の保証もしてくれない。会社のために生きたように思う。労災に過労死が認められて当然だと思う」。

「利益追求のみで長時間労働が当然のような会社に、いまだ怒りを感じています。主人の死後、主人の手帳をみせるように言われた。深夜の11時から会議がはじまることも度々あった。同じ会社から二度と主人のような犠牲者がないようにと祈っている。現在でも11時半頃でも電話が

通じる」。

仕事のために死ぬか、仕事のために倒れた人々は、きまって働きざかりの男たちである。相談者はほとんどが死ぬか倒れるかした男性の妻であり、彼女らにはたいてい育ちざかりの子供たちがいる。過密・過重な労働の犠牲になった男たちは、会社にとってはいつでも代わりが見つかる被用者にすぎないとしても、家庭にとってはかけがえのない夫であり、父である。会社によって夫を奪われた妻たちは、あの日、あのとき、夫を無理にでも休ませなかつたことが悔やまれる、と述懐する。しかし、彼女たちもよく承知しているように、ことは全労働者にかかる労働時間の短縮の問題であつて、あの日、あのときの家族の配慮の問題ではない。4月8日の連絡会総会では、司会者によって基礎経済科学研究所編の『労働時間の経済学』の「まえがき」から、「『男はもっと家庭に、女はもっと職場に、それができるような労働時間を!』、それが本書のスローガンである」というくだりが読み上げられた。実際、女性は労働時間を短縮することなしには夫を家庭に取り戻すこととも、家族の団らんや夫婦のふれあいの時間をもつことも、家事や子育てに夫を参加させることもかなわない。と同時に、夫婦・子供が人間的な家庭生活を営むことができるほどに労働時間が短縮されているもとでは、女性もまた職場で真に男性と肩をならべて働くことができるようになる。

IV. 過労死の社会医学と 過労死発症のメカニズム

「NHK & 出版メディアミックス誌」の『Weeks』(月刊)は、昨年の大阪での「過労死シンポジウム」以来のNHK社会部の追跡取材に基づいて、本年2月号に「過労死・現場からの報告」という特集を組んでいる。B5版30ページに及ぶ特集記事は、「成長する疲労回復産業」、「過労死の現場——過密・過重な労働の実態が浮き彫りに」、「改正された労災『認定基準』の評価——“緩和”なのか、“逆シリ”なのか」、「過労死を医学的視点から解剖する」、

「もう一つの生き方を探る」の5項目にわたる。同特集で前出の『過労死』の著者の一人である上畠鉄之丞氏（国立公衆衛生院疫学部成人病室長）が語っているところによると、「過労」というのは「仕事による疲れがなかなか取れない慢性疲労の状態が続いて健康障害を引き起こす場合」をいう。そこからいえば、「過労死」というのは一般には「過労による健康障害の中で死に直面するような状態」を指す。具体例では胃潰瘍による出血や、肝硬変の進行にともなう食道動脈瘤の破裂などのケースも過労死に含まれるが、中心は循環器系の病気で、心筋梗塞、くも膜下出血、脳出血によるものが多いという。この点を念頭において上畠医師は過労死とは「循環器系の病気が悪化して死に直面するような状態で、その背景に過労があるもの」と説明している。

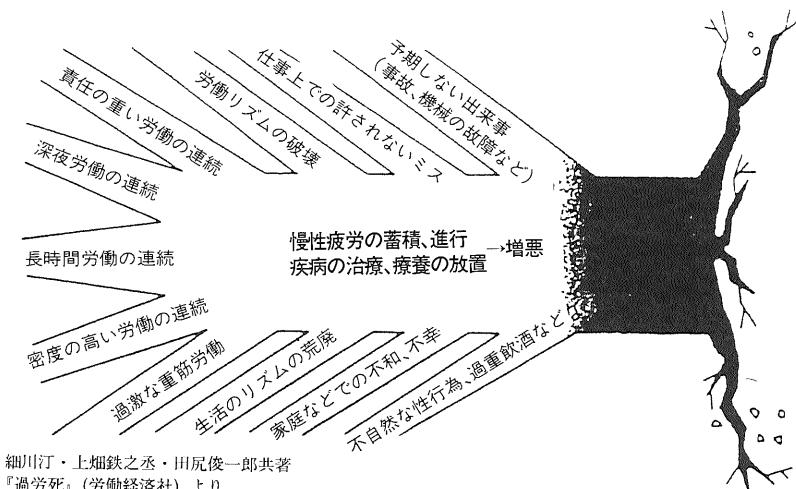
現在、わたしは心臓弁膜症の術後のチェック・アップのため国立循環器病センター（大阪・吹田）に通院している。最近送付されてきた同センターの「追跡調査」の趣旨説明には、「近年、中高年齢層の増加に伴い心臓病、脳血管疾患、高血圧症などに代表される循環器病はその有病率とともに死亡率も非常に高く、国民総死亡の40%を占めるに至っており、これらの疾病対策は国家的課題となっております」とある。わたしの何度かの入院中の見聞からいっても、循環器病の有病者は過密・過重な労働によって発症するか悪化するかした例が多い。彼らの多くは、

いったん手術を受けて症状が改善された後も、過密・過重な労働がまちうける職場にもどっていかざるをえない。1年前の手術の際にわたしとおなじ病室にいたある製薬会社の管理職の男性は、心筋梗塞でバイパス手術を受けながら、身体障害者としての認定手続きをとらなかった。聞けば、そんな手続きをとれば職場復帰後たちまち窓際族として処遇されるようになるからだという。彼は退院の日、「来週から出勤するつもりだ」と語っていた。

産業衛生学や社会医学の立場から過労性疾患を研究している医師たちによれば、循環器病に限らず、「うつ病」、「自律神経失調症」、「神経症」、働きざかりの自殺などをふくむ過労性疾患、あるいはストレス性の健康障害の増加は、現代の労働の特質と深いかわりがある（石田一宏『働きざかりの精神衛生』労働旬報社、1987年）。大阪過労死問題連絡会の代表をされている田尻医師は、前出の『Weeks』のなかで今日の労働の特徴を三つあげている。

- ① 反生理的労働。人間の生理的リズムに反する労働という点で最たるもののは、「労働時間の弾力化」と「経済の24時間化」の掛声のもとで拡大する夜間勤務・深夜労働である。コンピュータの端末やパーソナル・コンピュータに張り付いてのVDT労働、半自動ラインの上で姿勢を拘束された単純反復労働なども「反生理的労働」とみなすことができる。
- ② 労働の過密性。現代のME（マイクロ・エ

図1 職場における急性死亡発症のメカニズム



レクトロニクス) 革命時代の労働過程の機械化・自動化は、工場でもオフィスでも労働の強度あるいは密度をかつてなく増大させていく。

- ③ 長時間労働。労働の過密化は労働時間の短縮を要請する。しかし、日本ではもともと労働時間が長かったうえに、1970年代半ば以来、労働時間が延長に転じ、いまでは、残業が野放しになっているところでは、平岡さんの過労死事件をとしてみたように、エンゲルスが『イギリスにおける労働者階級の状態』で告発した1840年代はじめの労働時間より長い殺人の長時間労働がまかりとおるほどになっている。

過労性疾患とともに急性死の原因是、もちろん上にあげた三つにとどまるものではない。『Weeks』が細川・上畠・田尻著『過労死』から引いている「職場における急性死亡発症のメカニズム」(図1)にみると、今日の日本の職場には労働者を過労死に追いやる要因が満ち満ちている。

働きすぎ社会は、労働者を死と奴隸状態におとしいれ、労働者の家族の生存をも危うくする。家庭は働く人々にとってやすらぎの場であるはずなのに、いまでは働き手の長時間労働のためにしばしば「家庭機能」そのものを喪失させら

れている。こういう状況にあっては労働時間を短縮することは、働く人々の生命をまもることであると同時に、彼らの家庭をまもることである。労働時間の制限・短縮と非人間的労働態様の規制とは労働組合の歴史的使命であるが、今日、日本の労働組合は、この使命を果たすためにも「働く人々の家庭をまもり、生命をまもる」という課題を正面にかかげてたたかうことが切に求められている。

- 1) 6月16日付の『赤旗』によると、昨年来の全国の「過労死110番」には本年5月15日までに976件の相談があった。また、6月18日付の同紙によると、6月17日、全国28都道府県で「過労死110番」が設けられ、同日夕方までに300件以上の電話相談が寄せられた。
- 2) 今日の日本の労働時間については、拙稿「経済摩擦と労働時間問題」関西大学経済・政治研究所『経済摩擦の研究(研究双書第65冊)』1988年；同「労働時間短縮と内需拡大論」関西大学経済・政治研究所／吉信肅編『経済摩擦と構造変化(研究双書第69冊)』1989年、を参照されたい。

(もりおか こうじ 所員 関西大学)

(39ページよりつづく)

- ② 生活保護基準「格差縮小方式」から「水準均衡方式」へ
・本文参照
〔社会福祉〕
- ① 国の補助金等臨時特例法(1986年5月)
 - ② 社会福祉士・介護福祉士法(1987年5月)
・社会福祉産業化を視野に入れた対応策
 - ③ 社会福祉サービス有料化の推進

- ・老人福祉施設(本文参照)
- ・身体障害者施設(1986年7月から、従来、食費相当分のみが自己負担であったが、前年度本人収入から24万円を控除して、基本的に徴収)

(なかい けんいち 所員 自治体労働者)

●特集——「ポスト福祉国家」を問う

高齢化と都市行財政

武田 宏

I. はじめに

今後の高齢化の進展の中で、これまで十分実施されていなかった新しい老人福祉サービスや施設整備の必要性がますます増大することから、地域福祉の膨大な財政需要が生み出されることが予測されている。

今日にいたるまでの自治体民生費、老人福祉費の膨張過程を振り返ると次のようになる。すなわち、高度成長期に抑制されてきた民生費が、生活様式の都市化、核家族化など生活の社会化と革新自治体の誕生を契機として膨張したのは1970年代の地方財政の特徴の一つである。そのなかで老人福祉費の膨張は目だっており、1970年代の10年間において都道府県で13.0倍、市町村で23.5倍にも達した。また、民生費のなかの老人福祉費の比重は、1970年度には都道府県9.4%、市町村7.4%と一割に満たない費目であったが、1980年度にはそれぞれ23.4%、23.2%にもなっている。このことは老人福祉が遅ればせながら拡充されたことの一つのあらわれである。また、「福祉抑制」政策が実施された1980年代においては、民生費全体が抑制されたものの老人福祉費は7年間に都道府県¹⁾で1.90倍、市町村で1.37倍に膨張している。

表1 市町村老人福祉費の比率(都市規模別)
(単位)%

年 度	対 民 生 費		対一般会計	
	1970	1986	1970	1986
特別区	5.8	19.7	1.37	6.10
大都市	5.5	13.9	0.61	2.54
中都市	6.5	16.9	0.85	3.08
小都市	7.8	20.5	1.08	3.54
町 村	8.9	21.9	0.70	2.19

(出所)『地方財政統計年報』

これを表1をもとに市町村の規模別にみると次のようになる。1970年度では民生費に占める老人福祉費の比率は、高齢化が進んでいた町村部で8.9%、保育予算などが急増していた大都市では5.5%であった。これが、1986年度では都道府県30.2%、町村21.9%、特別区19.7%と大きな位置をもつようになった。特別区を除けば、都市規模が大きくなるほど老人福祉費の比率が低いのが現状であるが、今後の急速な高齢化の進展のなかでとりわけ都市部では高齢者のみの家族が増大することなどを考慮するならば、むしろ都市部でこそ高齢者福祉の財政需要が急速に高まることが予測される。

今日、政府は、高齢化に対する福祉・保健・医療などの行政サービスを統合し市町村に一元化する方針を出している。例えば、厚生省が1986年に示した政策文書である「高齢者対策企画推進本部報告」は高齢者対策の基本原則として「地域における施策の体系化と家族への支援システムの強化」をあげ、その際サービス供給体制の体系化について市町村の役割をとりわけ重視している。また、さる3月31日に出された福祉関係三審議会合同企画分科会の意見具申「今後の社会福祉のあり方について」では福祉改革の基本的考え方の第1番目として「市町村の役割重視」をあげ、「社会福祉の運営、実施については、専門性、広域性、効率性などの観点について十分配慮しつつ、住民に最も密着した基礎的地方公共団体である市町村をその主体とすることが適当である。このためには、国、都道府県、市町村の役割を明確にし、連携を密にするとともに、計画的な行政を一層進めることが必要である」と提言している。そして、具体的な改革方策として、措置事務の市町村への委譲、²⁾ 福祉事務所の性格変化などを示している。

小論では、高齢化が市町村財政に与える影響

を検討するが、特に家族介護が困難であるということや、住宅環境が悪いという意味では、都市自治体に対して、農村部とは異なる性質の影響をもたらすともいえる。以下、第1に都市部での高齢化の特徴、第2に高齢者福祉のニーズと自治体行政水準のギャップを検討したのち、今日の福祉補助負担率削減など政府による地方自治体への負担転嫁の問題について検討したい。

II. 都市部での高齢化の特徴

周知のように、高齢化は地域的に極めて不均等に進展しているおり、1985年国勢調査時点では都道府県別にみると、高齢者率が高い県は順に島根県15.3%，高知県14.5%，鹿児島県14.2%，鳥取県13.7%，長野県13.6%であり、農山村地域をかかえ、いわゆる過疎が進行している地域を広くかかえた都道府県であると指摘できる。逆に、低い府県は、埼玉県7.2%，神奈川県7.5%，千葉県7.9%，大阪府8.3%，愛知県8.5%と3大都市圏に集中していて、最高の島根は高齢者比率が最低の埼玉の2倍以上となっている。

農山村高齢化問題の背景は、資本の高度蓄積が国家的地域政策を媒介として若年労働力を都市地域に移動させ、農山村地域を「過疎」におとしたことにある。こうして地域における人口構成に大きな歪みが人為的に創り出され、1980年代においては「高齢者孤立型」とも表現される極端な高齢化地域が急速に創出されたのである。³⁾

反対に、三大都市圏は高度成長期における若年人口の大量流入とその家族によってきわめて「若い街」が形成された。都市での高齢化の一つの特徴は高度成長期に都市部へ流入し賃金労働者となり、とくに新興住宅地に集住した労働者家族がいっきょに高齢期を迎えるという点である。このことから都市において高齢化が急速に進むことが予想される。

次に、今日の時点でみた都市部での高齢化の主な特徴を列挙してみる。

- ① 地域内の高齢化の進展が不均等であり、そのなかでも都市中心部の高齢化が顕著である。

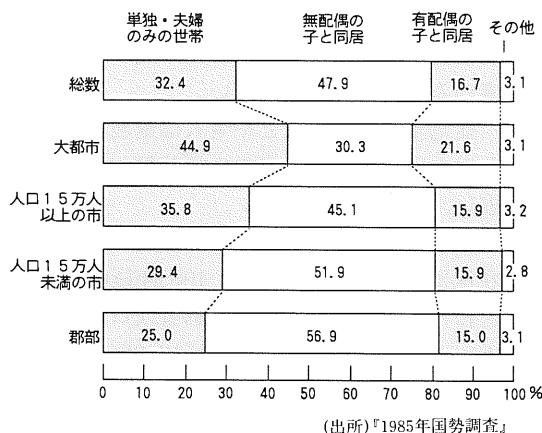
- ② 高齢者人口の絶対数が多いとともに、高齢化の速度が非常に急速である。
- ③ 近隣一体性に欠け、地域社会での相互扶助活動が弱いなかで核家族化が進み、高齢者ののみの世帯の比率が高い。
- ④ 住宅事情が悪いことや老人福祉施設がないをはじめ、高齢者の生活基盤が概して弱い、等々。

まず第1に、都市中心部での高齢化が進んでいる状況についてみてみよう。1985年国勢調査をもとに東京の特別区の高齢者人口比率をみると、千代田区14.5%，中央区13.9%，台江区13.7%，文京区11.8%，荒川区11.6%の順となっており、下町を中心とした都市中心部に高齢化がすんでいる。これは企業・事業所が移転し若年人口が郊外に流出して人口減少が生じ、大都市の中心部に高齢者が取り残されていることからおきている。大阪でも同様に、中心部の高齢者人口が高くなっているが、大都市で高齢化が最も進展しているのは京都市の中心部であり、1985年において下京区18.0%，東山区17.7%，上京区16.8%，中京区16.6%となっている。しかし、郊外の区市町村は若年人口が多く、同じ京都市でも、西京区7.1%，山科区7.9%，伏見区8.3%と最高と最低で2倍以上の開きがある。

第2に、都市部の高齢化の進行が急速であることが指摘できる。とくに東京都を含む11大都市平均でみると、高齢者人口比率が5%となつたのが1969年と、全国平均より14年も遅れたのに対し、国連による高齢社会の基準である7%に達したのは10年遅れの1980年、そして12%になるのは全国平均の1年遅れの1995年であると推測されている。大都市の中でも東京・横浜・川崎・名古屋という東日本の大都市は、高齢化的進行速度がとくに速い都市であるとされる。

第3に、都市とりわけ大都市には地域の共同性が希薄であるもとで、家族形態においては高齢者の単独世帯及び夫婦のみの世帯からなる「高齢者のみ世帯」の比率が高く、高齢者の社会福祉のニーズが顕在化する要因となっている。農村部に対して核家族化が進展している結果、図1に示されるように、大都市の場合、65歳以上の高齢者のいる世帯のうち、高齢者のみの世帯は44.9%（1985年）と高齢者の約半数が老人

図1. 家族形態及び市郡別にみた65歳以上の者の構成割合



のみで暮らしている。1960年時点ではこの比率が18%であったことを考えれば、急激な変化であるといえる。これに比べるならば、この「高齢者のみ世帯」の比重は、郡部では25.0%，人口15万未満の都市市29.4%，人口15万以上の市35.8%となっていて、大都市は最も低い郡部の2倍近い値となっている。これは都市に定住した賃金労働者の第一世代、第二世代が高齢期を迎えているともいえよう。また、第2に指摘すべき点として、子供等と同居しているという場合でも、大都市部では「無配偶の子との同居」が高齢者の21.6%，つまりいわゆる同居世帯のうちの約4割を占めている。今日の福祉政策の理念的ベースとなっている日本型家庭基盤論と日本型福祉社会構想では、わが国の高齢者の子供との同居率が高い点をあげ、高齢者扶養の家族責任をことさら強調している。しかし、高齢者が寝たきりや痴呆になったばあいに期待される家族介護について、最も条件のあると想定されている三世代同居などの「有配偶の子と同居」という世帯類型はこの統計表からみれば、大都市部の場合高齢者の3割程度と少数派に属するのである。これは農村部を主とした郡部においてはまだ5割強の高齢者が「有配偶の子と同居」していることに比べ、労働者家族を主体とする都市の高齢者家族の場合、その形態からみて家族的介護がきにくい状況であることが明かである。高齢者比率は都市部の方が農村部に比べて低いが、老人ホームなどの福祉施設、ホー

ムヘルプ、訪問看護、老人ホームへの短期入所など広義の高齢者福祉サービスに対するニーズは都市地域ではより強い住民要求として現れる。

第4に、高齢者生活をおくる上で住宅事情が悪いという点がある。全国的にみると、高齢者の持ち家率は7～8割と他の年齢階層と比べても高いが、都市部では賃貸住宅に住む割合が高い。また、高齢者内部においては、企業経営者や安定雇用層では持ち家比率が高いのに比べ、不安定就業層、生活保護世帯あるいは一人ぐらしの婦人などは住宅の持ち家比率が低いなど、所有する資産格差がはなはだしい。低所得の民間賃貸住宅に居住する高齢者は、高額家賃や老人差別など生活の基盤としての住居の劣悪・不安全性をいわれている。また、たとえ持ち家であったとしても、今日の生活保護削減政策のもとでは生活保護受給に際する「資産活用」指導が、高齢貧困者の都市部からの追い立てを強要するものともなっている。

こうした低所得高齢者の住宅難を開拓する上で、東京都中野区で始まった老人共同住宅が高齢者の住居権の保障政策として注目を集めている。また、東京・大阪をはじめとした大都市においては老人ホームなどの入所施設が高齢者人口に比して少なく、さらにそれらが地価問題もあり郊外に多く造られてきた経緯がある。しかし、高齢者の住居権の保障という観点からすれば、在宅か施設かという機械的選択肢を設けるのではなく、入所型の施設も都市部に大量に建設される必要がある。このほか、高度成長期の人口急増のため、大都市圏では農村部と比較して地域の共同性が欠如しているという実態がある。こうした都市での地域社会の近隣一体性の崩壊ないし、解体に対し、都市部では地域社会の共同消費を支える手段・サービスが自治体行政へのニーズとして現れるのである。

III. 高齢者福祉ニーズと福祉行政水準のギャップ

冒頭で述べたように、老人福祉費は70年代および80年代をつうじて膨張してきている。しかし、これは高齢者の福祉ニーズに対応したものであるとはいえない、生活実態に十分対応できてい

るとはいがたい。老人ホームなどの施設福祉、およびホームヘルプ・老人ホームへの短期入所・訪問看護などが都市地域では強い要望となるが、現実にはとくに地域福祉サービス面で立ち後れがある。

まず、痴呆性老人を抱える家族の実態調査をもとにして、高齢者福祉のニーズと福祉行政サービスギャップについて見てみよう。全国民生委員児童委員協議会が1985年に実施した『在宅痴呆性老人の介護者実態調査報告書』によれば、介護が必要とする福祉サービスとしてあげているものは多い順からいえば、1位が短期保護39.2%，第2位が介護手当支給37.4%とこの二つについては4割近くの人が望んでいる。以下要望が回答者の10%以上に及ぶものは、医師の訪問29.5%，訪問看護指導28.7%，病院への入院20.6%，おむつの貸出・支給20.6%，家庭奉仕員派遣18.9%，留守番18.1%，託老所の利用（昼間）16.4%，老人ホームへの入所16.2%，介護教室14.5%，相談コーナー（設置）11.8%の順となっている。

それに対して現在家族が受けている福祉サービスは、最も多いのが介護手当の支給で14.1%，訪問看護指導11.6%，病院への通院、入浴サービス7.6%，家庭奉仕員7.4%，短期保護5.8%となっている。介護家族のうち5%以上が利用しているのはこの6種類のサービスに限られる。そしてなんらか一つ以上のサービスを受けている家族は回答者全体の46%であり、半分にも満たない状況である。このように、痴呆性老人に対する保健・医療・福祉の連携あるサービスの連携がさけばながら、サービスの供給は家族のニーズにまったく見合わない状況である。

次に、この実態調査結果にもでてくる家庭奉仕員（ホームヘルプ）制度の充足状況について検討してみよう。わが国のホームヘルプ制度は1982年に改定された「老人家庭奉仕員派遣事業運営要綱」（1982年9月8日、社会局長通知・厚生省社老第98号）のもとで、所得税課税世帯への対象者拡大と利用についての有料化が導入され、また毎年増員が行われてきた。¹⁰⁾しかし、1987年の人口10万人に対するホームヘルパー数は20.7人であり、スウェーデン935人、イギリス232人（1977年実績）に比べると非常に少な

いのが実情である。¹¹⁾

このホームヘルプが高齢者の生活実態に対してどの程度充足しているのかについて、全国的にも家庭奉仕員数・派遣世帯数が最も多いとされる東京都世田谷区での派遣の実態を見てみよう。世田谷区内の3町のホームヘルパー派遣状況の調査結果（1984年4月中）によると、①高齢者のいる世帯714、寝たきり老人30人の三軒茶屋でのホームヘルパー派遣は6世帯、②同じく高齢者のいる世帯625、ねたきり老人20人の大原が4世帯、③高齢者のいる世帯1,320、寝たきり50人の成城が7世帯となっている。ここから「現実にはより多くのホームヘルプ・ニーズを抱えた老人が存在することからして、現在の『老人家庭奉仕員等派遣事業要綱』（以下、『要綱』と略）はニーズのほんの一部にしか対応していないといってよいであろう」という指摘を受けている。¹²⁾

第2に、ホームヘルパーの訪問内容を検討してみよう。ホームヘルパーのサービスの内容は、『要綱』において次に掲げるもののうち、必要と認められるものと定められており、高齢者の身体的状況、世話の状況等を勘案して決定することになっている。

(1) 家事、介護に関すること。

- ア. 食事の世話
- イ. 衣類の洗濯、補修
- ウ. 住居等の掃除、整理整頓
- エ. 身の回りの世話
- オ. 生活必需品の買物
- カ. 医療期間等との連絡
- キ. その他必要な家事、介護

(2) 相談、助言に関すること。

- ア. 生活、身上に関する相談、助言
- イ. その他必要な相談、助言

こうしたサービス内容の項目はヨーロッパ諸国のホームヘルプと大差はないが、わが国の場合、1週6日間、1週あたり延べ18時間が限度であるというようにホームヘルパーの割当性をとっているため、日と時間の限られた訪問になる。そのために目が行き届かず、高齢者の身体状況を悪化させてしまうということとも十分に考えられる。スウェーデンやイギリスでは、ヘルパーが24時間待機し、インター・ホン・非常ベル

などでの緊急の状況に即時対応できるようになっていることとは対照的である。¹³⁾

第3に、この結果、現在のところ寝たきりやボケなどの要介護高齢者をかかえる世帯には十分派遣されないという実情である。第1の点で述べたように、核家族化し婦人の社会的就労が拡大していく現実のなかで、ホームヘルパーは介護がもっとも困難な家族に対して派遣されていない、あるいはその家族と高齢者の生活障害の実態にあった派遣実態になっていないという問題点がある。ここにホームヘルプにおける高齢者の生活実態からなる福祉ニーズと福祉行政のギャップが存在する。とくに、厚生省もすすめる高齢者サービスにおける保健・医療・福祉の統合という場合、クライエントである高齢者の側からそれら諸サービスを統合する場合のキーパーソンの役割がホームヘルパーの相談活動として期待されるが、現状ではそれが十分担えないのが実情である。

このように、ある意味で高齢者と家族の生活実態からくる福祉ニーズが財政需要として顕在化していないという性質の問題、あるいは80年代の臨調「行革」、福祉抑制政策のもとで住民の高齢者福祉のニーズを自治体側が財政需要として把握することを怠ってきた深刻な問題が存在する。そのことを明瞭に示したのが東京都武蔵野市の福祉公社の事業活動である。

この公社は「福祉を金で買う」施策を自治体が始めたものとして注目され、その後、横浜や世田谷区など各地に有料福祉の方式をすすめる先駆けとなつたが、有料サービス実施後の調査によると、サービス利用者のうち2割は生活保護程度の人やボーダーライン層と規定される所得階層の人であることがわかった。¹⁴⁾ 武蔵野市はもともと、週3回の昼間の食事の配達を行なっているなど福祉行政の水準は比較的高く、福祉公社は中間所得層にも福祉サービスを拡大するという趣旨で有料福祉方式で発足したものであった。しかし、ふたを開けてみると、持ち家もないような低所得階層の住民も、日常生活費などを切り詰めながら、毎日の食事サービスなどの有料福祉サービスを購入するという結果となつた。これはナショナル・ミニマムとしての国の福祉サービスの水準の低さ、および申請手続や

基準の厳しさをあらためて明らかにした。それのみならず、自治体独自で福祉サービスの上乗せをしてシビル・ミニマムとして他都市に比べ高い福祉行政水準であるとされていた武蔵野市の公的福祉サービスですら、一人暮らしなどの生活上の困難を抱えた高齢者の真のニーズにはほど遠かったことを示したものといえる。

IV. 高齢化と都市財政の課題 ——まとめにかえて

これまで都市部での高齢化の特徴や現在福祉サービスが高齢者とその家族の福祉ニーズを充足できていない点について検討してきた。そこから都市行財政が自治体として住民の生存と発達の障害を除去し、地域における共同消費手段・サービスを供給する体制をあらためて確立する必要が確認されたといえるが、次に、都市自治体がそれを推進してゆく上で直面する行財政問題について考える。

まず、都市自治体は1970年代の都市問題、環境、福祉への対応などによって急速に経費を膨張させたにもかかわらず、その財源は充分保障されず、石油危機などを背景として公債依存度を強めてきた。それは1980年代において歳出に占める公債費が膨張するという悪循環状態に陥っている。そのなかで生活保護、措置費などの国の補助負担金の補助率削減や国民健康保健の国庫補助削減による國の自治体への財政責任の転嫁は、都市自治体が高齢化によって生ずる住民の福祉ニーズに対応して独自の福祉計画を策定していくうえで大きな障害となっている。

周知のように、1985年からの補助金削減は、社会福祉諸法、地方自治法、地方財政法などで國の責任とされていた公的扶助や施設運営費などの国庫補助負担率を一方的に引き下げるものであった。このときの補助金削減は削減額の約9割が、厚生省管轄というように社会保障費を特にねらい打ちした方式であったといふ点のみならず、経常費に関わる補助負担率の引下げという点で、地方自治体に大きな影響をあたえた。つまり、経常費に関わる補助率引下げは自治体の財政運営の計画性を失わせ、財政再建・健全化を不可能にし、財源的に不安定状況をつくり

出すことが当時から指摘されていた。¹⁵⁾

これに対して在宅福祉サービスが重視されて、80年代に入ってから国の補助費目（メニュー）が増えるのみならず、この補助率削減時には従来3分の1であった在宅関連補助金の補助率を2分の1へ引き上げるという巧妙なやり方をとった。これはショートステイ事業は年間事業費3億円、ディ・ケア事業は年間8億円というように、措置費などの補助金と比べ桁違いに少なかつた補助金を遅ればせながら増やしたという意味しかもたず、また、在宅サービス関連経費の補助金は補助基準が極めて不合理である点も指摘される。¹⁶⁾

また、市町村の国民健康保険財政の悪化も、1983年の国庫負担率45%から37.5%への引下げに端を発している。住民の負担する国保料（税）がその後急増し、住民負担を軽減しようとなれば、自治体は一般財源からの繰出しを迫られる。そして、1983年の老人保健法改正によって導入された老人医療費の一部負担制は、医療保障制度の後退であったが、同時に国の70歳以上の高齢者対象の福祉行政を独自措置（単費助成）としてより低い年齢からというよう行政サービスを充実して、医療費無料化措置を続けていた自治体のに対してその措置の後退を迫るものとなった。¹⁷⁾

その結果、表2に示されるように、地方自治体民生費に占める国庫支出金の比重は大きく低下した。すなわち、70年代を通じて都道府県民生費では4割台から3割半ばであった国庫支出金は、補助負担率の引下げにより1984年の34.6%から1987年度の25.2%と9.4%ポイントも下がり、市町村民生費においては39.2%から29.4%へと9.8%ポイント下がった。これを埋めるかたちで一般財源の比率が都道府県10.2ポイント、市町村で8.6ポイント上がった。これを表3の老人福祉費の財源内訳でみると、都道府県、市町村とも国庫支出金の比重は2割台をわりこみ、とくに特別区においては1割以下になっている。

前にも触れたように、高齢化の進展の中でさまざまな福祉ニーズが生じている。現状でも、都市自治体においてニーズを充足するサービスが行われず、ニーズが財政需要として顕在化し

表2 地方自治体民生費財源内訳

		1970	1980	1984	1985	1986	1987
都道 府県	国庫支出金	41.8	36.0	34.6	29.8	25.4	25.2
	一般財源等	49.1	53.8	54.9	59.4	64.7	65.1
市町 村	国庫支出金	43.1	43.8	39.2	34.5	30.5	29.4
	一般財源等	37.7	37.2	43.6	48.3	51.3	52.2

(出所)『地方財政白書』

表3 老人福祉費の財源内訳

		1970	1985	1986
都道府県	国庫支出金	34.8	21.2	16.9
	一般財源等	53.0	69.9	75.1
市町村	国庫支出金	31.1	17.8	13.4
	一般財源等	37.6	62.3	66.2
特別区	国庫支出金	42.0	11.6	9.2
	一般財源等	45.1	77.9	78.4
大都市	国庫支出金	44.7	20.0	16.0
	一般財源等	39.4	67.5	71.2
中都市	国庫支出金	39.1	22.8	16.7
	一般財源等	42.8	61.9	67.3
小都市	国庫支出金	39.7	28.8	20.7
	一般財源等	32.8	55.1	62.1
町村	国庫支出金	6.0	2.7	1.8
	一般財源等	38.4	66.6	67.6

(出所)『地方財政統計年報』

ていないのが現実である。そして、これらのニーズが今後急速に拡大されることを考えるならば、次のような課題が達成される必要があろう。

- (1) 高齢化に対応する都市自治体の行政課題
 - ① 高齢化の要因は今日の社会変化である国際化やサービス化、情報化などに比べると、長期的な見通しをもって予想できる要因であるため、地域・自治体レベルでの民主主義的な行財政計画の立案され、実施が必要である。
 - ② 地域福祉のニーズに対応するホームヘルパーなど対人サービス労働者の増員。
- (2) 高齢化に対応する都市財政の課題
 - ① 中央=所得保障、地方=社会サービス（地域共同サービス）という社会保障サービスの事務が、国一地方（特に市町村）間の事務分担の明確化。
 - ② それにもなって財源の分担の明確化。特に、医療費の国責任の明確化。具体的に

- は国民健康保険、老人医療費自治体負担分の国責任。
- ③ そのうえで都市を中心とする市町村に地域福祉の財源配分が大幅に委譲行われること。
- ④ 当面、福祉関係国庫支出金の補助負担率の回復が求められる。
- 1) 以上、『地方財政白書』各年版。また、1970年代の民生費に占める老人福祉費の比重増大については、岩元和秋『日本地方財政論』同文館、1986年、63~65ページの指摘を参考としている。
 - 2) 痴呆性老人対策でも、政府の「痴呆性老人対策推進本部報告」(1987年8月)で各市町村ごとに「高齢者サービス調整チーム」を設置する方針など具体的に示されている。
 - 3) 松原豊彦「地域生活と新しい共同性」基礎経済科学研究所編『講座・構造転換』第2巻「変わらぬ労働と生活」、青木書店、1987年所収、89ページ。これまで住民の相互扶助や労力交換によって水路・農道・共有林などが維持管理されてきたが、集落の高齢化が急速に進むとこうした生産・生活両面での「共同性」解体は個別家族の生活条件を悪化させる。そして、こうした悪循環にいったんはまりこむと、そこから脱出するのは容易ではない。その結果、農地や山林などの保全・管理上の問題がいたるところで生じているが、これは資源保全や治山治水上の問題として都市住民の生活にも大きな影響を及ぼす(同上論文、参照)。また、今日の過疎地域の高齢化と自治体財政の課題については、井本正人「過疎地域の再生と地方財政」『高知女子大学紀要(自然科学編)』第37巻、1989年3月、参照。
 - 4) 山口晋「高齢化社会の進展と地域政策に関する調査研究」(全国市長会『都市と高齢化社会——活力ある高齢化社会をめざして; 第47会全国都市問題会議報告』1985年、69ページ)。
 - 5) 三谷鉄夫「都市家族と老親介護」『都市問題』第80巻第2号、1989年、参照。
 - 6) 『1987年版社会保障ハンドブック』労働旬報社、60ページ
 - 7) 早川和男『住宅貧乏物語』岩波新書、1977年; 日本住宅会議編『1986年版住宅白書』ドメス出版など、参照。また、最近は老人福祉施設建設に際しての東京都単費の土地代補助が始まったため、23区内にも老人ホームが増設されてきている。
 - 8) また、この他の都市部での高齢化の特徴として、高齢者にとって医療施設への近接性はあることをはじめ、消費生活を営むまでの利便性はあるが、反対に「高くつく家計」となること、就業の場は不安定であることなどが指摘できる。
 - 9) 全国社会福祉協議会・全国民生委員児童委員協議会『在宅痴呆性老人の介護者実態調査報告書』1987年9月。また、この調査結果の分析については、拙稿「痴呆性老人に対する福祉対策の課題」『週刊社会保障』1521号、1989年、参照。
 - 10) 派遣対象は「老衰、心身の障害及び傷病等の理由により、日常生活を営むのに支障がある、おおむね65歳以上の老人のいる家庭であって、介護する者がいないかまたはその家族が病弱等のため介護を十分に行えないもの」とされている。
 - 11) 一番ヶ瀬康子「高齢者の生活と社会福祉」『賃金と社会保障』第951号、1986年、29ページ)。
 - 12) 東京都区職員労働組合『地域福祉の確立をめざして——巨大都市東京の福祉充足のあり方に関する調査報告書』1988年。東京都全体での老人家庭奉仕員等の数は3,991人(家庭奉仕員数545人、家事援助者数3,446人)、世田谷区においては331人(それぞれ34人、297人)となっている。人口10万人当たりの老人家庭奉仕員数は、都全体で34.3人、世田谷区で42.2人であり、またその派遣世帯数は1984年度都全体で8,453世帯、世田谷区810世帯となっていて、世田谷区の水準は都全体の中で最上位に属する(同報告書、85ページ; 東京都社会福祉審議会『東京都におけるこれから社会福祉の総合的な展開について(答申)』96ページ)。
 - 13) 一番ヶ瀬、前掲論文。

- 14) 『在宅福祉供給システムの研究：武蔵野市福祉公社評価研究委員会報告』全国社会福祉協議会, 1985年, 106~107ページ。
- 15) 千葉稔「補助率引き下げ問題と社会保障行政の大転換」『賃金と社会保障』第933号, 1986年3月, 5ページ。また、補助率削減については次の見解を参照せよ。「国庫補助負担金の改革問題は、補助金の改廃が自治分権化といった政府間関係の改革への現代的課題にこたえるものとみられながらも、現状では、その負担率の切下げは直接都市自治体に影響し、現代福祉国家の根幹をゆるがす問題となってきた。欧米のような包括補助金(block grant)に照応する国庫支出金の全面的な改革が当面望めないわが国では、それは、とくに都市問題の深刻化との関連で益々矛盾を深めざるをえないといえよう」坂本忠次「国庫補助負担金の現状と改革の課題II」『岡山大学経済学会雑誌』第19巻第1号, 1987年, 170ページ)。
- 16) 高寄昇三『高齢化社会と地方自治体』日本評論社, 1986年, 第2章, 参照。
- 在来福祉サービスに関する補助金でも、ホーム・ヘルプ事業は国庫補助率の3分の1にさえおかれ、消費税通過に際して昨年10月,

厚生省・労働省連名で国会に示された「長寿・福祉社会を実現するための施策の基本的考え方と目標」(いわゆる「福祉ビジョン」)を契機に、1989年度予算から、2分の1へ引き上げられることとなった。

また家庭奉仕員派遣事業の国の補助基準額(手当)は、1988年度においては、月額の場合12万8,230円、日額の場合5,380円、時間給の場合670円と、地方公務員の賃金水準からみれば非常に低く、ヘルパーの非常勤雇用や社会福祉協議会等への委託の背景となっている(資料は『老人福祉関係法令通知集(1988年版)』老人福祉開発センター)。

- 17) 高寄氏がこの老人医療の市町村負担について本来的には国の事務であるという点では筆者も合意できる(同上, 89ページ)が、老人福祉費中の老人医療などの「経済給付」は「政治的使命」完了したものとは考えられない。むしろ、国保にしろ老人医療費にしろ、本来、国家的な医療費保障政策の中で実現されるべき点を住民とともに中央政府に迫る対応が地方自治体の使命ではなかろうか。

(たけだ ひろし 所員 新潟大学)

次号のご案内

[特集：現代の技術変化と資本主義の再編]

現代の技術変化と資本主義の世界的再編運動の関係をどう見るか

米田 康彦

民営化・プライバタイゼーションの動きをどうみるか

林 堅太郎

ME革命と労働の変容

桜井 幸雄

リストラクチャーリングー生産システムの改革

湯浅 良雄

アパレル産業の「高付加価値」化と中小企業

安満 弁吉

「情報化」論争と『資本論』

重本 直利

[研究者群像] 木原正雄先生に聞く

芦田 亘

[現代の焦点] 1992年E C 統合

山本 恒人

[歴史の探究] 中国革命

横山 寿一

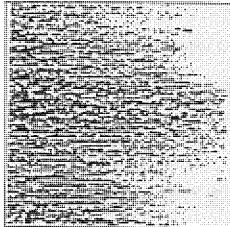
[古典を読む] エンゲルス『イギリスのおける労働者階級の状態』

松田 博

[学界動向] グラムシ研究の動向

高島 嘉巳

[文学と経済学] 石川琢木



●特集——「ポスト福祉国家」を問う

豊かさとはなにか

——三宅島民が発するメッセージ——

末松 三郎

自然・産業・生活を破壊するNLP基地化

豊かさとはなにか。三宅島島民が発するメッセージは21世紀への豊かさに向かって、大切な内容を発言しているように思う。

今から5年半前の1983年10月3日、三宅島は大噴火。その直後から政府・防衛庁はNLP（米空母艦載機夜間発着訓練）の基地としてねらいをさだめ、圧倒的な島民の反対を無視し、今も計画を推し進めようとしている。

NLP基地化が島民にもたらす被害の主なものはなにか。観光でいえば、静寂な島の夜がジェット機騒音では、観光の基盤は奪われる。漁業にとって、島は有数の漁場。NLPが行なわれたら騒音で魚は逃散。農業はどうか。基地予定地は三宅の重要な農業振興地域。火山観測は支障をきたし，“東洋のガラパゴス”“生きた自然博物館”的三宅島の自然遺産は破壊される。

本質を見抜く力とたたかいの「基本」

人間としての豊かさの内容の一つに、人間が人間らしくものごとを考え、本質を見抜く知力があげられるだろう。三宅島の島民はこの5年余、政府・防衛庁の謀略を一つひとつ見抜いて前進してきた。1986年2月、自民党の藤尾政調会長（当時）らが総計700億円という「見返り」をたずさえて来島したが、島民は札束に目をくらませなかつた。1987年、「9・1」のたたかいの政治的勝利。1988年2月の村議選と、11月の村長選で勝利。

さらにもうひとつあげなければならないのが、「三宅島NLP空港建設に反対する会」の、三宅島の哲学の一つともいえるたたかいの『基本』。『基本』の内容は、「たたかいは非暴力で」、

「支援する団体・個人とは交流し連帯するが、たたかいの主体は島民、たたかいは島民の手づくりで」、「共鳴する政党にたいしては各党平等に対応する」など。この『基本』はその一つひとつがたたかいの中でねりあげられたもので、島民の賢さ・強さ・豊かさをふくんでいる。

NLPから「エヌ・エル・ピーへ

つづいて三宅島民の発する豊かさへのメッセージとして、人間同志の連帯、自然と人間との連帯、三宅と世界との連帯の精神をあげなければならない。島民は軍事基地を拒否し、日米安保条約という巨大な権力を向こうにまわして一歩もひかずにたたかっている。それにはたたかいの中で協同し、助け合い、連帯し、愛しあう人間関係なしにはできないことといえよう。また、人間と自然との認識を深めてきた過程でもある。昔から自然に守られて生きてきた島民がいっそ自然を守る大切さを知り、人間と人間の生活を自然の一部と感じ、自然の価値をディスカバーし、人間の生活そのものを自然と関連づけるという考えを発展させているといってよからう。「自然は一度こわしたら元にもどらない」と島民はよくいう。

三宅の平和と世界の平和との連帯もまた、三宅島民の“心”である。それら島民の発する豊かさを示す事例として。

寺沢晴男村長は『怒りの島びと証言録——三宅島の9・1——』の中で、「NLPからエヌ・エル・ピーへ」と提唱している。「この忌まわしい『NLP(夜間離着陸訓練)』を、『エヌ・エル・ピー(NATURE=自然, LAND=島, PEACE=平和)』に一刻も早く代えようではないか」と。

もう一つの事例は、1989年3月29日、村議会

が採択した「三宅村非核平和宣言」の内容である。

「世界の平和はすべての人の願いです。この島をおおう豊かな緑と、そこに息づくたくさんの動植物を、さらに島をとりまく大海原を、私たちはこよなく愛しています。そしてこの美しい自然を、次の世代へ引き継ぐことは私たちの務めです。私たちはこの願いをこめて、非核三原則の実施と核兵器の廃絶を求めて、ここに非核平和の村となることを宣言します。」

以上、これらの“三宅島の心”は21世紀につながる人間の豊かさの思想を語りかけていると思うがどうだろうか。

村おこしと草の根民主主義で島の歴史の開拓

現在、三宅島民のたたかいの内容を正確にいえば、NLP絶対反対と基地なしの村の振興を——ということになる。精神的・物質的豊かさへの志向といえるだろうか。

日米軍事同盟と自民党政治下の離島の産業・

生活は一方で、きわめてきびしいものがあるといえる。1988年2月の221名の島民からのアンケートでは、島の暮らし、生活環境について関心のあることは、①医療、②老人福祉、③自然保護。産業振興については、①温泉開発、②スポーツ施設、釣り場の整備、③海中公園の建設という解答です（『新みやげ』より）。こうした現状をわきまえての村と村民の“村おこし”的努力がすすめられている。

おおかたの三宅島の今日の歴史は、戦後十数年、村政は“長老政治”。それから三宅島でも開発・建設ブーム期。「便利」と「効率」優先、自然破壊も。一部土建業者が村政の中核へ。そして、1983年、村議会で“NLP空港建設促進決議”。その直後から村民は草の根民主主義で立ち上がり。そして、いま三宅島はそうした歴史的たたかいの過渡の中にあるといえよう。

（すえまつ さぶろう 所友 ジャーナリスト）

*本稿は59号で原稿募集した「“豊かさ”問題を考える」への投稿論文です。（編集局）

「“豊かさ”問題を考える」の原稿募集

『経済科学通信』では、前号から新しいシリーズ「“豊かさ”をめぐる諸問題」を始めておりますが、このシリーズの企画のひとつとして『通信』読者が参加するコーナーを設け原稿を募集しております（本号では末松氏の論稿を採用させていただきました）。

“豊かさ”問題について、身近なこと、あるいは“豊かさ”についての現実把握や理論分析でヒントになることなど、エッセイ風、研究ノート風にまとめてお送り下さい。採用分については薄謝を進呈します。

右要領でふるってご応募下さいますようご案内申し上げます。

[テーマ] “豊かさ”問題を考える

[枚 数] 200字詰10~15枚

[締切り] 61号分 8月15日

62号分 10月15日

63号分 1月15日

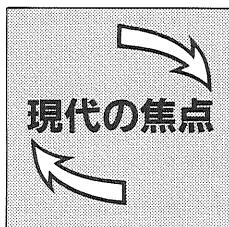
[送り先] 602 京都市上京区

河原町今出川下ル 芝山ビル内

基礎経済科学研究所

『経済科学通信』編集局

なお、応募原稿は返却致しません。



●現代の焦点(第6回)

レーガンの遺産とアメリカの選択

新岡 智

I. ボールズによるアメリカの現実認識

「選挙民は道徳的使命を持たないマネジャー（デュカキス知事）と誤った道徳的使命を持つ伝道師（ブッシュ大統領）の間で選択することを求められている」とは、アメリカ・ラデカルエコノミストの旗手であり、ジェシー・ジャクソンの経済アドバイザーを務めたサミュエル・ボールズの言である。彼がここで述べている道徳とは政治的・経済的・社会的価値観のことである。アメリカは誤った価値観を持ったブッシュを大統領に選んだということになる。

ブッシュ大統領はレーガンの残した政治・経済状況から出発しなければならない。レーガンが自らの8年間の経済運営を振り返り、その成果を声高に誇示するとき、その指標は経済成長率、インフレ率、失業率、利子率の改善である。しかし、これらの経済指標の改善が軍事費と連邦・企業・個人すべての部門における借金の増大、および労働者の賃金・社会給付の削減によってもたらされたということは、すでに多くの人によって指摘されているところである。

ボールズは、レーガンによるこの「繁栄」に対し、経済成長を絶対視する道徳・価値観の再考を訴え、財とは安全・健康・尊厳・自由のための手段であり、その逆ではないことを主張する。

また、アメリカの競争力の低下に対しては、民主党も共和党もアメリカの優位性を再興するという虚しい試みを繰り返しており、それは彼らが「競争にもっぱら関心を抱いている」からであり、「自国が隣国よりも先んずることを経済的に幸福な状態と取り違えている」からなのであると指摘する。そして、いま求められているのは各国間の協調による世界全体の生活水準

の向上なのであるが、しかしながらアメリカにおいては、「帝国という考えが……死滅しない限り、……新しい国際秩序が不可避的に基礎を置くに違いないなんらかの種類の協調的な多国間関係を受け入れさせることはできない」とする。

さらに、レーガン政権による富める者とその他の者との間の所得ギャップの拡大をも指摘する。アメリカでは、経済成長の陰で中産階級の没落が進展している。レーガン政権以降、アメリカでは二重賃金制の導入、賃金カット、生計費スライド方式を含まない労働協約の締結など、労働側は譲歩を余儀なくされてきた。このような労働再編によって、派遣労働・家内労働などの不安定女性就業が拡大し、家庭経済に大きな変化と危機が生まれてきた。ボールズは、「家庭での生産と分配はわれわれのインフラ経済」だという認識を示し、この「インフラ経済の危機に対処するためには経済の中にかなり大きな、利潤動機に基づかない政府セクターが存在すること、およびそれと同時にかなり高い税率が必要である」としている。

規制緩和、民営化、そして競争の促進によって、企業は行動の自由を獲得し、1982年の不況や貿易赤字に見られるアメリカ企業の国際競争力の低下を理由に、労働者に賃金・社会給付において譲歩させ、一時雇用労働者の比率を急増させてきた。航空管制官ストへの強圧的対応、郵政省での二重賃金制の導入に示されるレーガンの対応は、労働者への企業の攻勢を支援するものであった。「強いアメリカ」は対外的・軍事的姿勢だけなのではなく、労働側へ「強く」対応する姿勢を示したスローガンでもあったのであり、これらのことと念頭において考えると、ボールズの指摘は労働の側からする適切な現実認識といえよう。

II. 「一国主義」と「政策協調」

「現実」は一つだとしても、その捉え方、認識の仕方は立場によって大きく異なる。『アメリカの経済戦略——1990年代「競争と協調」のプログラム——』の著者C・F・バーグステンは、「企業のコスト全体の3分の2を占める賃金の上昇率は、インフレ率を下回ってきた」と述べるのみで、そのことが労働にとってもつ意味をそれ以上問うわけではない。彼の関心は先進国間の貿易不均衡、途上国の累積債務危機、為替レート不安定化の三つに絞られている。確かにこの三つは今日の世界経済の混乱要因となっているが、そのどれ一つをとっても、レーガン政権期、とりわけ1985年9月のプラザ合意まで顕著であったアメリカの経済政策上の「一国主義」あるいは財政赤字と為替レートに関するアメリカの「優雅なる無視（ビナイン・ネグレクト）」政策に関連しないものはない。新政権がこれに対していかなる処方箋を提供するかが注目されている。

軍事費の急膨張と減税、そして消費者信用金利控除などの借金促進消費によってもたらされた「繁栄」は、アメリカの財政赤字と貿易赤字を惹起した。「一国主義」「優雅なる無視」政策がもたらしたもののは「双子の赤字」であり、世界経済の混乱であった。たしかにドルは自国通貨であり、外貨準備がなくなることも、債務返済の停止ということもないだろう。それゆえ、アメリカの債務は他の途上国の債務と意味が異なるといわれている。にもかかわらず、「信用をなくした場合の結末は、他の債務国とまったく同じなのである」（バーグステン）。もっとも、この「信用」が支払通貨の保有によってだけではなく、世界におけるアメリカの軍事的・政治的役割によっても規定されているのであり、その意味で「信用」のレベルは途上国と質的に異なる。つまり、このことは「信用」の失墜が軍事・政治面からも襲ってくることをも意味しているのである。

バーグステンの世界経済の不均衡解消と国際金融の安定性回復のプログラムの核心にあるのは、アメリカの財政政策である。「新政権と議

会が本格的に米国の財政赤字削減に乗り出せば、自体は大きく異なってくる。米国の国内需要と貿易赤字がおそらく急速に低下し、結果として世界経済は著しく減速することを、世界各国は理解するであろう。黒字国は国内的および国際的理由から国内需要拡大の必要に迫られるであろう」と、彼は言うのである。

しかし、ブッシュ政権が、財政赤字の削減に本格的に乗り出す方向はいまだ打ち出されてはいない。財政支出削減策はいくつか考えられる。一つは社会福祉費の削減であり、もう一つは軍事費の削減である。この2大経費のどちらを削減するかによって、それがもたらす経済的・社会的・政治的結果は大きく異なる。そのことはレーガン政権期に進展した労働者の生活・労働環境の悪化の状況を考慮すれば明らかである。また、歳入増大も財政赤字削減の方法であり、それは増税ということになる。選挙公約において増税を否定したブッシュ大統領が、果して方向転換するかどうか。たとえ増税に踏み切ったとしても、いかなる階層がそれを負担するかが当然のことながら問題となってくる。この選択いかんによっては政治的地殻変動がおこることになろう。

このようにアメリカの財政赤字削減のメドはたっていない。にもかかわらず、国内需要拡大や体制維持コストの「分担」を日本や西ドイツに引き受けさせることをアメリカは「政策協調」として求めている。その「政策協調」を強制する手だてはどこにあるのか。バーグステンは世界最大の市場、通貨と軍事の霸権、この三つから得られる特権を「政策協調」への同意手段として巧みに行使すべきだとする。しかし、アメリカの「政策協調」はいつまた一国主義へと転換するとも限らない。スザン・ストレンジが指摘しているように、アメリカはインフレの低下から失業の低下へ、そしてまたその逆へと政策目標を変更し、また弱いドルで貿易上の利益を享受する政策から、強いドルで金融上の利益を得る政策へ、そしてまたその逆へと、外国政府と相談することもなく政策を変えてきた。その政策変更の影響が国際的に大きな影響を持つにもかかわらず、そのことをまったく無視して行なってきたのである。レーガン政権下の「一

国主義」政策、「優雅なる無視」政策が巨額の「双子の赤字」を生みだし破綻するにいたり、ようやくプラザで「政策協調」の会議が開催されたのである。

しかし、アメリカの財政赤字削減の方向が打ち出されないまま、各国に政策協調を強制するアメリカの圧力は強まる一方である。これに対する先進国の対応は、アメリカ市場への依存度、アメリカの軍事戦略への信頼度に応じて異なることだろう。アメリカ市場への依存度、軍事戦略への信頼度・従属度の高い国ほど、経済政策における「一国主義」「優雅なる無視」への再度の転換がないという政治的・制度的保証をとりつけることなく協調に応じることになろう。なぜなら、アメリカの財政赤字は貿易摩擦にもかかわらず、巨大な市場を外国に提供しているのであり、アメリカの軍事戦略を認知している限り、軍事費の大幅削減要求はありえず、すみやかに協調に応じることは同盟国の使命となるからである。日本は、このようなアメリカの身勝手な「政策協調」に追随する重要な国として位置づけられている。

III. 議会の変化と 軍事・外交政策への影響

最後に国内政治の条件に目を移そう。この間の大きな変化は、議会が貿易問題に関して行動を起こし始めたということである。「双子の赤字」の肥大化により議会の中に保護主義的圧力が生じ、議会は50年ぶりに行動し始めたといわれている。

アメリカの憲法は大統領に対して貿易に関する権限をまったくといってよいほど与えておらず、議会が外国との貿易を規制する権限を保有しているのである。にもかかわらず、大統領がこれまで通商問題に関して大きな力を持ってきたのは、1930年のスムート・ホーリー関税法の苦い経験（高関税率の設定と経済のブロック化）から、議会が大統領に権限を委譲してきたからである。議会は「1988年包括通商・競争力強化法」を成立させ、スーパー301条やその他の保護主義的条項を数多く盛り込んだ。財政赤字に対しても、議会はグラム・ラドマン・ホーリング

ス法（いわゆる「財政均衡法」）を1985年12月に制定し、赤字削減の方向を打ち出した。

議会はまた、軍事外交政策にも大きな力を持ち始めている。この点について、ガブリエル・コルコの指摘を以下に紹介・要約しておこう。

1984年にはレーガンの軍備増強政策に対する議会の反対が強まり始め、86年には民主党が上院で多数をとり、下院でも共和党との議席差を拡げた。この時点で、レーガンの保守的国内政策、タカ派の対外政策は政治的力としては生命力を断たれたとコルコは見ている。

また、議会の動きを規定する要因である世論の動向は次のようにあった。1980～81年にはカーターとレーガンの軍事支出を世論は支持していたが、82年にはアメリカの軍事支出は多すぎると考える者と、少なすぎると考える者の数は3対1であった。また、82年末の世論調査では、エルサルバドルへの軍事介入の反対と賛成は4対1であり、88年初めの調査ではニカラグアの反政府ゲリラ、コントラへの援助には58%が反対している。

さらに、議会専門家スタッフの強化も議会の力を強めている。1947年には国防総省の予算を認可する上下両院軍事委員会にはわずか20人のスタッフしかいなかったのに、1985年には103人に増えている。上院外交委員会のスタッフも1965～75年の間に10倍に膨らんでいる。1979年の時点で上下両院は23,000人のスタッフを雇用し、彼らの多くはホワイトハウスの軍事・外交問題の専門家より有能であるという。

このような状況下で国防総省の政治的孤立と不安定な立場はますます強まり、そして財政赤字という制約は軍事・外交政策を形成するうえでの国防総省の役割をいっそう低下させることになるだろうし、そして「議会は、今後数年間に表面化するであろう外交政策の危機の中でますます大きな焦点となろう」とコルコは指摘する。

確かに議会は軍事・外交・経済のあらゆる分野において発言力を強めている。しかし、議会もまた軍事や通貨から得られる特権に立脚した政策選択をする限り、すなわち「帝国という考え方」にしがみついている限り、選択はアメリカの矛盾の他国への転嫁とならざるを得ないだろ

う。また、国防総省は他国政府へ軍事的責任「分担」をさせることにより、自らの地位の低下を補強する方向を追求しているし、そのような方向は議会と国防総省の利害の一致点でもある。

加えて、他国への負担の転嫁が大きな危険をはらんでいることを正しく認識しておく必要がある。アメリカと西ドイツの政策面での不一致が「ブラック・マンデー」の引き金となったように、アメリカの身勝手な「政策協調」要求が一方的に受け入れられるとは限らないのであり、そのとき世界経済の混乱は、また激化することになろう。

このように見えてくると、ブッシュ政権の選択肢は極めて限られているようと思われる。ボルズが指摘しているように、新たな国民的価値観・道徳観に基づいた政策選択こそが求められている時代といえよう。

【参考文献】

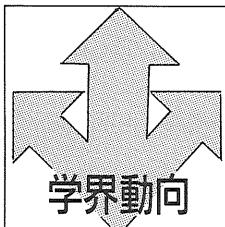
- 1) B. Harrison and B. Bluestone, *The Great U-Turn*, 1988.
- 2) ジョイス・コルコ『世纪末恐慌と世界経済』社会思想社, 1989年。
- 3) I・M・デスラー『貿易摩擦とアメリカ議会』日本経済新聞社, 1987年。
- 4) C・F・バーグステン『アメリカの経済戦略』ダイヤモンド社, 1989年。
- 5) ガブリエル・コルコ「不安定増す大統領選後の米軍事・外交政策」『エコノミスト』1988年11月1日号。
- 6) サミュエル・ボールズ「次期大統領はアメリカを救えるか」『エコノミスト』1988年11月15日号。
- 7) スザン・ストレンジ『カジノ資本主義』岩波書店, 1988年。

(にいおか さとし 所員 関東学院大学)

寄贈図書（1989年3～6月分）

転換期の流通経済〔第1巻〕（糸園辰雄・中野安・前田重明・山中豊国編、大月書店、2500円）
地域農業の総合的再編（御園善博編、農林統計協会、3800円）
人生と思想（芝田進午著、青木書店、1700円）
KKニッポン労連（青木慧、青木書店、1680円）
ケインズ主義的福祉国家（田口富久治編、青木書店、2300円）
社会統計学における数量モデル研究と統計的認識論（大西広著、非売品）
大学教員の自画像——国際経済学者の場合（関下稔著、朝日堂、非売品）
ハイテク汚染（吉田文和著、岩波書店、480円）
現代資本主義（関下稔・芦田亘・柳ヶ瀬孝三著、有斐閣、1500円）

福祉改革と福祉補助金（成瀬龍夫・小沢修司・武田宏・山本隆著、ミネルヴァ書房、2524円）
女たちの戦後史（柴田悦子編、創元社、1262円）
まるごと大学生活（大学生協関西地連京滋ブロック編、かもがわ出版、350円）
恒子とRANKOの住み方ノート（田中恒子・竹中らんこ著、かもがわ出版、350円）
公共性の政治経済学（宮本憲一編、自治体研究社、1942円）
転換期の流通経済〔第2巻〕（糸園辰雄・中野安・前田重明・山中豊国編編、大月書店、2505円）
日米経済摩擦の新展開（関下稔著、大月書店、2330円）
現代史におけるグラムシ（竹下英輔著、青木書店、2320円）
先端産業と地域経済（井上吉男・伊藤維年編、ミネルヴァ書房、3592円）
戦後日本の土地問題（大泉英次・山田良治編、ミネルヴァ書房、3398円）
現代資本主義と金融経済（谷田庄三編、大月書店、2505円）
核軍拡の経済学（非核の政府を求める会編、大月書店、1359円）
福祉と協同の思想（池上惇著、青木書店、2200円）
ニッポン偽装労連（青木慧著、青木書店、1700円）
科学技術政策論（植村幸生著、労働旬報社、2400円）
「政策科学」と統計的認識論（大西広著、昭和堂、2621円）
経済学へのアプローチ（東井正美・南清彦・森岡孝二・和田一雄著、ミネルヴァ書房、2000円）
(価格は税抜き)



●学界動向(第5回)

マルクス・エンゲルス研究者会

橋本直樹

当会は、1984年の経済学史学会を機に、主として経済学史学会および経済理論学会に所属し、もっぱらマルクス・エンゲルスに関わる諸テーマの研究に従事している30名ほどの若手研究者を中心に、「若手マルクス・エンゲルス研究者会」という名称で発足した。目的とするところは、①討論を主体とする研究例会の開催、②新メガ編集に従事している若手研究者との系統的な意見交換、国内の見解の伝達や新資料の入手を軸とする国際交流、③これら研究例会、国際交流を効果的に行なえるような会誌・会報の発行、などであった。

昨年11月の第4回例会時の総会において、国際交流の一層の発展および会員増に伴う会員の年齢構成の変化などを考慮し、「マルクス・エンゲルス研究者会」(Die Arbeitsgemeinschaft der Marx-Engels-Forscher)と改称された。会員は本年4月末現在で168名(正会員86名、協力会員79名、特別会員3名)となっている。協力会員は下記会誌『マルクス・エンゲルス・マルクス主義研究』の会活動にのみ参加する会員であり、特別会員は各研究機関等からなっている。

以下、当会の活動について、前記の三つの目的にそって紹介する。

I. 研究例会

当会の活動の中心は年1回の研究例会である。これには次のような申し合わせがある。

「(1)原則として会員の既刊の論文にもとづいて行なう。(2)報告は、通常の学会や研究会で行なわれているようなものとは異なり、まえもって会報で提出されている会員からの一連のコメント・質問に対する回答で開始し、その後、指定論文とこの回答にもとづいて研究会を行なう。

(3)例会で取り上げる論文は、過年度および当該年度の7月以前に刊行されているものとし——校正刷りその他で例会に先立ち会員が充分時間をとって検討しうるものも可——、どの論文を取り上げるかは当該年度の7月前後に全国各ブロックの世話人が会員の意見を集約して決定する」。

申し合わせに則って、会報『例会・コメント集』が発行され、研究例会は毎年経済学史学会の前日午後を利用して、これまで次のように開催してきた。

第1回例会(大阪府立大学、1985年11月8日)。共通テーマ:『資本論』第2部の成立過程(宮川彰「マルクス『経済表』の成立=脱化の過程」「経済」1985年7月), 第1分科会:「1961—63年草稿」の中斷をめぐって(大野節夫「『経済学批判』から『資本論』へ(上)(下)」「経済」1985年8・9月), 第2分科会:『経済学・哲学草稿』をめぐる諸問題(J.Rojahn〔山中隆次訳〕「いわゆる『1844年経済学・哲学草稿』問題」「思想」1983年8月)。

第2回例会(東京都立大学、1986年11月7日)。共通テーマ:1861~63年草稿における『剩余価値学説史』(鳥居伸好「マルクスの『1861—63年草稿』におけるリカード・地代論批判」愛知学院大学大学院『愛知論叢』第40号、1986年3月;明石博行「プラン論争の到達点」「書き下ろし——後、加除補訂のうえ、『マルクス・エンゲルス・マルクス主義研究』第3号に掲載〕),自由テーマ:初期マルクスの諸問題(石原博「1840年代マルクスのリカード評価——労働価値説の『受容』をめぐって——」「書き下ろし——後、東北大学経済学会研究年報『経済学』第49巻第1号、1987年5月、に掲載〕)。

第3回例会(同志社大学、1987年11月13日)。共通テーマ:『資本論』第1巻の形成・普及過

程——刊行120周年——（佐武弘章『「資本の生産過程論」の形成』未来社, 1987年；吉田文和『マルクス機械論の形成』北海道大学図書刊行会, 1987年）。

第4回例会（拓殖大学, 1988年11月3日）。テーマ：マルクスの古典派労働価値説批判——初期から後期まで——（大石高久「マルクスの弁証法的方法と古典派価値論批判——『哲学の貧困』におけるリカドウ「生産費」批判を中心にして——」[書き下ろし——後, 加筆補訂のうえ, 『マルクス・エンゲルス・マルクス主義研究』第6号に掲載]；有江大介「マルクス労働価値論の特異性とその意義——19世紀経済学における位置——」米田康彦編『労働価値論とは何であったのか——古典派とマルクス——』創風社, 1988年, 第4章）。

第5回例会は本年11月3日に予定されているが, 詳細は今後, 各ブロックの世話人間で決定される。

見られるように, これまでの例会では, 新メガではじめて公表された1861～63年草稿, 1844年のパリ草稿の諸知見をいち早く利用した諸研究にもとづき, かなり突っ込んだ討論が行なわれた。1861～63年草稿の執筆順序に関する諸問題, 『剩余価値学説史』・機械論の理論的位置づけ, 相対的剩余価値論の再規定, 生産関係の再生産をめぐっての議論, また, 『経済学・哲学(第2)草稿』問題, 1844年の経済学ノート, 労働価値論と初期マルクスのリカードウ評価, 後期エンゲルスの初期マルクス諸著作の特徴づけと運動史・普及史との関連をめぐっての議論などが主なものであったが, 例会でのこれらの討論はわが国におけるマルクス・エンゲルスの本格的な学術研究に一定の影響を及ぼし始めているように思われる。

II. 国際交流

当会発足後いち早く連絡がとられたのは, マルクス・レーニン主義研究所（ベルリン／DDR——以下, 「IML」と略記）と中国社会科学院経済研究所であった。その後, 毎年次, 社会史国際研究所（アムステルダム）, IML, マルティン・ルター大学（ハレ／ザーレ）, Dr.

テオドール・ノイバウアー教育大学（エアフルト／ミュールハウゼン）, マルクス主義調査研究所（以下, 「IMS F」と略記, フランクフルト／マイン）などを会員が訪れ, 各地の研究者との研究交流を行なってきた。また, 会員の論文も『マルクス主義研究』（IMS F）, 『マルクス・エンゲルス研究論集』（IML）などに掲載され, 反響をよんでいる。

昨年10月18・19日にベルリンで開催された『資本論』第1巻の成立・発展・影響史をめぐる国際学術会議には, IMLから当会に対して招請があり, 宮川彰・大村泉両会員が当会を代表して出席し, 報告を行なった。その詳細については, 両会員の報告を参照されたい（大村泉「『資本論』第1巻の成立=発展=影響史をめぐる国際会議（1988年10月18・19日, ベルリン）に参加して」『マルクス・エンゲルス・マルクス主義研究』第5号, 1989年1月；宮川彰「マルクス『資本論』第1巻をめぐる国際学術会議に参加して」『経済』1989年4月）。

この国際学術会議への代表派遣は, 当会の今後の国際交流に確実な基礎を与えた。この会議の際, 両会員は, 参加各研究機関と当会とのあいだで, 今後各研究機関の相互乗り入れや未発表論文の相互投稿を行なうことを確認し, これにもとづき, 会誌第5号には, 会議の席上さっそく投稿を快諾されたヘッカー氏ほか2氏の論文が掲載された。また, この会議に出席したマルクス・レーニン主義研究所（モスクワ）のチェプレンコ氏からは, その後, 日本における1861～63年草稿を中心とする『資本論』草稿の研究状況についてのサーヴェイ論文の執筆依頼が寄せられ, 大村会員が担当する予定である。

すでにこの会議以前に, IMS FのW・シュヴァルツ氏から, 同研究所のマルクス・エンゲルス研究グループが「1789～1891年の革命のプロセス」をテーマとして本年6月10・11日に開催する国際会議への招請状が寄せられていたが, これには滞独中の宮川会員が当会を代表して出席し, 報告を行なうことになっている。

当会では, 今後とも多様な試みによって, 国際的な研究交流をいっそう実効あるものとしていく方針である。

III. 会誌活動

会誌の発行は、当会発足当初から活動の重要な柱として予定されていたものであったが、1987年10月に季刊『マルクス・エンゲルス・マルクス主義研究』(Marx-Engels-Marxismus-Forschung)が刊行されるに及び、ようやくその実現をみるに至った。

マルクス・エンゲルスの諸著作・諸草稿およびマルクス主義の形成・普及・発展史に関する海外の最新の研究論文・講演、さらに一次資料などを翻訳・紹介し、同時に、わが国におけるマルクス・エンゲルス研究の最新の成果をも適宜掲載することを目的としている。編集には主として各ブロックの世話人が持ち回りであたり、協力会員は読者としてだけではなく寄稿者としてもこの会活動に参加することができる。

『マルクス・エンゲルス・マルクス主義研究』誌のこれまでの各号の内容を紹介すれば、以下の通りである。

第1号

ヘルガ・ヒュース（大村泉訳）：『資本論』第1巻ドイツ語第3版と『メガ』における再現によせて

ロルフ・ヘッカー／エトガー・クラッパーシュティック／アイケ・コップフ（大村訳）：『メガ』第II部第8巻における『資本論』第1巻ドイツ語第3版の刊行によせて

アイケ・コップフ（大村訳）；『資本論』第1巻のためのエンゲルス文書の鑑定によせて（八柳良次郎訳）：『メガ』第IV部第7巻（「ロンドン・ノート」第I～VI冊収載）編集者「序文」

ルードルフ・ヒルファーディング（石原博訳）：オーストリアにおける労働監督

ウィルフリート・ゴットシャルヒ（黒滝正昭訳）：ルードルフ・ヒルファーディングの組織された資本主義論

第2号

佐武弘章：「生産のための生産」原理の生成——マルクス機械論執筆中断の理由について

大野節夫：価値法則と国民的労働に関する試論

（後藤洋訳）：『メガ』第I部第25巻「序文」

ヘルヴィッヒ・フェルダー（橋本直樹訳）：1848／49年革命後の共産主義者同盟の再組織の若干の問題について〔第4号まで連載〕

トマス・マルクスハウゼン（荒川繁訳）：J・G・エッカリウスの『J・S・ミル論駁』——その成立、意義およびマルクスの関与——

荒川繁：J・G・エッカリウスの『J・S・ミル論駁』と新『メガ』編集

第3号

（八柳良次郎訳）：『メガ』第IV部第8巻「序文」

（渋谷正訳）：『経済学・哲学手稿』成立と来歴〔新『メガ』第I部第2巻から〕

ルードルフ・ヒルファーディング（倉田稔訳）：仮面を脱いだヒットラー

明石博行：“1861—63年草稿”をめぐる執筆時期推定論争によせて——プラン問題研究の深化のために——

【口絵・解題】大村泉：L・S・ボルクハイム宛『資本論』第1巻初版寄贈本マルクス自筆献辞

第4号

カール・マルクス（八柳良次郎訳）：『資本論』第2部第2草稿〔連載中〕

ルードルフ・ヒルファーディング（倉田稔訳）：経営内の奴隸制資本の專制

荒川繁：エッカリウス『J・S・ミル論駁』の二つの版（英語版・ドイツ語版）と新『メガ』編集

鳥居伸好：市場価値と虚偽の社会的価値

大村泉：『資本論』第1巻の最終決定版——アメリカ版編集指図書の意義——

【口絵・解題】服部文男：エンゲルス宛『フォーグト君』（1860年）寄贈本マルクス献辞

第5号

ロルフ・ヘッカー／ヘルガ・ヒュース／アイケ・コップフ（大村泉訳）：再び『資本論』第1巻ドイツ語版第3版の成立と意義によせて

（21ページにつづく）

連載第7回

研究所
訪問

銀行労働研究会

今回は、金融労働者、さらに広くはホワイトカラー労働者の諸問題について調査研究活動を行なっている銀行労働研究会を訪問しました。同研究会は、東京でもモダンな通りとして有名な青山通りを少し脇に入った閑静な町中にある全銀総連会館ビルの1階にあります。天井近くまである書棚に整然と並べられた大量の金融関係を中心とした調査資料や書籍、雑誌などに囲まれながら、同研究会の常務理事の泉谷甫さん、事務局長の志賀寛子さん、および田中均さんの3人の方からお話を伺いました。なお、本稿は今回訪問した北島の責任でまとめたものであることをお断りしておきます。

金融労働者と密着した“研究会”

まず最初に銀行労働研究会の設立の経緯について、設立当初の事情に詳しい泉谷さんに伺いました。お話しによりますと、銀行労働研究会の設立は1956年7月ですが、その前身は、全国の都市銀行・地方銀行などの普通銀行の従業員組合によって1947年に結成された全国的な連合組織である「全国銀行従業員組合連合会」(全銀連)の調査部だということです。しかし、全銀連は、1956年7月に運動路線の違いから「市中銀行従業員組合連合会」(市銀連)、「地方銀行従業員組合連合会」(地銀連)、「外国銀行従業員組合連合会」(外銀連)の三つに分裂=解散しました。その際、調査部の調査能力や理論研究が組合員から高く評価され信頼されていたので、調査部を独立させてその活動を継承する研究機関を設立しようということになり、旧全銀連加盟の単位組合の大部分が団体会員に、またそれまで協力を行なっていた研究者や学者、組合活動家などが個人会員になって、從来調査部が行なっていた「銀行従業員の労働条件およ

び労使関係、金融政策ならびに銀行経営などの調査研究の機能と成果を継承し、さらに広い視野にたってこれを充実する目的をもって」(同研究会案内書)設立されたのが、「銀行労働研究会」です。

ところで、銀行労働研究会はその名称と関連して二つの特色をもっています。ひとつは、「銀行労働”研究会という名称ですが、調査研究の対象は銀行労働者の労働問題だけではない、ということです。それは、設立の目的のなかにある「広い視野にたって」ということと関連します。「広い視野」という意味は、旧全銀連が普通銀行の従業員組合の連合組織であったために、調査部の調査研究対象も普通銀行の労働者の労働問題に限定されがちであったのを、銀行労働研究会として新たに発足するのを契機に、普通銀行のみならず、信託銀行、相互銀行、信用金庫・信用組合、労働金庫、保険(損害保険、生命保険)、証券など金融関係の各業種の労働問題をはじめ、ホワイトカラーの問題全般にまで調査研究の対象を広げようという意図をもっているということです。同研究会が設立された当時は、まだホワイトカラー労働者の諸問題を正面から追求する研究機関がほとんどなく、その意味で同研究会はその要請に応えていく貴重な存在であったそうです。

二つ目の特色は、もう気づいておられると思いますが、銀行労働“研究所”ではなくて、銀行労働“研究会”という名称をとっていることに関連します。つまり、“研究所”というと、たんに物事を研究しそれを発表する機関というニュアンスで捉えられがちですが、そこにとどまらずもっと労働者との接点を大切にし、労働現場から学び、現場で起きている諸問題を労働者とともに理論化し高めていく研究機関でありたいという願いを込めて“研究会”という名称

にしたということです。

これら特色は、同研究会案内書のなかの「当研究会の調査研究活動の特徴は、金融労働者さらに広くホワイトカラーの生活と運動に密着した民主的性格をもつことです」という文章に端的に現れています。

機関誌発行を中心とした多彩な研究活動

同研究会の組織は、理事長（野田正穂先生）と理事8名（山田弘史、龍昇吉、田沼肇の3名の先生と金融関係の労働組合から5名）、および常勤スタッフである事務局員（実質は研究員）4名で構成されています。同研究会を支える会員は団体会員と個人会員からなり、現在、労働組合・民主団体などの団体会員が42団体、個人会員が20数名です。

財政収入は、会員からの会費収入、機関誌収入、委託調査やセミナーなどの事業収入からなりますが、その大半は機関誌収入ということです。会員からの会費収入は、設立当初に比べると、労働組合の右傾化や分裂、労働組合自体の財政の弱化のために会員をやめた団体が多くあって相当低下しているそうです。

銀行労働研究会の主な活動は、調査研究活動、委託調査活動、研究会活動、資料収集活動、出版活動からなっています。

調査研究活動は、同研究会の事務局員が、部外の組合調査マン、学者、専門家の協力をえて、「金融理論・金融政策・金融機関経営」「賃金その他の労働条件」「合理化・労務管理」「婦人労働」「労働運動ならびに運動史」などを行なっています。

委託調査活動については、金融関係の労働組合の調査活動を発展させ、また同研究会の調査成果を広めるために、各種調査の企画・分析などの相談に応じたり、さらに金融関係以外の団体からの賃金、労働実態、あるいは最近の派遣労働者問題などに関する委託調査（たとえば食品労連からの賃金調査）が行なわれています。ただ、近年は、労働組合の財政が苦しいとか、あるいは労働組合が独自の調査部などをもって一定調査能力を充実させてきているとか、さらには労働組合の閉鎖性、秘密主義が強まってい

るという状況のために、委託調査はあまり多くないということです。

研究会活動は、調査研究活動の一環として、団体会員・個人会員を中心に学者や専門家などをまじえて、同研究会の調査研究の二本柱である金融と事務労働に関するその時々の諸問題を取り上げ、ほぼ2カ月に1回のペースで研究会を組織し開催しているそうです。またこの研究会の他に、もっと広く会員以外の労働組合その他にも呼びかけて年1回のセミナーも開催しているそうです。

資料収集活動は、旧全銀連から継承した公式文書、資料類（その中には銀行員の詩集もあるそうです）をはじめ、内外の図書、定期刊行物、組合関係調査資料などを収集・整理し、会員・一般組合員、研究者の利用に供しているということです。

最後の出版活動は同研究会の最も重要な活動であり、『銀行労働調査時報』（月刊）と『ひろば』（月2回刊）の2種類の機関誌を発行しています。『銀行労働調査時報』（以下『調査時報』と略）は、旧全銀連調査部機関誌『全銀連調査時報』（1949年1月創刊）を改称し継承したもので、金融労働者、ホワイトカラー組合員の労働条件、労使関係、労務管理、意識、闘争記録とその分析をはじめ、金融理論、金融政策、金融機関経営に関する調査研究や紹介・翻訳など、実践的な調査研究誌として編集されています。なお、この『調査時報』は130余りの研究機関と雑誌交換をしているそうです（基礎研も『経済科学通信』と『調査時報』の雑誌交換をしています）。『ひろば』は、同じく旧全銀連青婦人対策部の機関誌『ひろば』（1950年11月創刊）を継承したもので、金融機関や一般事務系に働く青年婦人労働者を対象として、時事問題や文化問題をも織りませた多彩な編集で、青年婦人労働者の経験交流ならびに学習の広場としての役割を果たしています。また、機関誌発行以外にも金融労働運動に関連する単行本も出版されています。

金融労働運動を支援してきた研究成果

設立してから30余年の歴史がありますから、

銀行労働研究会は数多くの成果を上げています。それらを簡単に紹介しますと、まずは、設立当初の頃の成果ですが、1950年代後半の経営側の賃金統制が厳しいなか、金融労働者やホワイトカラーの賃金闘争運動を支援し高揚させるための賃金理論の確立です。具体的には、ホワイトカラーの賃金闘争のための理論書『職員層のための賃金理論』(1957年)の編集、また賃金闘争の再組織化のためにまとめられた地銀連・全日本損害保険労働組合(全損保)編『賃金綱領(第1次案)』(1959年)の理論的な基礎づけでの協力、さらには他の金融関係の組合との共闘を侧面から協力・援助するための『賃金綱領』の解説書『金融労働者の賃金理論』の刊行、などがあります。

二つ目は、ホワイトカラーあるいはサラリーマンの問題全般の理論化です。この成果は、同研究会とつながりの深い、松成義衛、田沼肇(現在理事)、野田正穂(現在理事長)の3人の先生と泉谷さんとの共著で『日本のサラリーマン』(青木書店、1957年)として結実しましたが、これは60年代に起こったサラリーマン論、中間層論の一つの引金ともなったということです。また、志賀さんは『調査時報』に戦前のサラリーガールの研究を連載されています。

三つ目は、金融理論、金融政策、金融機関経営に関する研究で、たとえば、経営側の「銀行の公共性」論に対する銀行経営の実態分析からのその本質の暴露・批判、金融労働運動の大きな課題の一つである金融の民主化論への理論的貢献、あるいは金融機関の現状分析の本である銀行労働研究会・独占分析研究会編『日本の金融独占(上・下)』(新日本出版社、1972年)の出版などです。

四つ目は、金融関係の労働運動の諸活動を歴史的に記録・整理する仕事で、『調査時報』や『ひろば』に系統的に連載されています(なお『調査時報』100号記念は金融労働運動史の特集)。また地銀連からの協力要請に応えて、地銀連編『銀行労働運動史——全銀連時代の十年——』(大月書店、1982年)をまとめるための援助も行なったということです。

金融再編成の中の 情報交換センターとして

最近の同研究会は、近年の金融の自由化・国際化、銀行経営の多角化、金融再編成、それに伴う国際的・国内的競争の激化のなかでの銀行労働者・金融労働者の厳しい状況を踏まえた調査研究活動を行なっています。たとえば、1986年の「男女雇用機会均等法」施行を契機に金融機関、大手商社などで導入されてきている「新人事制度」(コース別人事制度)のねらいや内容の理論的解明です。「新人事制度」とは従来の年功序列型人事制度の「能力主義」管理型人事制度への「改革」ですが、これを『調査時報』『ひろば』で特集したところ、労働組合だけでなく、銀行経営者も購入するほど反響があり、売切れも出たということです。

また、金融機関のコンピュータ合理化や長時間過密労働との関連で、金融労働者の健康問題にも積極的な取組みが行なわれています。VDT問題などコンピュータ化に伴う健康障害問題、厳しいノルマ達成などの労務管理の強化や長時間過密労働によって精神的なバランスを崩してしまう人が多数出ている(職業別にみると銀行員の自殺率が最も高いそうです)問題など、金融労働者の肉体的・精神的疲弊の問題をタイムリーに取り上げて問題解決のための一定の力になろうと努力されています。

さらに、こうした労働条件の問題だけでなく、銀行経営の多角化(本来の銀行業務以外の業務の増大)、銀行の情報産業化など「銀行のあり方」をめぐる問題についても、基礎的な理論的整理を行うことが労働者・労働組合から求められており、それに応えていくような研究会活動、機関誌活動も行われています。

こうした最近の活動と関連して、最後に、同研究会の当面の研究課題として指摘されたのは、①今年は労働者派遣法が見直しの時期になっているので、銀行でも増えてきている派遣労働者の問題を取り上げること、②「新人事制度」が導入されてきて2~3年が経過しているので、導入後の実態をフォローすること、③いわゆる(21ページへつづく)

●書評

経済優先度評議会著／藤岡惇・角田知生訳

『SDI—スター ウォーズの経済学—』

ミネルヴァ書房 2200円



(1) 訳者が自身が「あとがき」で述べているように、本書は核兵器の開発それ自体を中止し、核廃絶を求めるものではない。しかし、核兵器の廃絶に必ずしも一致しない人々を含めて、アメリカのSDI計画の諸問題を共通の認識にし、それへの反対を組織するという一点に関する限りでは相当な説得力を持つ書物として力を發揮することは疑いない。とりわけ、SDIの評価に関わる各種論点を詳細に検討した書物としては、2年前に日本科学者会議が出版した『SDI—スター ウォーズの科学・政治・経済—』(大月書店)や豊田利幸氏が昨年出した『SDI批判』(岩波書店)とともに、あるいはアメリカ現地のエスタブリッシュされた研究グループの組織的検討を経たものとしてはそれ以上に意義ある出版といえる。実際、下記の章別編成に見るよう、各章がそれぞれの個別論点を、SDIの技術的可能性の問題や経済的コストの問題、さらに学界に及ぼす影響からソ連の対応に関する問題などくまなく網羅されている。

- 第1章 レーガンのSDI構想
- 第2章 宇宙基地からの対ミサイル防衛
- 第3章 戦略防衛のお値段は
- 第4章 契約獲得の競争
- 第5章 SDI 契約企業上位10社の群像
- 第6章 学界の動員めざして
- 第7章 予算の分捕り競争——そのツケは誰が払うか
- 第8章 技術のルネッサンスか、頭脳の無駄使いか
- 第9章 ソ連の戦略防衛計画——米国より10年の遅れ
- 第10章 SDIへのソ連の対応——新たな核軍拡へ

第11章 スター ウォーズのゆくえ

(2) しかし、あえていえば、この書物のより特徴的な意義は、中立的な立場の人々にさえ完全に納得させてしまう客観的で豊富な各種統計データと、本書の副題(原文は*Economic Fallout*)に表されるような徹底した経済的コスト分析である。この視点は、本書訳者の前訳書(『アメリカ経済と軍拡——産業荒廃の構図——』ミネルヴァ書房、1987年)の著者ロバート・W・ディグラス・ジュニアの手による第8章で最もいかんなく発揮されているように思われる。そして、また、この第8章の中で述べられている一つの重要な点としての政府による研究開発(R&D)資金投下・援助は効果的な技術革新をもたらさない、という論点は評者の理論的立場(政府政策の効果を疑問視する新古典派の立場)からも支持し得るものである。実際、評者は日本航空工業の技術的な対米キャッチ・アップの原因を研究したことがあるが、そこでの結論もまた、米国防総省による米航空工業へのR&D資金援助と軍需依存体質の非効率性であった(拙稿「日本航空工業の技術発展とFSX摩擦」『経済』1988年11月号、参照)。

また、この第8章を中心とする「反軍拡の経済学」がコスト・技術・労働力というような生産力サイド=サプライ・サイドからの研究となっていることも、軍事ケイズ主義的な軍拡派のイデオロギー(その日本での代表は丹羽春喜『ケイズ主義の復権』ビジネス社、1987年)とたたかうためには重要な教訓として銘記すべきこと

と思われる。

(3) もう一つ、評者が理論的刺激を受けたのは、第10章における米ソの軍事レーザー開発費の国際比較に関する部分である。ここでは、米国防総省によるソ連の軍事レーザー開発コストの米ドル換算法に反論して、同じ一単位の資本・労働の持つ実質的意味をその生産性格差を考慮にいれて換算することが提案されている。そして、「資本」の生産性も「労働」の生産性も米国のそれがソ連の約2倍となっていることをもって、ソ連の軍事開発費の実質が見かけよりは少ないことを述べているのである。

ところで、この換算法を日米の軍事費や軍事開発費の国際比較にあてはめればどうなるだろうか。日米の「労働生産性」は、一人あたり国民所得で日本が上回ったことに表されているように、日米同水準か日本がやや上。そして、(GNP/民間非金融機関の純固定資産で測った)「資本生産性」の方も、米国が0.63(36,628億ドル/57,997億ドル)に対して、日本が0.99(30.0兆円/30.57兆円)と1.5倍ほど上回っている(1984年データ)。したがって、本書における軍事費・軍事開発費の国際比較の方法に学ぶ限り、日本の実質的な軍事費・軍事開発費をその見かけによって過小評価してはならないことになる。こうした国際比較の方法論的整理は今後の軍事費分析によって欠くことのできない

い課題となろう。

(4) しかし、以上のように大変意義深い書物でありながら、本書は核抑止力論・核均衡論の立場を踏襲しているがゆえに、様々な弱点をかかえていることもまた指摘せざるをえない。そして、実際、本書の個別諸論点はどうみても S D I 計画それ自体への中止を要求せざるをえないと思われるにもかかわらず、本書の最終的な提言は、S D I 研究の制限と他の手段での「(核)抑止態勢を強める」(203ページ)というものでしかない。また、他方で強調されている米ソ交渉の必要性についても、S D I の技術的困難を除去するための有力な手段という観点からの合理化でしかない(204ページ)。こうした主張のあり方は、S D I に賛成である者をも自らの立場に引き寄せる、

という点では意味あるものかもしれないが、戦略核の削減をも核兵器廃絶への途として位置づけず、S D I の条件整備としかしないのであれば、著者らの求める核軍縮一般でさえ結局どれほど実現されるのであろうか。「核兵器の廃絶」そして少なくとも「一方の核軍縮」が共通の目標となりつつある世界の反核運動家には、そうした重大な留保をもって読まれなければならないであろう。

しかし、もちろん、このことは本書の成果を全面的に否定すればよいということにはならない。われわれのなすべきことはいうまでもなく、この書物から最大限の教訓を汲み取りつつ、今度は明確な「核兵器廃絶」の立場から軍事費のコスト分析その他を行なうことである。

(大西 広 所員 立命館大学)

●書評

吉田文和著

『ハイテク汚染』

岩波書店 480円



今日、先端技術産業 (high-technology industries) に関する環境汚染、すなわち「ハイテク汚染」に対する関心が急速に高まっている。ハイテク汚染に対する関心が高まってきたのは1980年代に入ってからであり、世界のハイテク産業の集積拠点として知られるアメリカのシリコンバレー（カリフォルニア州サンタクララ郡）において、I C 工場の廃液貯蔵タンクか

ら漏出した廃有機溶剤によって地下水が汚染され、周辺住民の間から先天性心臓疾患などの健康障害が確認されてからである。わが国においても、環境庁が1982年度に行なった全国15都市の地下水汚染実態調査をはじめとして、有機塩素系化合物による地下水汚染の広がりが全国的に確認されつつある。

本書は、ハイテク汚染が典型的にあらわれているシリコンバレーおよび日本各地の現地調査を踏まえてまとめられたものである。第1章ではシリコンバレーにおけるハイテク汚染の実態、第2章ではシリコンバレーにおけるハイテク汚染に対する環境保護団体の運動、行政機関・産業界の汚染除去への取組み、第3章ではクリーンな産業といわれる半導体産業における有害化学物質の使用の実態、第4

章では日本におけるハイテク汚染の実態、第5章では国・自治体のハイテク汚染対策の現状を踏まえつつ今後のハイテク汚染防止対策が提起されている。

ハイテク汚染に関する単行本としては、剣持一己『ハイテク災害』(日本評論社、1986年)、泉邦彦『恐るべきフロンガス汚染』(共同出版、1987年)などがあるが、本書の特徴は、半導体産業を中心にハイテク汚染の実態や汚染除去・防止対策について日米比較研究し、ハイテク汚染の防止対策を説得的に提起していることである。すなわち、第1に、シリコンバレーにおいては、コンピュータ・半導体産業などのハイテク関連産業が高度に集積し、化学物質による「複合汚染」や地下水汚染・大気汚染が原因とみられる健康被害と職業上の被曝との「二重の被曝」がすでに顕在化していること、地下水汚染などが広範囲に発生し、浄化のために多額の費用と時間がかけられていること、強力な被害住民運動が存在し、ハイテク汚染に対して行政機関・企業側が本格的な取り組みを開始していることなど、シリコンバレーにおけるハイテク汚染の実態と住民団体・行政・産業界による汚染除去・防止対策が現地調査を踏まえて詳細に明らかにされていること、である。

第2は、シリコンバレーとの比較研究によって、日本のハイテク汚染の特徴と汚染除去・防止対策の立ち後れが明らかにされていることである。すなわち、

① わが国では地下水汚染物質であるトリクロロエチレンから比較的安全であるといわれている1.1.1.-トリクロロエタンに転換されているが、シリコンバレーでは後者の毒性と汚染が問題にされていること、

② シリコンバレーにおけるハイテク汚染除去・防止対策に比べて、日本では汚染源・経路の解明が不十分であり、汚

染源が特定されても企業の責任があいまいにされていること、
③ 汚染除去・防止対策を立案するに際して、行政機関による情報公開と住民参加が保障されていないこと、
などである。

第3は、シリコンバレーと日本各地の実態調査を踏まえてハイテク汚染の未然防止対策が具体的に提起されていることである。すなわち、

- ① 自治体および住民は誘致にあたって公害防止協定を締結し、どのような化学物質が使用されているか十分把握しておくこと、
- ② 汚染原因・経路の徹底した解明をもとに浄化対策を行なうとともに、有害化学物質の法的規制や地下水保護のために早急に法的整備を行なうこと、
- ③ ハイテク工場で使用されている化学物質に関する情報を公開するとともに、化学物質

の製造・流通・廃棄全体をコントロールする法体系の整備を急ぐこと、

- ④ 自治体はハイテク汚染に対応した監視能力を強化するとともに、住民参加を内容あるものにすること、
- ⑤ ハイテク産業が国際的に立地展開し、多国籍企業間の競争が激化している今日では、国家や企業の枠を超えて世界的な規模での住民や自治体のネットワークと情報交流が必要不可欠であること、

である。

産業構造の転換が進む中で、各自治体はテクノポリスに典型的にみられるように、ハイテク産業の誘致による地域開発政策を競っており、ハイテク汚染の未然防止対策の確立が急がれている。本書は、ハイテク産業やハイテク汚染に関心のある研究者はもちろんのこと、公害防止・環境保全行政の担当者にもぜひ一読されることを勧めたい。

(鈴木 茂 所員 松山大学)

アメリカ社会を描こうとしている。その際の本書の第1の特色は、民衆史・社会史の成果に学び、被抑圧民衆の成長をその生活基盤——職場や地域、生命の再生産のレベルの変化にまで掘り下げて深くとらえ返すとともに、民衆の範囲を黒人・女性・マイノリティ・未組織労働者の世界にまでおしひろげ、この深く広い視野から民衆の主権者への成長の全貌をとらえようとしたことである。たとえば、「戦時動員のなかで、アメリカ女性がかつてない視野の拡大と地位の向上を実現した」とか、1960年代の黒人運動や保育所運動の叙述などを参照されたい。

特色の第2は、第2次大戦のように、アメリカ国内にとどまらず、世界的に、人民が自らの運命は自らで決めるという自治能力を発達させてきた時代に、アメリカ国家が旧来の少数者支配・権力政治的枠組みに固執し「アメリカの幸福」をおしつけようとすれば、そのおしつけ費用=「霸権体制維持コスト」は暴騰せざるをえない必然性を明らかにし、この矛盾をもってパクス・アメリカ衰退の根本原因としていることであろう。戦後世界への冷戦論理のおしつけと、朝鮮戦争、さらにはベトナム戦争への固執がその重要な指標となる。ただし、著者は同時に、アメリカ社会を安定させてきた要因として、ソ連側の霸権主義や虚勢、朝鮮戦争時の北側の武力南進といった社会主義世界の問題点を指摘するほか、冷戦リベラルを支えた社会協調の礎石としての相対的高賃金・郊外的生活様式の普及といった問題や、1930年代のニューディール、1960年代の「福祉帝国主義」といった改革政治にあらわれた国家の柔軟な対応能力（これはこれで体制維持コスト、とりわけ民衆の国内的統合コストの上昇を意味するが）を指摘することも忘れていない。

ただし、新書としての紙幅の制

(80ページへつづく)

●書評

上杉 忍著

『パクス・アメリカーナの光と陰』

講談社 530円



本書は、大恐慌の勃発がもたらした1930年代の「赤い10年」から筆をおこし、第2次大戦、冷戦期、60年代のよみがえる民衆運動期、そして「パクス・アメリカーナ」（アメリカ主導の世界秩序）の終

焉に向かう今までを筆太に描ききったアメリカ現代史の概説書である。ただし、南部の黒人民衆運動の第一線の研究者の手になる労働史・社会史・マイノリティ史・女性史の最新の研究成果を盛りこんだ力作であるだけに、新書版にありがちな薄っぺらな感じはまったくない。

本書のもっとも重要なメッセージは、歴史の創造主体、社会の統治主体への人民の発達という傾向が、アメリカ現代史の中にも貫いているということである。そして、この傾向と支配階級・国家による対応・対抗が織りなす世界として、

●基礎研だより

1989年度春季合宿研究交流集会のまとめ

1989年3月18日(土)～19日(日)の1泊2日の日程で、春季合宿研究交流集会が東大阪市のひらおか山荘で開催された。今年の共通テーマは「現代日本の豊かさを問う」であった。その内容を簡単に紹介する。

第1日目の午後から、「『ポスト福祉国家』を問う」をテーマとしてシンポジウムが行なわれ、3本の報告を受け議論が行なわれた(詳細は本号特集を参照されたい)。

基調報告1は「サッチャーリズムとイギリス福祉国家」と題して北村裕明氏(滋賀支部)が報告された。報告は、サッチャーリズムの評価を「自由経済と強い国家」をキーワードとして展開したもので、その中で北村氏は戦後体制を「フォード的蓄積」と特徴づけ、そしてその解体を新しい時代への移行点と評価された。

基調報告2は「スウェーデンの経済と福祉」と題して藤岡純一氏(高知支部)がスウェーデン留学の体験などを折り混ぜながら行なわれた。福祉国家の堅持と同時に経済も良好であるスウェーデンを分析され、1960年代の福祉国家建設によって社会保障費の増大、婦人の就業率の増大などが実現されたことを指摘された。

基調報告3は「日本における『福祉国家』の再編過程」と題して中井健一氏(大阪支部)が、日本における「社会福祉改革」の展開過程を検討された。氏は福祉国家が支配層の統治上必要とされ、また社会保障も資本蓄積の不可欠の一部であるとの見方から、福祉国家の解体は困難であると評価された。

討論に入るにあたり、司会の上掛利博氏(京都支部)が、①経済

発展と社会福祉の関係、②「小さな政府」に関連して国家の経済過程への介入、③雇用問題としての熟練の解体や労働組合の弱体化、④「豊かさ」とは何か、⑤政治改革の課題などを討論の柱として提示された。

討論では、各報告の位置づけに関わって、福祉国家の出現におけるイギリスとスウェーデンの相違が提起され、北村氏はその特徴づけとしてイギリスは集権型福祉国家であり、スウェーデンは分権型福祉国家であるとされた。全体を通しての論点としては、①「フォーディズム的蓄積様式」の概念とその有効性をめぐって議論が展開され、その積極面としては生産過程・蓄積過程までを含めて経済構造の分析をなしうることが確認された。しかし、北村氏も指摘するように、今後の方向性を「ポスト・フォーディズム」と特徴づけることには括弧付きであるとされた。②「自立」を支える福祉における「効率性と公共性」の基準設定をめぐり討論がなされた。

第1日の夜は、研究科交流のつどいとして、「論文の書き方について」の報告が行なわれた。第1報告者として成瀬龍夫氏(滋賀支部)が、「活字」論文を書くことの意義として、一般に公開された知識・認識の交流と蓄積に役立つことなどを指摘された上で、わかりやすい論文とは何か、その書き方を解説された。つづいて、第2報告者として安満弁吉氏(大阪支部)が経済学との出会いから話を始められ、基礎研に入つて職場における諸問題と経済学を結びつけるようになったこと、そこでの疑問を問題意識にまで成長させ文書化する方法について体験的に述

べられた。

第2日目の午前中は、研究交流分科会として8名が個人研究報告をされた。

昼からは、「住宅問題からみた日本の『豊かさ』」をテーマに、早川和男氏(神戸大学)が記念講演された(本号掲載)。人間社会の目標を、①生存の保障、②人間発達の保障と捉え、理想社会の追求における居住環境の位置づけを論じられた。そして、世界と日本の状況について検討されて、住宅運動の必要性を指摘された。また、スライドの映写も行なわれ、①コミュニケーションを大事にして家を建て替えること、②自立して生活できる住居、③ヨーロッパの住宅運動などが紹介された。

記念講演終了後、閉会集会が行なわれ、森岡孝二氏(理事長)が住宅・福祉問題などについて積極的に発言することの重要性・必要性を述べられ、春季合宿を締め括られた。

最後に、参加者全員で記念撮影を行ない、研究集会は無事に幕を閉じた。

(櫻原正澄・研究科委員長)

『経済科学通信』総目次（第51号～第60号）

1. 特 集

軍拡と軍縮の経済学	51号 1986年12月
文化の経済学	52号 1987年3月
アジアと日本	53号 1987年7月
構造転換と日本の経済学	54号 1987年12月
経済民主主義の動向	55号 1988年3月
労働過程研究の視点	56号 1988年7月
ギャンブル・キャピタルズムの凋落	57号 1988年10月
現代経済をどうとらえるか	58号 1988年12月
いま“豊かさ”を考える	59号 1989年4月
「ポスト福祉国家」を問う	60号 1989年7月

2. 座 談 会

座談会：『講座・構造転換』全4巻をめぐって	54号
(出席) 有本 均・宇田綾生・角田修一・成瀬龍夫・森岡孝二	
柳ヶ瀬孝三・米田康彦	
(司会) 重森 曜	
座談会：国際化の中の労働の変化	58号
(出席) 宇田綾生・中村暢宏・本多潤一・森井久美子	
(司会) 成瀬龍夫	

3. 特集論文・キーワード

(1) 軍拡と軍縮の経済学

わが国における産官学協同の進展	木原 正雄 51号
核軍拡競争の現段階とSDI	安斎 育郎 51号
「軍縮と開発」の経済学をどう構築するか	藤岡 慎 51号
民需転換(Conversion)は可能か	
——第9回研究大会全体討論のまとめ——	中谷 武雄 51号
戦後体制における軍事と経済学	新岡 智 51号

(2) 文化的経済学

中年よ、からだをきたえておけ	木津川 計 52号
——経済大国下の生活小国にあって	
文化・文明と商品経済・協同社会	平野 喜一郎 52号
消費社会論の動向と課題	角田 修一 52号
文化運動への着眼	井上 英之 52号
ヨーロッパ社会学における文化の役割	井上 純一 52号
職場の合理化と文化的価値意識の役割	中山 久雄 52号
映画“母さんの樹”と労働組合運動	水野 喜志彦 52号
伝統文化と市民文化——地域における共存と共同——	森 可秀 52号

(3) アジアと日本

日本・アジア・環太平洋	藤原 貞雄 53号
日本型多国籍企業とアジア——いま求められているもの——	佐々木 健 53号
日本資本の東南アジア進出が問いかけるもの	和田 幸子 53号
食糧・農漁業問題におけるアジアと日本	森井 淳吉 53号
A S E A Nと日本	西口 清勝 53号
アジアN I C s (新興工業国) と日本経済をめぐる諸論点	田中 祐二 53号
(4) 構造転換と日本の経済学	
現代経済学における国家論の課題	宮本 憲一 54号
環境保護運動と現代資本主義	植田 和弘 54号
今日的生活様式論の特質	高原 朝美 54号
個人所得税の導入と社会主義の三つの型	田中 宏 54号
(5) 経済民主主義の動向	
日本における経済民主主義論の展開	野澤 正徳 55号
サッチャーリズムと炭鉱ストライキ	増田 壽男 55号
ラテンアメリカ——危機からの再生を求めて	草野 昭一 55号
ソ連社会主義のペレストロイカ	上島 武 55号
(6) 労働過程研究の焦点	
いま、なぜ労働過程研究か	森岡 孝二 56号
現代労働過程論争とその意義——ブレイヴァマンとそれ以降	成瀬 龍夫 56号
「情報化社会」は中小企業に何をもたらすか	
——生産の単サイクル化と労働の不安定化	安満 弁吉 56号
労働現場をみる視点——N T Tにおける資本と労働の現段階——	水野 喜志彦 56号
(7) ギャンブル・キャピタリズムの凋落	
経済投機化と現在の金融不安	小西 一雄 57号
地価急騰と土地税制	瀬川 久志 57号
財テクブームと勤労者の家計	佐藤 卓利 57号
途上国債務戦略をめぐる対抗関係とI M Fの役割	奥田 宏司 57号
(8) 現代経済をどうとらえるか	
現代資本主義論の反省課題	森岡 孝二 58号
『資本論』と現代経済——理論的認識の実践性を求めて——	有井 行夫 58号
「情報化社会」をどうとらえるか	小林 正人 58号
(9) いま“豊かさ”を考える	
シンポジウム：いま“豊かさ”を考える	59号
新しいシリーズを始めるにあたって	重森 曜 59号
(報告1) “豊かさ”概念をめぐって	角田 修一 59号
(報告2) 生活空間はいま豊かか	梶浦 恒男 59号
(報告3) 真の“豊かさ”と社会保障	福島 利夫 59号
(報告4) 保育運動からみた“豊かさ”問題	横田 昌子 59号
参加者の発言と報告者の感想・回答	59号
「豊かさ時代」と不安定就労の拡大	伍賀 一道 59号
アメリカ経済のリストラクチャリングと階層構造の再編成	湯浅 良雄 59号
(10) 「ポスト福祉国家」を問う	
住宅問題からみた日本の「豊かさ」	早川 和男 60号
シンポジウム「『ポスト福祉国家』を問う」	
サッチャーリズムとイギリス福祉国家	北村 裕明 60号

スウェーデンの経済と福祉	藤岡 純一	60号
日本における「福祉国家」の再編道程	中井 健一	60号
全体討論のまとめ	岡崎 祐司・上掛 利博	60号
過労死——働きすぎ社会の告発	森岡 孝二	60号
高齢化と都市行財政	武田 宏	60号
豊かさとはなにか——三宅島民が発するメッセージ——	末松 三郎	60号
(1) 特集キーワード		
ブームラン効果	梅原 英治	53号
アジアニックス（アジアN I C s）	松野 周治	53号
フィリッピン革命	高山 新	53号
アジア開発銀行	梅原 英治	53号
「緑の革命」	江尻 彰	53号
F A O	江尻 彰	53号
アジアの社会主义	松野 周治	53号
中間層	角田 修一	54号
エコロジスト	江尻 彰	54号
生活様式	角田 修一	54号
生活の社会化	角田 修一	54号
ゴータ綱領	松野 周治	54号
自主管理（社会主义経済管理における）		54号
生活者民主主義		55号
ベーカー提案	梅原 英治	55号
フルシチョフ改革	上島 武	55号
コスイギン改革	上島 武	55号
レギュラシオン（調整）理論	森岡 孝二	56号
社会的蓄積構造アプローチ	森岡 孝二	56号
キャピタル・ゲイン課税	梅原 英治	57号
アルチュセール	大西 広	58号

4. 連 載

(1) 自叙伝こぼれ話		
第2回 戦後北白川のことなど	島 恭彦	51号
第3回 回想の安保闘争	島 恭彦	52号
(2) 研究者群像		
第1回 杉原四郎先生に聞く		53号
第2回 坂寄俊雄先生に聞く		54号
第3回 山口正之先生に聞く		56号
第4回 江口英一先生に聞く		57号
第5回 戸木田嘉久先生に聞く		58号
第6回 置塙信雄先生に聞く		59号
第7回 柴田悦子先生に聞く		60号
(3) 現代の焦点		
第1回 日本経済のもうひとつの進路——'87経済白書にふれて	柳ヶ瀬 孝三	54号
第2回 地価問題と都市政策 ——東京都心部の地価高騰対策論の焦点——	寺西 俊一	55号

第3回 「社会福祉制度改革」と社会福祉の「産業化」 ——もうひとつの構造転換	中井 健一 56号
第4回 税制改革と「構造調整」政策	梅原 英治 57号
第5回 現代天皇制イデオロギーの物質的基盤について	二宮 厚美 59号
第6回 レーガンの遺産とアメリカの選択	新岡 智 60号
(4) 歴史の探求	
第1回 1929年世界恐慌	松野 周治 55号
第2回 昭和恐慌と高橋財政の展開	藤田 安一 56号
第3回 ニューディール	佐々木 雅幸 57号
第4回 スターリン体制の成立と5カ年計画	中江 幸雄 58号
第5回 ワイマール共和国の崩壊	長沢 高明 59号
(5) 古典を読む	
第1回 トマス・ペイン『コモン・センス』と『人間の権利』	中谷 武雄 55号
第2回 トクヴィルと『アメリカのデモクラシー』	堀 雅晴 56号
第3回 ジョン・スチュアート・ミル『自由論』	大西 広 57号
第4回 ロバート・オーエン『社会に関する新見解』と 『ラナーク州への報告』	的場 信樹 59号
(6) 文学と経済学	
第1回 ディケンズの『リトル・ドリット』	森岡 孝二 57号
(7) 学界動向	
第1回 現代都市論	川瀬 光義 55号
第2回 日本流通学会の発足に参加して	中村 雅秀 56号
第3回 「世界都市」からみる都市経済の再生	井内 尚樹 57号
第4回 経済理論学会第36回大会 日本財政学会第45回大会	藤岡 悄 59号
第5回 マルクス・エンゲルス研究者の会	藤岡 純一 59号
(8) 研究所訪問	
第1回 人間発達研究所	橋本 直樹 60号
第2回 社会科学研究セミナー——芝田進午先生に聞く	小沢 修司 54号
第3回 大阪保育研究所	芦田 亘 54号
第4回 国民教育研究所——伊ヶ崎暁生先生へのインタビュー	横山 寿一 56号
第5回 総合社会福祉研究所	光岡 博美 57号
第6回 大阪自治体問題研究所	梅原 英治 58号
第7回 銀行労働研究会	江尻 彰 59号
5. 記念講演・一般論文・研究ノートなど	
(1) 記念講演	
転換する近代経済学とその超克——情報化・国際化・自由化—— 住宅問題から見た日本の「豊かさ」	山口 正之 53号 早川 和男 60号
(2) 一般論文	
資本家の所有と株式会社	佐々木 秀太 47号
最近の国家論に対する一つの疑問 ——国家論の国際的展開によせて	北川 與司雄 51号
アメリカのビジネス・スクールにおける経営教育	廣瀬 幹好 52号
ポピュラー・キャピタルズムとイギリス地方自治	

——サッチャーリズムの展開と地方税改革	北村 裕明 55号
日米鉄鋼業における「合理化」・多角化の動向	十名 直喜 55号
コンピュータの内的発展法則	石沢 篤郎 55号
現代社会と労働者協同組合	井上 秀城 56号
石沢「法則」を支えるもの	中村 静治 57号
「商品過剰論」と「資本過剰論」の生成・発展・消滅	増田 和夫 58号
(3) 研究ノート	
経済学と人権論——「領有法則転回論」の一論点から	赤間 道夫 53号
唯物史観と人間発達史観——池上惇著『人間発達史観』を読んで——	森岡 孝二 54号
貿易摩擦と農業問題	
——閔下稔著『日米貿易摩擦と農業問題』を読んで——	江尻 彰 54号
高原朝美著『富裕化と貧困化の論理』を読む	伍賀 一道 56号
生協運動の危機と協同組合主義	
——栗本昭著『先進国生協運動のゆくえ』を読んで——	的場 信樹 56号
伍賀一道著『現代資本主義と不安定就業問題』を読んで	木村 隆之 59号
(4) 自著を語る	
静岡大学経済学・税法研究者の会著『シミュレーション税制改革』	安藤 実 59号
(5) 私の研究から	
ヴィレルメ協会『フランスにおける労働者の 物質的・精神的状態』	清水 克洋 58号

6. 海外通信・インタビュー・研究会だより

(1) 海外通信	
アメリカ便り——ピツツパークでの生活から	川口 清史 51号
H・シャピロさんへのインタビュー	56号
(2) 労働者所員へのインタビュー	
石川雅博・梶原聰子ご夫妻聞く	51号
岡 宏一氏に聞く	52号
(3) 研究会だより	
医療・福祉問題研究会	助 昭三 59号

7. 書評・文献紹介

(1) 書評	
森岡孝二編『労働者の日本経済論』	林 堅太郎 51号
柳ヶ瀬孝三・三上和夫編『教育費を見直す』	青木 圭介 51号
重森暁編『日本公企業の再生』	水野 喜志彦 51号
三富紀敬著『フランスの不安定労働改革』	伍賀 一 道 51号
内山昭著『大型間接税の経済学』	鶴田 廣巳 51号
戸木田嘉久編『ME「合理化」と労働組合』	北条 豊 52号
石田頼房著『日本近代都市計画の百年』	川瀬 光義 52号
基礎経済科学研究所編『労働時間の経済学』	横山 寿一 53号
高原一隆・増田洋編『地域問題の経済分析』	長谷川 健二 53号
種瀬茂著『経済思想』	桜井 幸男 53号
R・ディグラス著『アメリカ経済と軍拡』	中村 達 54号
藤岡純一著『日本経済の展開と財政』	大辺 誠一 54号

中村雅秀編『累積債務の政治経済学』
 吉田文和著『マルクス機械論の形成』
 S・マリス著『ドルと世界経済危機』
 有井行夫著『マルクスの社会システム論』
 R・バーバック／P・フリン著『アグリビジネス』
 上田秋助著『アディオス・ミ・サント・ドミンゴ』
 宝光井頭雅ほか編『現代日本の婦人労働』
 渡辺峻著『現代の銀行労働』
 鶴田廣巳・藤岡純一編『税制改革への視点』
 J・オコンナー著『経済危機とアメリカ社会』
 置塙信雄・伊藤誠著『経済理論と現代資本主義』
 松石勝彦著『資本論の方法』
 西川潤著『世界経済入門』
 山本繁著『大正デモクラシーと香川の農民運動』
 成瀬龍夫著『生活様式の経済理論』
 加茂利男著『都市の政治学』
 横尾邦夫著『くらしと自治の財政論』
 経済優先度評議会著『SDI——スター・ウォーズの経済学』
 吉田文和著『ハイテク汚染』
 上杉忍著『パクス・アメリカーナの光と陰』

(2) 特別モニター書評

基礎経済科学研究所編『講座・構造転換』第1巻
 基礎経済科学研究所編『講座・構造転換』第1巻
 基礎経済科学研究所編『講座・構造転換』第2巻
 基礎経済科学研究所編『講座・構造転換』第3巻
 基礎経済科学研究所編『講座・構造転換』第4巻
 基礎経済科学研究所編『講座・構造転換』第4巻
 基礎経済科学研究所編『講座・構造転換』第4巻

奥田宏司 54号
 重本直利 54号
 向壽一 54号
 芝田進午 55号
 横原正澄 55号
 藤岡淳 56号
 宇田綾生 56号
 山西万三 56号
 今村元 57号
 横尾邦夫 57号
 三次憲次 57号
 梅垣邦胤 57号
 鈴木秋洋 57号
 川東崢弘 58号
 下山房雄 59号
 重森暁 59号
 政田裕嗣 59号
 大西広 60号
 鈴木茂 60号
 藤岡惇 60号

(3) 新刊紹介・文献紹介

基礎経済科学研究所編『労働時間の経済学』
 置塙信雄編『景気循環——その理論と数値解析』
 牧野富夫著『「産業空洞化」時代の労働運動』
 日本科学者会議編『円高・ドル安と日本経済』
 置塙信雄・鶴田満彦・米田康彦著『経済学』
 非核の政府を求める京都の会編『ハート・オブ・ピース』
 富沢賢治ほか著『協同組合の拓く社会』
 都市環境研究会著『都市とウォーターフロント』
 松石勝彦著『現代経済学入門』

隈部紀彦 56号
 杉浦正和 56号
 尾内康彦 56号
 柿沼昌芳 57号
 井沢嘉之 57号
 本宮正則 57号
 山岸明 57号

52号
 梅原英治 56号
 松野周治 56号
 高山新 56号
 角田修一 57号
 大西広 57号
 江尻彰 57号
 横原正澄 58号
 市橋勝 59号

8. 基礎研だより

(1) 全体

新講座『現代の日本——構造転換の経済分析』の

取り組みについて

現代資本主義研究会からの報告(8)

公開講座より——民営「国鉄」と公企業論の課題

講座編集委員会事務局 51号

研究教育委員会共同研究部 51号

大西広 52号

87年度春季研究集会の報告	藤岡 淳 53号
第10回研究大会の報告	高山 新 54号
1988年春季合宿研究交流集会の報告	樋原 正澄 57号
第11回研究大会の報告	藤岡 悅 58号
1989年度春季合宿研究交流集会のまとめ	樋原 正澄 60号
(2) 夜間通信研究科紹介	
労働運動学科	上掛 利博 51号
(3) 支部活動報告	
労働者を中心にざくばらん研究活動(香川支部)	大松 美樹雄 52号
活動を再開する東京支部	細居 俊明 53号
第4回基礎研四国研究集会の報告	増田 晃一 59号

9. 『経済科学通信』誌面批評

『経済科学通信』No.48を読んで	高原 一隆 51号
『経済科学通信』No.49を読んで	山本 久子 51号

- (注) 1. 第1号～第30号の総目次は第30号(1981年1月), 第31号～第50号の総目次は第50号(1986年9月)に掲載されている。
2. 「一般論文」の冒頭, 佐々木秀太氏の論文「資本家の所有と株式会社」(第47号, 1985年12月)は第31号～第50号の総目次で欠落したため今回の総目次に含めたもの。
3. 「特集によせて」「編集後記」その他の雑録は割愛した。 (梅原)

(72ページよりつづく)

約もあるうが, パクス・アメリカーナの今後を展望するうえで, 次の2点の解明があればいっそう良かつたと思う。その第1は, 暴騰する体制維持コストを担うべきアメリカ資本主義自体が, ゼイ肉の多い「高コスト・高消費のたるんだ経済」と化し, 基礎体力を低下させているメカニズムをもっと正確に解明することである。今日のパクス・アメリカーナの矛盾の深さとその再編の方向はそこから出てくるのだから。その第2は, パクス・アメリカーナの終焉はすでに確定し, 完了した事実なのかという問題である。その再編なり逆襲の可能性と危険性の正確な分析が求められている。評者は, 変動相場・

ドル本位制への移行と米中和解という二つのニクソン・ショックに見舞われた1971～73年頃をパクス・アメリカーナの第1次再編期とすれば, 現局面は, レーガン政権誕生によって始まったその第2次再編の渦中にあると考えている。したがって, 現局面は, パスク・アメリカーナの「終焉」ではなく, むしろ「黄昏」とでも表現した方が正確だと思う(この点, 関下稔『日米経済摩擦の新展開』大月書店, 1989年, 第2章参照)。ただし, これらの論点の解明は社会史家としての著者ではなく, むしろ経済学研究者の任務であろう。

それはともかく, 歴史の創造主体への人民の成長が, 権力政治・

大国主義的秩序を衰退させていく世界史の基本線を浮き彫りにすることに成功したこと——これが本書の意義である。同様の方法的見地にたって書かれた野村達朗氏の労作『フロンティアと摩天楼』(同じ講談社現代新書「新書アメリカ合衆国史」のなかの1冊)ともども味読していただきたい。新書サイズの概説書は, 一般大衆に受容され, その社会認識を左右する力が大きい。専門研究者は, このジャンルでも良い仕事をして, 世の中におおいに打っててる必要があることを感じさせられた。

(藤岡 悅 所員 立命館大学)

読者の声

生活実感からの経済学研究に期待

貴誌を受け取りました。『赤旗』で紹介されており興味はもっておりましたが、目を通したのは初めてです。早速ですが、定期読者にならせていただきます。『経済』はずっと読んでおり、投書をよくします。貴誌は一味ちがう編集で庶民感覚というか、生活の実感の中からの経済学研究とでもいうか、身近なものにしようという狙いがリアルに伝わってきます。「豊かさ」のテーマでの原稿募集には雑感的に思いのまま書きたく思います。多忙な身ですが、勉強したく思っています。ともに頑張りましょう。

(宇治市 川原一正 市会議員)

編集後記

▼先日の編集局会議において、最近の話題の書である吉野源三郎著『職業としての編集者』(岩波新書、1989年3月刊)をとり上げ、意見を交換しました。岩波新書の創刊や雑誌『世界』の編集にあたつての故・吉野氏のなみなみならぬ努力と斬新な発想、その背景にある「新しい現実をどうとらえたらよいか」という問いかけを常に発するという「しろうと」の姿勢、「人類の進歩という歴史観と科学的な物の見方を与える」という使命観など、小生を含め編集局一同、これまでの自らの姿勢を振り返り考えさせられた次第です。今後も日常の編集業務だけでなく、先人のさまざまな仕事を学び、『通信』の充実に生かしていきたいと思います。

▼本号の特集は前号の特集につづく「豊かさ」シリーズの第2弾です。前号と合わせてご検討下さい。なお、次号の特集としては、7月

14~16日に行なわれる基礎研研究大会をふまえて「現代の技術変化と資本主義の再編」を予定しています。その他、今回休載した「歴史の探究」では、今日その評価があらためて問われている1949年中国革命についての論稿が予定されており、また「古典を読む」ではエングルスの『イギリスにおける労働者階級の状態』の論稿を掲載する予定です。

▼前号での「“豊かさ”問題を考える」原稿募集に早速応募があり、そのなかで末松さんの論稿を載せることができました。投稿を下さいました皆さんに御礼を申し上げますとともに、読者の皆さんの一層の投稿を期待しています。

▼本号で『通信』も「還暦」。読者および所員・所友の皆さんに心から御礼を申し上げます。今後一層のご支援をお願いするものです。

(松野)

経済科学通信 (季刊) 第60号 1989年7月20日発行

編集・発行

基礎経済科学研究所『経済科学通信』編集局
(〒602京都市上京区河原町通今出川下ル芝山ビル)
振替京都 8-1972 TELおよびFAX(075)255-2450

編集局

芦田 亘	池島 正興	梅原 英治
江尻 彰	角田 修一	小倉 信次
重森 曜	高橋 信一	高山 新
竹味 能成	中谷 武雄	西田 達昭
松野 周治	横山 寿一	

印刷所

新日本プロセス株式会社
(〒601京都市南区吉祥院石原上川原町21)
TEL(075)661-5688

価格 1部 1,000円

定期購買費(年間4冊分) 3,600円(郵送料を含む)

大阪経済法科大学経済研究所○編

¥2200(税別)

経済学名著106選

編集代表 林直道

池上 悅○著

福祉と協同の思想

北川隆吉○編

¥2200(税別)

ハイテク化と東京圏

岡倉古志郎・柴田政利○編集代表

¥2800(税別)

今日の国際経済

【青木教養選書】

連合結成・総評解体——いわゆる「労働戦線
統一」は、誰が仕掛け、誰が推進したのか？

日本の労働組合の変質の軌跡を追い、そのシナリオと仕掛人たちを、精力的な取材でつかんだ生々しい事実をもとに明らかにし、日本もうひとつ支配のしくみと支配者たちの素顔を暴く書き下ろし！

定価◎1700円(税別)

ニッポン偽装労連

連合で日本の労働組合はどうへ行くのか？

国内だけでなく、欧米・アジア諸国にまで触手を広げて、本民間労組联合会の実態とその幹部たちの生態を赤裸々に描いた書き下ろし！

定価◎1680円(税別)

名作のエッセンスと著者の横顔をコンパクトに収録した便利でハイレベルな経済学ブック・ガイド。現代経済学の二大流派であるマルクス経済学と近代経済学はもちろん、それ以外の学派・学説をも含め広い視座から解説。

●変貌する現代都市——ハイテク産業の進出著しい神奈川県央地域を中心に、都市の生活・文化・情報・人口などの変化・変動を実態分析し、今日の産業構造の転換と強大な都市再開発・再編成のねらいを解明した意欲作！

国際金融不安など低成長下の先進資本主義諸国や多様化する社会主義諸国の現状を分析し、そのなかで発展途上国がどのような国際経済関係を樹立していくべきかを非同盟運動との関連で追求した共同研究。

KKニッポン労連

青木書店

東京神田神保町1-60

電話・03(292)0481